

令和6年度

# 広島県環境データ集

広島県

# 広島県環境データ集 目次

## 第1 大気環境

1	大気汚染測定網一覧	1
2	大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）	1
3	大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）	1
4	大気汚染常時監視網配置図	2
5	二酸化硫黄濃度測定結果	3
6	二酸化窒素濃度測定結果	4
7	一酸化炭素濃度測定結果	5
8	微小粒子状物質濃度測定結果	5
9	浮遊粒子状物質濃度測定結果	6
10	光化学オキシダント濃度測定結果	7
11	緊急時等における協力工場・事業場一覧	8
12	オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数	9
13	オキシダント情報等の月別発令回数	10
14	非メタン炭化水素濃度測定結果	10
15	有害大気汚染物質モニタリング結果	11
16	簡易測定法による硫黄酸化物濃度測定結果	12
17	簡易測定法による二酸化窒素濃度測定結果	12
18	短期間測定における光化学オキシダント測定結果	12
19	浮遊粒子状物質測定結果（ハイボリウムエアサンプラー又はローボリウムエアサンプラー法）	12
20	浮遊粉じん測定結果	13
21	降下ばいじん量測定結果	13
22	黄砂観測日数	13
23	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	14
24	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数	15
25	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等	15
26	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	15
27	生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等	16
28	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等	16
29	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等	17
30	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	17
31	生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等	18
32	大気汚染防止法に定める水銀排出施設数等	18
33	大気汚染防止法に定める水銀排出施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	19
34	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	19

## 第2 水環境

1	水質環境基準の水域類型の指定状況	20
2	環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	24
3	環境基準の達成状況（全窒素及び全りん）	24
4	水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	24
5	水域別環境基準（BOD、COD）の達成状況	25
6	水域別環境基準（全窒素及び全りん）の達成状況	28

7	水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	28
8	健康項目の環境基準値を超える割合	29
9	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）	30
10	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（湖沼）	31
11	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）	31
12	主要河川の水質汚濁状況（BOD）	32
13	海域の水質汚濁状況（COD）	33
14	環境基準類型指定水域別水質（BOD、COD）の推移	34
15	環境基準点についての地点別測定結果（生活環境項目）	37
16	環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全りん）	43
17	水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果	45
18	海域の栄養塩の状況	45
19	ダム貯水池（貯水量1,000万m <sup>3</sup> 以上）の栄養塩の状況	46
20	棕梨ダムのアオコ確認日数	46
21	地下水環境基準達成率の推移	46
22	地下水測定結果	47
23	公共用水域要監視項目等調査結果	50
24	生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	54
25	産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	54
26	産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合	54
27	赤潮発生海域概要	55
28	特定施設の許可・届出受理状況	56
29	特定事業場の状況	56
30	業種別特定事業場の届出状況	57
31	水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	58
32	市町別水道普及率	58
33	公共下水道の普及状況	58
34	太田川流域下水道計画図	59
35	芦田川流域下水道計画図	60
36	沼田川流域下水道計画図	61
37	海水浴場水質測定結果	62

### 第3 騒音・振動・悪臭

1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	64
2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定図	64
3	環境騒音の環境基準達成状況	65
4	自動車騒音の環境基準達成状況	65
5	自動車騒音測定結果	66
6	自動車騒音環境基準達成状況の経年変化	75
7	道路交通振動測定結果	75
8	面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況	76
9	航空機騒音に係る環境基準の地域指定図	76
10	航空機騒音短期測定結果	77
11	航空機騒音常時測定結果	77
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	78
13	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	78

14	騒音規制区域の区分	78
15	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	79
16	特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準	79
17	騒音規制区域別の特定工場等数	79
18	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況	80
19	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	80
20	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	80
21	振動規制法に基づく規制区域の区分	80
22	振動規制法に基づく地域の指定図	81
23	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	81
24	特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準	81
25	振動規制区域別の特定工場等数	81
26	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	82
27	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	82
28	振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	82
29	悪臭防止法に基づく規制地域	82
30	悪臭の規制基準	83
31	生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況	83
32	悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況	83

#### 第4 化学物質

1	ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況	84
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況	84
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況	85
4	ダイオキシン類環境汚染状況調査結果	85
5	内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果	87
6	ポリ塩化ビフェニル（PCB）による汚染状況調査	88
7	水銀による魚介類の汚染調査結果	88
8	トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による汚染調査結果	89
9	かきの重金属検査結果	89

#### 第5 自然環境

1	自然公園等位置図	90
2	自然公園の指定状況	90
3	県自然環境保全地域一覧	91
4	自然海浜保全地区一覧	92
5	緑地環境保全地域一覧	92
6	自然公園内の許可等の処理状況	93
7	海岸線の状況	93
8	藻場・干潟の現存面積と消滅面積	93
9	保安林面積	93
10	鳥獣保護区等一覧	94
11	有害鳥獣の捕獲（有害捕獲数）	95

#### 第6 温暖化対策関係

1	部門別二酸化炭素排出量の推移（広島県）	96
---	---------------------	----

2	電力消費量（広島県）	96
3	種類別燃料油販売量（広島県）	96
4	自動車保有台数の推移（広島県）	96
5	住宅用太陽光発電システム設置件数（広島県）	96

## 第7 廃棄物対策関係

1	し尿処理の概況	97
2	ごみ処理の概況	97
3	容器包装廃棄物の分別収集の状況	98
4	広島県分別収集促進計画（第10期）の概要	98
5	自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況	98
6	産業廃棄物処理業者許可状況	98

## 第8 その他

1	生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況	99
2	発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況	99
3	公害苦情事案の処理状況	100
4	環境保全協定締結状況	100
5	環境影響評価の実施状況	101
6	広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況	102
7	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表	103
8	せとうち海援隊認定団体	106
9	こどもエコクラブ数、メンバー数	107
10	緑の少年団、団員数	107
11	国指定・県指定文化財等件数一覧	107
12	都市公園整備現況	108
13	県・市町の環境保全関係規程等	109

## 第9 環境基準

1	大気汚染に係る環境基準	113
2	有害大気汚染物質に係る環境基準	113
3	水質汚濁に係る環境基準	114
4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	119
5	騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）	120
6	航空機騒音に係る環境基準	121
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	121
8	ダイオキシン類に係る環境基準	121
9	土壌の汚染に係る環境基準	122

# 第1 大気環境

## 1 大気汚染測定網一覽

(令和6年3月31日現在)

項目 市町	硫黄酸化物			窒素酸化物		一酸化炭素	光化学オキシダント		浮遊粒子状物質				微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射量					
	簡易測定法等 分子拡散式サンプラー	短期測定 溶液導電率法又は紫外線蛍光法	簡易測定法等 分子拡散式サンプラー	短期測定 化学発光法	吸光度法又は化学発光法	非分散型赤外線分析法	短期測定 紫外線吸収法	紫外線吸収法	浮遊粒子状物質				β線吸収法	風向・風速	気温・湿度	日射量					
									ローボリウムエアサンプラー法	ハイボリウムエアサンプラー法	β線吸収法	β線吸収法									
総数	37	1	20	56	1	36	5	1	28	0	13	1	37	25	57	5	10	29	8	8	
広島市			4			11	2		7				11	11				4	7	2	2
呉市			4			5	1		3				5	2	10			4	2	3	1
竹原市	5		1	4		1			1				1	1	5			1	1	1	1
三原市			1			2	1		1				2	1				1	2	1	1
尾道市				7		1			1				1		6			1	1		
福山市			4	13		8	1		6	0			8	6	14			1	6	1	1
府中市	8		1	2		1			1				1		8			1	1		
三次市			1	2		1			1				1	1				1	1	1	1
大竹市			1	5		1			1				1	1	4	1		1	1	1	1
東広島市	13		1	13		2			2		13		2	1	1				2		
廿日市市	7			7		1			1				1		5				1		
安芸郡府中町		1			1				1												
〃海田町	1		1	1		1			1				1		1			1	1		
〃熊野町				2																	
〃坂町	3														3						
山県郡北広島町									1				1	1					1		
豊田郡大崎上島町			1			1			1				1						1		

資料：県環境保全課（注）県、市町の測定網である。

## 2 大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）

(令和6年3月31日現在)

設置主体 番 号	測定局		測定項目									
	名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射	
県	1	大竹油見公園	大竹市油見三丁目1143	●	●	●		●	●	●	●	●
	2	廿日市桂公園	廿日市市桜尾本町		●	●		●		●		
	広島市	3	井口小学校	広島市西区井口二丁目13-1	●	●	●		●	●	●	
		4	三篠小学校	〃 西区三篠町一丁目9-25		●	●		●	●	●	●
		5	皆実小学校	〃 南区皆実町一丁目15-32	●	●	●		●	●	●	
		6	福木小学校	〃 東区馬木九丁目1-2		●	●		●	●	●	
		7	伴小学校	〃 安佐南区伴中央一丁目7-2	●	●	●		●	●	●	
		8	安佐南区役所	〃 安佐南区古市一丁目33-14	●	●	●		●	●	●	
		9	可部小学校	〃 安佐北区可部四丁目9-1		●	●		●	●	●	●
呉市	10	海田高校	安芸郡海田町つくも町1-60	●	●	●	●	●	●	●		
	11	明立小学校	呉市伏原二丁目6-38	●	●	●	●	●	●	●		
	12	宮原小学校	〃 宮原四丁目8-1	●	●	●	●	●	●	●		
	13	鍋山団地	〃 警固屋一丁目地内		●	●		●	●	●		
県	14	白岳小学校	〃 広駅前一丁目6-1	●	●	●	●	●	●	●	●	
	15	東広島西条小学校	東広島市西条中央二丁目15-1	●	●	●		●	●	●		
	16	河内入野	〃 河内町入野5048-1		●	●		●	●	●		
	17	竹原高校	竹原市竹原町3444-1	●	●	●	●	●	●	●	●	
	18	大崎小学校	豊田郡大崎上島町中野2078-1	●	●	●		●	●	●		
	19	三原宮浦公園	三原市宮浦二丁目1-1	●	●	●		●	●	●		
	20	尾道東高校	尾道市東久保町12-1		●	●		●	●	●		
福山市	21	松永小学校	福山市松永町六丁目7-11-8	●	●	●		●	●	●		
	22	向丘中学校	〃 水呑向丘107		●	●		●	●	●		
	23	曙小学校	〃 曙町五丁目16-3	●	●	●		●	●	●	●	
	24	南小学校	〃 明治町4-1	●	●	●	●	●	●	●		
	25	培遠中学校	〃 春日町三丁目15-18		●	●		●	●	●		
	26	駅家北小学校	〃 駅家町法成寺67	●	●	●		●	●	●		
	27	神辺支所	〃 神辺町川北字内井之端1356-1		●	●		●	●	●		
県	28	府中市教育センター	府中市元町1-5	●	●	●		●	●	●		
	29	北広島町	山県郡北広島町玉生		●	●		●	●	●		
	30	三次市十日市町	三次市十日市町168-1	●	●	●		●	●	●	●	
合計			20	29	28	5	30	19	28	7	7	

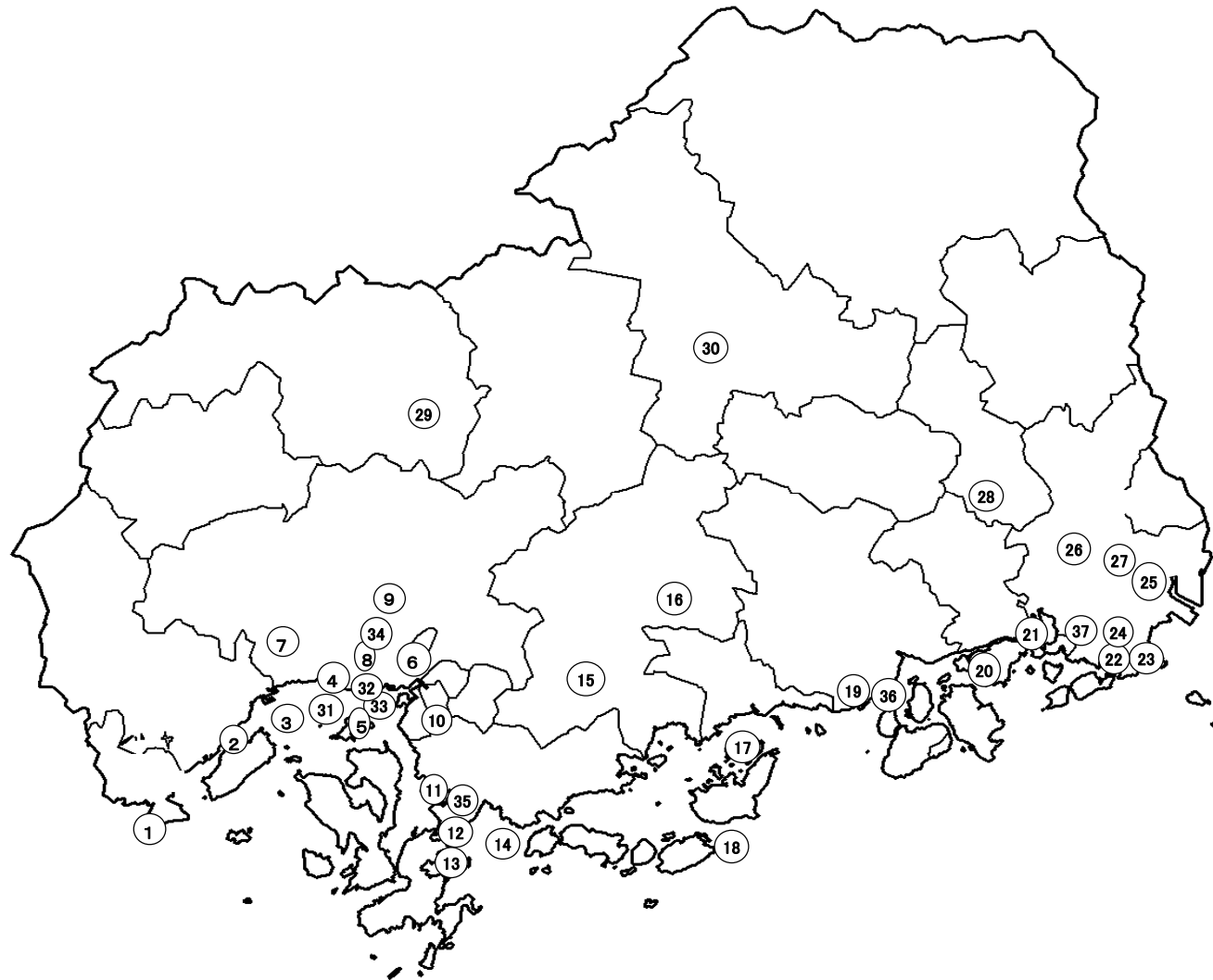
## 3 大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）

(令和6年3月31日現在)

設置主体 番 号	測定局		測定項目								
	名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射
広島市	31	庚午	広島市西区己斐本町三丁目13		●	●	●	●	●		
	32	紙屋町	〃 中区基町11-1		●	●	●	●	●		
	33	比治山	〃 南区比治山本町12		●	●	●	●	●		
呉市	34	古市小学校	〃 安佐南区古市二丁目21-1		●	●	●	●	●		
	35	西畑町	呉市西畑町33地先		●	●		●	●		
県	36	三原宮沖町	三原市宮沖町119-2		●	●	●	●	●	●	●
福山市	37	福山市役所	福山市東桜町3-5		●	●		●	●		
合計			0	7	5	5	7	6	1	1	1

# 4 大気汚染常時監視網配置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



No.	局別	測定局名
1	一般	大竹油見公園
2	一般	廿日市桂公園
3	一般	井口小学校
4	一般	三篠小学校
5	一般	皆実小学校
6	一般	福木小学校
7	一般	伴小学校
8	一般	安佐南区役所
9	一般	可部小学校
10	一般	海田高校
11	一般	明立小学校
12	一般	宮原小学校
13	一般	鍋山団地
14	一般	白岳小学校
15	一般	東広島西条小学校
16	一般	河内入野
17	一般	竹原高校
18	一般	大崎小学校
19	一般	三原宮浦公園
20	一般	尾道東高校
21	一般	松永小学校
22	一般	向丘中学校
23	一般	曙小学校
24	一般	南小学校
25	一般	培遠中学校
26	一般	駅家北小学校
27	一般	神辺支所
28	一般	府中市教育センター
29	一般	北広島町
30	一般	三次市十日市町
31	自排	庚午
32	自排	紙屋町
33	自排	比治山
34	自排	古市小学校
35	自排	西畑町
36	自排	三原宮沖町
37	自排	福山市役所

(令和6年3月31日現在)

資料: 県環境保全課

## 5 二酸化硫黄濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環境基準適否	1時間値の年平均値				
						(時間)	(%)	(日)	(%)					R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
						(ppm)												
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	365	8,703	1	0.0	0	0.0	0.103	0.004	0	適	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001
	広島市	井口小学校	住	358	8,625	0	0.0	0	0.0	0.016	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		皆実小学校	住	284	6,788	0	0.0	0	0.0	0.017	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		伴小学校	住	366	8,696	0	0.0	0	0.0	0.020	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		安佐南区役所	住	363	8,690	0	0.0	0	0.0	0.016	0.003	0	適	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		海田町	海田高校	住	365	8,692	0	0.0	0	0.0	0.016	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001
	呉市	明立小学校	住	365	8,703	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		宮原小学校	住	364	8,682	0	0.0	0	0.0	0.015	0.002	0	適	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		鍋山団地	住	365	8,673	0	0.0	0	0.0	0.017	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		白岳小学校	住	363	8,684	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	東広島市	東広島西条小学校	住	365	8,708	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	0	適	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	竹原市	竹原高校	住	352	8,412	1	0.0	0	0.0	0.117	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	大崎上島町	大崎小学校	未	366	8,705	0	0.0	0	0.0	0.079	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	三原市	三原宮浦公園	住	366	8,709	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	0	適	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	福山市	松永小学校	住	364	8,599	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	0	適	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		向丘中学校	住	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	0.001	-	-	-
		曙小学校	住	364	8,634	0	0.0	0	0.0	0.03	0.005	0	適	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		南小学校	商	365	8,630	0	0.0	0	0.0	0.02	0.004	0	適	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
		培遠中学校	住	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-
		駅家北小学校	未	362	8,597	0	0.0	0	0.0	0.02	0.003	0	適	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
府中市	府中市教育センター	準工	366	8,701	0	0.0	0	0.0	0.017	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
三次市	三次市十日市町	未	355	8,466	0	0.0	0	0.0	0.038	0.002	0	適	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

- (注) 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。  
 2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。  
 3 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。  
 4 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。



## 6 二酸化窒素濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準適否	1時間値の年平均値					
							(日)	(%)	(日)	(%)				R1 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
																			(ppm)
一般環境 大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	361	8,578	0.050	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	
	廿日市市	廿日市桂公園	住	362	8,593	0.042	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009	
	広島市		井口小学校	住	332	8,050	0.045	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
			三篠小学校	住	358	8,585	0.043	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
			皆実小学校	住	360	8,616	0.051	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
			福木小学校	住	299	7,169	0.034	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
			伴小学校	住	358	8,564	0.033	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
			安佐南区役所	住	312	7,499	0.041	0	0.0	0	0.0	0.015	0	適	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
			可部小学校	住	359	8,594	0.030	0	0.0	0	0.0	0.012	0	適	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
	海田町	海田高校	住	315	7,824	0.047	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.014	0.013	0.013	0.011	0.010	
	呉市		明立小学校	住	344	8,431	0.043	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
			宮原小学校	住	357	8,537	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
			鍋山団地	住	364	8,676	0.080	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
			白岳小学校	住	350	8,435	0.043	0	0.0	0	0.0	0.013	0	適	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
	東広島市	東広島西条小学校	住	329	7,864	0.031	0	0.0	0	0.0	0.015	0	適	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	
		河内入野	未	363	8,678	0.027	0	0.0	0	0.0	0.010	0	適	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	
	竹原市	竹原高校	住	320	7,705	0.031	0	0.0	0	0.0	0.012	0	適	0.008	0.007	0.006	0.006	0.005	
	大崎上島町	大崎小学校	未	364	8,677	0.029	0	0.0	0	0.0	0.010	0	適	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	
	三原市	三原宮浦公園	住	358	8,538	0.035	0	0.0	0	0.0	0.014	0	適	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	
	尾道市	尾道東高校	住	357	8,467	0.039	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008	
	福山市		松永小学校	住	361	8,570	0.038	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
			向丘中学校	住	360	8,585	0.043	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006
曙小学校			住	362	8,605	0.051	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008	
南小学校			商	361	8,550	0.043	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	
培遠中学校			住	364	8,631	0.066	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009	
駅家北小学校			未	364	8,638	0.041	0	0.0	0	0.0	0.010	0	適	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	
神辺支所			未	363	8,627	0.050	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	
府中市	府中市教育センター	準工	360	8,570	0.034	0	0.0	0	0.0	0.011	0	適	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004		
三次市	三次市十日市町	未	353	8,399	0.016	0	0.0	0	0.0	0.006	0	適	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002		
自動車排出ガス 測定局	広島市	庚午	商	358	8,573	0.051	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	
		紙屋町	商	355	8,528	0.061	0	0.0	0	0.0	0.026	0	適	0.019	0.017	0.016	0.015	0.014	
		比治山	商	360	8,623	0.060	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	
		古市小学校	商	360	8,610	0.040	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	
	呉市	西畑町	住	365	8,645	0.042	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	
	三原市	三原宮沖町	住	359	8,553	0.042	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	
	福山市	福山市役所	商	361	8,537	0.050	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.015	0.013	0.013	0.012	0.011	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

- (注) 1 測定は、ザルツマン試薬を用いた吸光度法又は化学発光法による。ザルツマン係数は0.84である。  
 2 「日平均値の年間98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。  
 3 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。  
 4 「環境基準適否」は、「98%値評価による日平均値が、0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。  
 5 ( )内の数値は、有効測定時間数6,000時間に達していない値を示す。

## 7 一酸化炭素濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間		8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
					(時間)	(回)	(%)	(日)	(%)	R1年度					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
					(ppm)														
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商	363	8,701	0	0.0	0	0.0	1.2	0.5	0	適	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3		
		紙屋町商	365	8,688	0	0.0	0	0.0	1.2	0.5	0	適	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3		
	呉市	西畑町住	366	8,725	0	0.0	0	0.0	1.1	0.4	0	適	0.4	0.3	0.4	0.3	0.2		
	三原市	三原宮沖町住	366	8,710	0	0.0	0	0.0	1.1	0.6	0	適	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3		
	福山市	福山市役所商	366	8,713	0	0.0	0	0.0	2.3	0.6	0	適	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、非分散型赤外線分析法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年間における日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。

4 「環境基準適合否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

## 8 微小粒子状物質濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準適合否	日平均値の年平均値				
						(日)	(%)		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
						(ppm)							
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園住	364	21.6	0	0.0	適	10.7	11.0	9.3	9.8	9.6	
		広島市	井口小学校住	364	21.1	0	0.0	適	12.1	11.5	9.6	9.9	9.5
	三篠小学校住		364	18.2	0	0.0	適	10.6	9.9	8.7	8.6	7.5	
	皆実小学校住		364	19.8	0	0.0	適	11.1	10.0	8.8	8.6	8.1	
	福木小学校住		353	18.5	0	0.0	適	10.1	9.6	8.6	8.3	7.7	
	伴小学校住		362	17.6	0	0.0	適	9.6	9.1	7.4	7.6	7.0	
	安佐南区役所住		325	18.8	0	0.0	適	10.2	9.7	8.6	8.0	7.1	
	可部小学校住		359	19.1	0	0.0	適	9.5	10.2	9.0	9.6	9.1	
	呉市	明立小学校住	361	23.1	0	0.0	適	11.9	11.3	10.3	10.8	10.4	
		白岳小学校住	362	23.1	0	0.0	適	11.6	11.0	9.8	10.5	10.5	
	東広島市	東広島西条小学校住	362	20.1	0	0.0	適	11.9	11.2	10.0	10.1	9.1	
	竹原市	竹原高校住	362	20.8	0	0.0	適	9.5	9.9	7.7	8.3	8.6	
		福山市	松永小学校住	357	21.4	0	0.0	適	10.0	8.7	8.8	9.6	8.9
			向丘中学校住	355	30.6	3	0.8	適	12.7	13.1	12.1	12.9	12.6
			曙小学校住	275	28.1	1	0.4	適	15.1	13.0	12.1	12.8	10.1
			培遠中学校住	358	33.3	4	1.1	適	10.7	12.4	12.5	13.6	12.7
	駅前北小学校未	358	21.5	0	0.0	適	13.8	11.4	9.4	10.1	9.0		
北広島町	北広島町未	345	17.5	0	0.0	適	8.5	8.8	8.0	8.1	7.1		
三次市	三次市十日市町未	360	18.4	0	0.0	適	9.8	10.5	7.9	8.2	8.2		
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商	358	24.4	0	0.0	適	13.2	11.5	10.7	11.0	10.7	
		紙屋町商	358	19.9	0	0.0	適	10.7	9.8	8.1	8.5	8.0	
		比治山商	364	21.6	0	0.0	適	9.9	10.6	11.4	11.1	9.9	
		古市小学校商	362	23.3	0	0.0	適	12.0	14.3	9.9	10.7	10.5	
	三原市	三原宮沖町住	361	23.6	0	0.0	適	12.2	11.7	9.1	10.1	9.6	
福山市	福山市役所商	356	26.5	1	0.3	適	11.1	10.7	9.1	9.2	10.2		

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、ベータ線吸収法による。

2 「環境基準適合否」は、「日平均値の年平均値」が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、「日平均値の年間98%値」が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合を適としている。

9 浮遊粒子状物質濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間		1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
					(時間)	(%)	(日)	(%)	R1年度	R2年度					R3年度	R4年度	R5年度		
					(mg/m <sup>3</sup> )														
一般環境測定局	大竹市	大竹油見公園	住	362	8,681	0	0.0	0	0.0	0.105	0.043	0	適	0.016	0.017	0.015	0.018	0.019	
	廿日市市	廿日市桂公園	住	349	8,396	0	0.0	0	0.0	0.071	0.030	0	適	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014	
	広島市	井口小学校	住	365	8,744	0	0.0	0	0.0	0.090	0.034	0	適	0.017	0.018	0.016	0.015	0.015	
			三篠小学校	住	366	8,758	0	0.0	0	0.0	0.069	0.028	0	適	0.018	0.014	0.013	0.013	0.013
			皆実小学校	住	364	8,739	0	0.0	0	0.0	0.086	0.030	0	適	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
			福木小学校	住	366	8,764	0	0.0	0	0.0	0.093	0.031	0	適	0.018	0.017	0.016	0.016	0.014
			伴小学校	住	364	8,729	0	0.0	0	0.0	0.105	0.033	0	適	0.018	0.018	0.016	0.017	0.015
			安佐南区役所	住	365	8,748	0	0.0	0	0.0	0.095	0.030	0	適	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014
			可部小学校	住	363	8,735	0	0.0	0	0.0	0.107	0.032	0	適	0.011	0.011	0.010	0.012	0.014
	海田町	海田高校	住	361	8,674	0	0.0	0	0.0	0.072	0.028	0	適	0.015	0.015	0.013	0.014	0.013	
	呉市	明立小学校	住	366	8,745	0	0.0	0	0.0	0.128	0.032	0	適	0.016	0.017	0.014	0.014	0.013	
			宮原小学校	住	365	8,742	0	0.0	0	0.0	0.077	0.027	0	適	0.018	0.015	0.014	0.015	0.012
			鍋山団地	住	364	8,712	0	0.0	0	0.0	0.070	0.029	0	適	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014
			白岳小学校	住	359	8,612	0	0.0	0	0.0	0.082	0.030	0	適	0.018	0.016	0.014	0.014	0.013
	東広島市	東広島西条小学校	住	361	8,684	0	0.0	0	0.0	0.114	0.035	0	適	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015	
		河内入野	未	361	8,654	0	0.0	0	0.0	0.103	0.031	0	適	0.012	0.011	0.009	0.012	0.014	
	竹原市	竹原高校	住	361	8,670	0	0.0	0	0.0	0.082	0.035	0	適	0.015	0.015	0.014	0.015	0.015	
	大崎上島町	大崎小学校	未	362	8,683	0	0.0	0	0.0	0.092	0.035	0	適	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015	
	三原市	三原宮浦公園	住	358	8,601	0	0.0	0	0.0	0.089	0.035	0	適	0.016	0.016	0.014	0.015	0.014	
	尾道市	尾道東高校	住	362	8,683	0	0.0	0	0.0	0.095	0.043	0	適	0.019	0.019	0.018	0.018	0.017	
			松永小学校	住	366	8,761	0	0.0	0	0.0	0.084	0.044	0	適	0.020	0.019	0.017	0.018	0.017
			向丘中学校	住	364	8,738	0	0.0	0	0.0	0.105	0.037	0	適	0.016	0.016	0.014	0.015	0.015
			曙小学校	住	366	8,758	0	0.0	0	0.0	0.105	0.038	0	適	0.017	0.016	0.014	0.016	0.015
南小学校			商	364	8,739	0	0.0	0	0.0	0.095	0.035	0	適	0.019	0.020	0.016	0.015	0.015	
培遠中学校			住	366	8,762	0	0.0	0	0.0	0.127	0.041	0	適	0.018	0.017	0.015	0.017	0.017	
駅家北小学校			未	365	8,751	0	0.0	0	0.0	0.071	0.033	0	適	0.015	0.011	0.010	0.011	0.015	
神辺支所			未	365	8,758	0	0.0	0	0.0	0.090	0.038	0	適	0.018	0.016	0.014	0.017	0.016	
府中市			府中市教育センター	準工	362	8,674	0	0.0	0	0.0	0.077	0.031	0	適	0.016	0.013	0.011	0.012	0.013
北広島町			北広島町	未	25	609	0	0.0	0	0.0	0.045	0.022	0	適	0.010	0.009	0.007	0.010	0.013
三次市	三次市十日市町	未	45	1,086	0	0.0	0	0.0	0.036	0.022	0	適	0.015	0.015	0.013	0.015	0.011		
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午	商	365	8,750	0	0.0	0	0.0	0.074	0.030	0	適	0.016	0.015	0.014	0.015	0.014	
		紙屋町	商	365	8,745	0	0.0	0	0.0	0.083	0.031	0	適	0.016	0.016	0.014	0.015	0.015	
		比治山	商	362	8,717	0	0.0	0	0.0	0.076	0.029	0	適	0.017	0.016	0.013	0.014	0.014	
		古市小学校	商	365	8,747	0	0.0	0	0.0	0.070	0.028	0	適	0.015	0.015	0.013	0.014	0.013	
	呉市	西畑町	住	366	8,750	0	0.0	0	0.0	0.081	0.030	0	適	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	
	三原市	三原宮沖町	住	362	8,681	0	0.0	0	0.0	0.059	0.031	0	適	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	
	福山市	福山市役所	商	364	8,739	0	0.0	0	0.0	0.117	0.044	0	適	0.021	0.021	0.019	0.020	0.018	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、ベータ線吸収法による。

2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。

3 「環境基準適合」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」が0の場合を適としている。

10 光化学オキシダント濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途 地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		環境基準 適否	昼間の1時間値の年平均値					
				(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)		R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
				(ppm)													
一般環境 大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	366	5,440	0.092	71	236	0	0	否	0.033	0.033	0.035	0.034	0.032	
	廿日市市	廿日市桂公園	住	366	5,444	0.099	67	300	0	0	否	0.032	0.032	0.034	0.033	0.031	
	広島市		井口小学校	住	366	5,387	0.094	70	357	0	0	否	0.035	0.035	0.036	0.035	0.034
			三篠小学校	住	366	5,447	0.094	77	382	0	0	否	0.035	0.033	0.034	0.035	0.034
			皆実小学校	住	366	5,442	0.092	60	268	0	0	否	0.031	0.032	0.034	0.034	0.032
			福木小学校	住	366	5,449	0.094	64	294	0	0	否	0.031	0.031	0.033	0.033	0.032
			伴小学校	住	366	5,450	0.095	70	324	0	0	否	0.033	0.032	0.033	0.034	0.032
			安佐南区役所	住	366	5,437	0.095	77	369	0	0	否	0.033	0.032	0.034	0.034	0.033
			可部小学校	住	366	5,446	0.094	61	272	0	0	否	0.032	0.032	0.032	0.033	0.031
	海田町	海田高校	住	366	5,450	0.084	49	192	0	0	否	0.029	0.030	0.031	0.031	0.030	
	呉市		明立小学校	住	366	5,448	0.085	72	327	0	0	否	0.034	0.034	0.035	0.035	0.035
			宮原小学校	住	366	5,434	0.080	37	128	0	0	否	0.029	0.029	0.034	0.031	0.030
			白岳小学校	住	364	5,402	0.088	60	261	0	0	否	0.035	0.035	0.036	0.035	0.034
	東広島市		東広島西条小学校	住	366	5,454	0.094	64	354	0	0	否	0.036	0.036	0.037	0.036	0.035
			河内入野	未	366	5,447	0.083	54	248	0	0	否	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
	竹原市	竹原高校	住	366	5,452	0.091	73	350	0	0	否	0.034	0.033	0.034	0.033	0.033	
	大崎上島町	大崎小学校	未	366	5,452	0.087	85	380	0	0	否	0.038	0.036	0.037	0.036	0.035	
	三原市	三原宮浦公園	住	366	5,457	0.098	77	359	0	0	否	0.035	0.034	0.036	0.034	0.033	
	尾道市	尾道東高校	住	366	5,447	0.102	86	430	0	0	否	0.035	0.035	0.037	0.036	0.035	
	福山市		松永小学校	住	365	5,413	0.102	75	340	0	0	否	0.033	0.034	0.034	0.034	0.033
			向丘中学校	住	366	5,433	0.151	83	397	1	2	否	0.037	0.036	0.036	0.036	0.035
			南小学校	商	366	5,422	0.121	52	273	1	1	否	0.030	0.032	0.033	0.031	0.031
			培遠中学校	住	366	5,432	0.132	41	141	1	1	否	0.032	0.032	0.032	0.031	0.029
			駅家北小学校	未	366	5,419	0.123	59	273	1	1	否	0.031	0.033	0.032	0.033	0.032
			神辺支所	未	366	5,424	0.110	46	197	0	0	否	0.031	0.033	0.032	0.032	0.031
府中市	府中市教育センター	準工	366	5,455	0.104	68	323	0	0	否	0.034	0.033	0.033	0.034	0.033		
北広島町	北広島町	未	366	5,453	0.084	30	129	0	0	否	0.029	0.028	0.028	0.028	0.028		
三次市	三次市十日市町	未	366	5,447	0.082	31	138	0	0	否	0.027	0.028	0.027	0.028	0.027		

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、紫外線吸収法による。

2 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

3 「環境基準適否」は、「昼間の1時間値が、0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を適としている。

# 11 緊急時等における協力工場・事業場一覧

(令和6年4月現在)

緊急時の発令地区	地区外での発令時における協力	緊急時等協力工場・事業場		県からの協力要請等		
		名 称	所 在 地	オキシダント緊急時(ばい煙)	オキシダント緊急時(VOC)	硫酸酸化物緊急時
大竹地区	—	日本製紙(株)大竹工場	大竹市東栄2-1-18	○		○
	—	(株)ダイヤセル大竹工場	大竹市東栄2-1-4	○	○	○
	—	日本製紙(株)大竹工場(北)	大竹市東栄1-16-1	○		○
	—	三菱ケミカル(株)広島事業所	大竹市御幸町20-1	○	○	○
廿日市地区	—	広島ガス(株)廿日市工場	廿日市市木材港南12-20	○		
	—	三共ポリエチレン(株)広島事業所	廿日市市大東4-1		○	
	—	富安金属印刷(株)広島工場	廿日市市峠245-80		○	
	—	(株)ウッドワンウッドワン発電所	廿日市市木材港南1-1	○		
	—	イケダ(株)廿日市工場	廿日市市峠245-23		○	
	—	はつかいちエネルギーグリーンセンター	廿日市市木材港南12-8	○		
広島地区	—	マツダ(株)(宇品地区)	広島市南区仁保沖町	○	○	○
	—	三菱重工業(株)広島製作所	広島市西区観音新町4-6-22	○	○	○
	—	広島市中工場	広島市中区南吉島1-5-1	○		
	—	広島市安佐南工場	広島市安佐南区伴北4-3990	○		
	—	コベルコ建機(株)五日市工場	広島市佐伯区五日市港2-2-1		○	
	—	MCMエネルギーサービス(株)	広島市南区仁保沖町1-1	○		
可部地区	—	大和重工(株)	広島市安佐北区可部1-21-23	○		
	—	広島市安佐北工場	広島市安佐北区可部町中島1460-1	○		
海田地区	—	マツダ(株)(本社)	安芸郡府中町新地3-1	○		○
	—	(株)日本製鋼所広島製作所	広島市安芸区船越南1-6-1	○	○	○
	—	安芸クリーンセンター	安芸郡坂町21322-8	○		
	—	(有)渋谷塗装店第四工場	安芸郡海田町月見町2-16		○	
呉地区	—	(株)淀川製鋼所呉工場	呉市昭和町9-1	○	○	○
	—	ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所	呉市昭和町2-1		○	
広地区	—	王子マテリア(株)呉工場	呉市広末広2-1-1	○		○
	—	クリーンセンターくれ	呉市広多賀谷3-9-3	○		
	—	中国木材(株)郷原工場	呉市郷原町一ノ松光山626-2	○		
	—	中国木材(株)本社工場	呉市広多賀谷3-1-1	○		
東広島地区	—	(株)ヒロエー東邦事業所	東広島市志和町冠1045-1	○		○
	—	広島中央エコパーク	東広島市西条町上三永10759-2	○		○
	—	ダイキョーニシカワ(株)八本松工場	東広島市八本松町原175-1		○	
	—	まつやゼロファン(株)	東広島市西条吉行東2-5-44		○	
	—	新明和工業(株)特装車事業部広島工場	東広島市八本松西7-1-13		○	
	—	光陽建設(株)	東広島市黒瀬町津江1845	○		
本郷・河内地区	—	光和金属工業(株)第二工場	東広島市黒瀬町国近427-37	○		
	—	—	—			
竹原地区	—	三井金属鉱業(株)竹原製煉所	竹原市塩町1-5-1	○		○
	三原地区 (注意報以上)	電源開発(株)竹原火力発電所	竹原市忠海長浜2-1-1	○		○
大崎地区	—	東邦契島製錬(株)	豊田郡大崎上島町東野5562-1	○		○
	—	大崎クールジェン(株)	豊田郡大崎上島町中野6208-1	○		○
	竹原地区	中国電力(株)大崎発電所	豊田郡大崎上島町中野6208-1	○		○
三原地区	—	三原市清掃工場	三原市八坂町227	○		
	—	三菱重工業(株)三原製作所	三原市和田沖町1-1		○	
	—	(株)DNPファインオプトロニクス三原西工場	三原市沼田西町小原73-47		○	
尾道地区	—	日東電工(株)尾道事業所	尾道市美ノ郷町本郷455-6	○	○	
松永地区	—	尾道市クリーンセンター	尾道市長者原1-220-75	○		
	—	プレス工業(株)尾道工場	尾道市高須町大山田1050		○	
福山地区	松永地区、福山北部地区	JFEスチール(株)西日本製鉄所	福山市鋼管町1	○	○	○
	—	瀬戸内共同火力(株)福山共同発電所	福山市鋼管町1	○		○
	松永地区	JFEMiネラル(株)福山製造所	福山市鋼管町1	○		○
	—	福山市西部清掃工場	福山市赤坂町赤坂521	○		
	—	ツネイシカムテックス(株)福山工場	福山市箕沖町107-5	○		
福山北部地区	—	早川ゴム(株)箕島工場	福山市箕島町南丘5351		○	
	—	—	—			
府中地区	—	北川精機(株)本社工場B棟	府中市鶴飼町800-8		○	
	—	北川精機(株)本社工場D棟	府中市鶴飼町800-122		○	
芸北地区	—	喜楽鉱業(株)広島総合工場	山県郡北広島町新氏神72-2	○		
備北地区	—	三次環境クリーンセンター	三次市廻神町1820-12	○		
	—	庄原市備北クリーンセンター	庄原市一木町境ヶ谷266-2	○		
合計	—	57工場・事業場	—	42	23	20

資料: 県環境保全課

## 12 オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数

(単位: 回)

発令ランク	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	地区										
情報	大竹市		2	3	1	1	2		1		
	廿日市			3	3		3				
	広島	5	6	9	9	7	9		1	1	
	可部	1	2	4	4	4	4		1		
	海田			5	1	1					
	呉	1		4			4		1		
	広島		1	4	1		6				
	東広島		3	2	4		7				
	本郷・河内		1	2	1		2				
	竹原	2	3	9	4	2	6		2		
	大崎		3	5	2		9		2		
	三原	1	2	7	2	3	6	2	2	3	
	尾道		3	12	3	2	7	1		2	1
	松永	2	3	10	3	1	5			1	
	福山	2	8	19	8	7	7		4	4	3
	福山北部	3	5	6	3	7	6	2	1	1	1
府中		5	8	3	4	7	3	1	3	1	
芸北		1		1		5					
備北						1					
計		17	51	112	50	42	96	8	16	15	6
実日数		10	16	26	16	14	13	5	6	5	3
注意	大竹市		1								
	廿日市					1	1				
	広島						2				
	可部						1				
	海田										
	呉			1							
	広島										
	東広島				1						
	本郷・河内										
	竹原		1				1				
	大崎						2				
	三原		1								
	尾道		1	3			1			1	
	松永		1	1						1	
	福山		2	4			1	1			
	福山北部						2			1	1
府中		1				1	1	1	1	1	
芸北											
備北											
計			8	9	1	5	10	1		4	2
実日数			3	6	1	3	4	1		2	1
警報	実日数										

資料: 県環境保全課

(注) 実日数とは、情報・注意報を発令した日数を示す。

### 13 オキシダント情報等の月別発令回数

(令和5年度)

区分・月 地区	情報(回)								注意報(回)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
大 竹																
廿 日 市																
広 島																
可 部																
海 田																
呉																
広																
東 広 島																
本 郷 ・ 河 内																
竹 原																
大 崎																
三 原																
尾 道					1				1							
松 永																
福 山				2	1				3			1				1
福 山 北 部				1					1			1				1
府 中				1					1							
芸 北																
備 北																
計				4	2				6			2				2
発 令 日 数				2	1				3			1				1

資料：県環境保全課

### 14 非メタン炭化水素濃度測定結果

区 分	市 町	測 定 局	用 途 地 域	測 定 時 間 (時間)	6～9時 における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日 数 (日)	6～9時 3時間平均値 (ppmC)		6～9時3時間平均 値が 0.20ppmCを超え た日数とその割合 (日) (%)		6～9時3時間平均 値が 0.31ppmCを超え た日数とその割合 (日) (%)		1時間値の年平均値 (ppmC)				
							最高値	最低値			元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度		
一 般 環 境 大 気 測 定 局	海 田 町	海 田 高 校	住	8,622	0.08	364	0.32	0.01	5	1.4	1	0.3	0.09	0.09	0.10	0.10	0.08
		明 立 小 学 校	住	8,649	0.10	365	0.25	0.01	4	1.1	0	0.0	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
	呉 市	白 岳 小 学 校	住	8,554	0.13	361	0.26	0.03	17	4.7	0	0.0	0.09	0.09	0.09	0.10	0.11
		竹 原 市	竹 原 高 校	住	7,480	0.06	315	0.18	0.00	0	0.0	0	0.0	0.07	0.06	0.08	0.06
	福 山 市	南 小 学 校	商	8,658	0.07	365	0.21	0.00	2	0.5	0	0.0	0.08	0.07	0.08	0.07	0.08
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	広 島 市	庚 午	商	8,627	0.14	365	1.16	0.03	32	8.8	9	2.5	0.12	0.13	0.13	0.14	0.12
		紙 屋 町	商	8,695	0.08	362	0.28	0.00	4	1.1	0	0.0	0.12	0.10	0.10	0.09	0.09
		比 治 山	商	8,664	0.06	365	0.31	0.01	1	0.3	0	0.0	0.11	0.07	0.07	0.07	0.06
		古 市 小 学 校	商	8,674	0.08	366	0.40	0.00	3	0.8	1	0.3	0.08	0.08	0.09	0.08	0.07
	三 原 市	三 原 宮 沖 町	住	8,575	0.09	360	0.37	0.00	4	1.1	1	0.3	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 測定は、ガスクロマトグラフ法による。

15 有害大気汚染物質モニタリング結果

(令和5年度)

地点(分類) 物質名	単位	東広島	三原	大竹	北広島町	府中市	竹原高校	環境基準	指針値
		西条小学校 (一般環境)	宮沖町 (沿道)	油見公園 (発生源周辺)	(発生源周辺)	教育センター (発生源周辺)	(発生源周辺)		
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	0.61	0.69	0.56	0.40	1.00	—	3	
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	(0.013)	0.48	(0.004)	(0.005)	0.041	—	130	
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	(0.0092)	(0.0030)	(0.0030)	(0.0028)	(0.0038)	—	200	
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	0.55	0.76	0.59	1.2	1.4	—	150	
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	0.037	0.020	0.39	0.0089	0.020	—		2
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	0.014	0.016	0.018	—	(0.0051)	—		10
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	0.14	0.12	0.17	0.15	0.13	—		18
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	0.13	0.12	0.16	0.11	0.22	—		1.6
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	0.019	0.024	0.043	(0.0050)	0.028	—		2.5
水銀及びその化合物	ngHg/m <sup>3</sup>	1.0	1.6	1.3	—	—	—		40
ニッケル化合物	ngNi/m <sup>3</sup>	1.6	—	2.3	(1.1)	—	—		25
ヒ素及びその化合物	ngAs/m <sup>3</sup>	1.1	—	1.1	0.67	—	4.0		6
マンガン及びその化合物	ngMn/m <sup>3</sup>	15	—	10	5.5	—	—		140
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	0.78	1.4	1.3	—	—	—		120
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.027	—	0.054	—	—	—		
ベンゾ(a)ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.17	0.19	0.053	—	—	—		
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	5.0	2.0	1.6	—	—	—		
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.28	—	0.018	0.008	—	—		
クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	2	—	(2)	2	—	—		
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	—		94
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	4.7	2.8	2.3	0.94	5.5	—		

資料：県環境保全課

(注) 各地点の濃度は、令和5年4月から令和6年3月までの月1回採取したものの平均濃度。

地点(分類) 物質名	単位	広島市				呉市		福山市			
		安佐南区役所 (一般環境)	比治山測定局 (沿道)	楠那中学校 (発生源周辺)	大林小学校 (発生源周辺)	宮原小学校 (発生源周辺)	白岳小学校 (一般環境)	松永小学校 (一般環境)	南小学校 (一般環境)	曙小学校 (発生源周辺)	福山市役所 (沿道)
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	0.65	0.68	0.69	0.52	0.69	0.70	0.86	0.97	1.10	1.10
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.049	0.350	0.150	0.056	0.028	0.019	0.040	0.23	0.39	
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.028	0.033	0.037	0.026	0.230	0.045	0.024	0.025	0.062	
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	0.77	0.99	0.87	1.80	0.98	0.85	0.85	0.87	1.10	
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	0.01	0.012	0.017	0.012	0.039	0.036	0.022	0.015		
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	0.016	0.015	0.014	0.013	0.011	0.012		0.012		
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	0.16	0.16	0.16	0.17	0.12	0.12		0.15		
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	0.14	0.15	0.15	0.14	0.17	0.17	0.15	0.15	0.15	
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	0.033	0.05	0.037	0.025	0.079	0.072		0.045		0.068
水銀及びその化合物	ngHg/m <sup>3</sup>	1.7	1.6	1.6	1.6	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	
ニッケル化合物	ngNi/m <sup>3</sup>	1.1	1.5	1.6	1.3	2.4	2.8		2.9	3.5	
ヒ素及びその化合物	ngAs/m <sup>3</sup>	1.7	1.7	1.8	2.0	1.2	1.4		1.8	1.8	
マンガン及びその化合物	ngMn/m <sup>3</sup>	12	16	19	12	84	24		47	51	
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	1.6	1.8	1.7	1.5	1.6	2.1		1.3	1.3	1.3
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.05	0.051	0.043	—	0.041	0.043		0.034	0.036	
ベンゾ(a)ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.08	0.08	0.10	0.08	0.12	0.087		0.41		0.42
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.3	2.7	2.7	1.9	1.6	1.6		1.4	1.7	1.8
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.020	0.022	0.029	0.020	0.025	0.051		0.027		
クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	2.1	3.6	4.6	2.1	6.2	3.8		—	6.5	
クロム及び三価クロム化合物	ng/m <sup>3</sup>	—	—	—	—	—	—		5.4	—	
六価クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	—	—	—	—	—	—		0.071	—	
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	1.3	1.4	1.4	1.3	1.7	2.7		1.5		
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	2.5	3.1	17.0	2.4	15	9.2		4.9		5.1

資料：広島市、呉市、福山市

(注) 各地点の濃度は、令和5年4月から令和6年3月までの月1回採取したものの平均濃度。

2 \* の数値は、検出下限値以上、定量下限値未満。



16 簡易測定法による硫黄酸化物濃度測定結果

市 町	測定法 (単位)	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R5年度 /H30年度	R5年度 /R4年度
						測定値	地点数		
尾 道 市	二酸化鉛法 (SO <sub>3</sub> mg/日/100cm <sup>2</sup> )	<0.01	—	—	—	—	—	—	—
竹 原 市	分子拡散式 サンプラー法 (ppb)	3.8	3.7	3.7	3.6	3.6	5	1.0	1.0
三 原 市		3.6	3.5	3.4	—	—	—	—	—
府 中 市		1.5	1.3	1.2	0.5	1.3	8	0.9	2.4
東 広 島 市		3.9	0.2	<2.0	—	<2.0	13	—	(皆増)
廿 日 市 市		1.6	1.1	1.1	0.6	1.1	7	0.7	2.0
海 田 町		3.9	3.9	3.9	4.1	4.0	1	1.0	1.0
坂 町		(2.1)	(1.3)	(1.4)	(0.6)	(1.3)	3	0.6	2.2
府 中 町	紫外線蛍光法(ppb)	3	2	1	2	2	1	0.7	1.0

資料:各市町調べ

(注) ( )内の数値は、有効測定時間数6000時間に達していない値を示す。

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(令和5年度は、8月18日~24日)における平均値である。

17 簡易測定法による二酸化窒素濃度測定結果

市 町	測定法 (単位)	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R5年度 /H30年度	R5年度 /R4年度
						測定値	地点数		
竹 原 市	分子拡散式 サンプラー法 (NG-KN-S 法) (ppb)	9.1	6.3	6.3	6.2	5.8	4	0.6	0.9
三 原 市		6.3	4.6	4.7	—	—	—	—	—
尾 道 市		8.0	6.8	7.1	6.8	5.6	7	0.7	0.8
福 山 市		11.9	10.1	10.1	10.5	9.8	13	0.8	0.9
府 中 市		6.8	5.8	5.6	5.6	5.2	2	0.8	0.9
三 次 市		(3.5)	(2.7)	(2.9)	(2.3)	(2.8)	2	0.8	1.2
大 竹 市		7.9	6.9	6.5	6.1	6.2	5	0.8	1.0
東 広 島 市		6.3	9.1	9.0	9.0	8.8	13	1.4	1.0
廿 日 市 市		11.5	9.4	10.1	10.1	8.7	7	0.8	0.9
海 田 町		11.9	8.9	8.8	8.5	8.1	1	0.7	1.0
熊 野 町		4.9	4.0	4.2	3.8	3.6	2	0.7	0.9
坂 町		(12.9)	(12.6)	(13.1)	(11.5)	—	—	—	—
府 中 町		化学発光法(NO <sub>2</sub> ppb)	5	5	6	7	8	1	1.6

資料:各市町調べ

(注) ( )内の数値は、有効測定時間数6000時間に達していない値を示す。

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(令和5年度は、8月18日~24日)における平均値である。

18 短期間測定における光化学オキシダント測定結果

市 町	測定法 (単位)	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R5年度 /H30年度	R5年度 /R4年度
						測定値	地点数		
府 中 町	紫外線吸収法(ppm)	23	18	15	40	28	1	1.2	0.7

資料:府中町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(令和5年度は、8月18日~24日)における平均値である。

19 浮遊粒子状物質測定結果(ハイボリウムエアサンプラー又はローボリウムエアサンプラー法)

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

市 町 (地点数)	年度	浮遊粒子 状物質	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉 市 (4地点)	R3	10	0.36	0.01	0.00	<0.001	0.012	<0.002	0.05	—
	R4	10	0.27	0.01	0.01	<0.001	0.012	<0.002	0.04	—
	R5	9	0.23	0.01	0.00	<0.001	0.012	0.002	0.03	—
福 山 市 (3地点)	R3	17	0.70	0.01	0.01	<0.0005	0.018	0.001	0.07	<0.002
	R4	16	0.74	0.01	0.00	<0.0005	0.019	0.002	0.07	<0.002
	R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 広 島 市 (13地点)	R3	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	R4	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	R5	10	—	—	—	—	—	—	—	—
府 中 町 (1地点)	R3	13	—	—	—	—	—	—	—	—
	R4	19	—	—	—	—	—	—	—	—
	R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料:各市町調べ

(注) 測定は、ハイボリウムエアサンプラー又はローボリウムエアサンプラー法による。

検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(令和5年度は、8月18日~24日)における平均値である。

## 20 浮遊粉じん測定結果

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

市	町	年度	浮遊粉じん	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉	市 (4地点)	R3	57	3.1	0.01	0.39	<0.001	0.09	0.005	0.20	—
		R4	30	1.1	0.01	0.28	<0.001	0.05	0.005	0.13	—
		R5	33	0.9	0.01	0.31	<0.001	0.06	0.004	0.15	—
大竹	市 (1地点)	R3	36	0.33	0.01	0.00	0.0002	0.01	0.002	0.04	0.003
		R4	23	0.18	0.01	0.00	0.0002	0.01	0.002	0.03	0.003
		R5	13	0.21	0.00	0.00	0.0001	0.01	0.001	0.02	0.002

資料: 各市調べ

(注) 測定は、ハイボリウムエアサンプラー法による。

検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

## 21 降下ばいじん量測定結果

(単位:  $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )

市	町	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R5年度 /H30年度	R5年度 /R4年度
							測定値	地点数		
広島	市	1.4	1.8	1.8	—	—	—	—	—	—
呉	市	2.2	2.4	2.3	1.9	1.8	1.7	10	0.8	0.9
竹原	市	2.2	2.4	2.4	1.9	2.0	2.0	5	0.9	1.0
三原	市	1.3	1.3	1.1	1.0	—	—	—	—	—
尾道	市	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	6	0.9	0.9
福山	市	2.8	2.8	2.5	2.9	2.8	3.0	14	1.1	1.1
府中	市	1.2	1.2	1.6	1.4	1.4	2.3	8	1.9	1.6
大竹	市	1.7	1.7	1.3	1.2	1.1	1.2	4	0.7	1.1
東広島	市	1.2	1.2	1.7	1.6	1.5	1.4	1	1.2	0.9
廿日市	市	1.3	1.3	1.6	1.4	1.4	1.7	5	1.3	1.2
海田	町	2.7	2.7	2.1	2.7	2.6	2.0	1	0.7	0.8
坂	町	(1.8)	(1.6)	(1.6)	(2.0)	(1.2)	(2.0)	3	1.1	1.7

資料: 各市町調べ

(注) 測定は、ろ過式採取、デポジットゲージ又はダストジャー法による。

( )内の数値は、有効測定時間数6000時間に達していない値を示す。

## 22 黄砂観測日数

(単位: 日)

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
黄砂観測日数	7	1	4	3	4	3	6	3	0	4

資料: 気象庁調べ(観測地点 広島)

## 23 大気環境中のアスベスト濃度調査結果

(単位:総繊維の本数/L) (令和5年度)

区分	市町	測定地点	総繊維数濃度 (平均値)
幹線道路 沿い	海田町	安芸消防署駐輪場	0.46
		安芸消防署正面入口	0.36
	三原市	三原宮沖町国道2号線近傍	0.49
		三原宮沖町後背地	0.27
工業地域	北広島町	県営千代田工業団地①	0.22
		県営千代田工業団地②	0.20
	府中市	府中市鶉飼工業団地中心部	0.13
		府中市鶉飼工業団地汚水処理場	0.057
都市地域	東広島市	西条小学校大気測定局	0.22
		県東広島合同庁舎	0.18
農村地域	三次市	林業技術センター大気測定局	0.18
		林業技術センター敷地内	0.13

資料: 県環境保全課

(単位:総繊維の本数/L) (令和5年度)

市町	地域区分	総繊維数濃度 (平均値)	
広島市	幹線道路沿い	0.13	
	商工業地域	0.50	
	住宅地域	0.99	
呉市	住宅地域	A	<0.056
		B	<0.056
福山市	道路沿線地域	A	0.070
		B	0.070
	商工業地域	A	0.070
		B	0.088

資料: 広島市、呉市、福山市

注) <:未満(分析に係るアスベスト繊維数が0)を含む場合の平均値の算出方法

不検出の検体の濃度を、100視野※で1本検出された場合の濃度として、幾何平均を算出した。

(※直径 300 $\mu$ m の顕微鏡視野を1視野とした 100 回分の視野数)

※特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準：  
大気中のアスベストの濃度が1リットルにつき 10 本

## 24 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数				施設数			
	合計	構成比(%)	法	条例	合計	構成比(%)	法	条例
総計	3,162	100	2,404	758	11,735	100	6,358	5,377
西部	162	5	138	24	424	4	331	93
広島支所	246	8	175	71	690	6	450	240
呉支所	43	1	35	8	131	1	101	30
西部東	65	2	51	14	328	3	272	56
東部	380	12	256	124	1,079	9	605	474
福山支所	92	3	59	33	331	3	167	164
北部								
政令市等	2,174	69	1,690	484	8,752	75	4,432	4,320

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

2 区分は、県厚生環境事務所の管轄等による(西部：大竹市、廿日市市/広島支所：府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町/呉支所：江田島市/西部東：竹原市、大崎上島町/東部：三原市、尾道市、世羅町/福山支所：府中市、神石高原町/政令市等：広島市、呉市、福山市、東広島市、三次市、庄原市)以下同じ。

## 25 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	18	19	27	28	29	30	31		
					ポイラー	ガス発生炉	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	転炉	金属溶解炉	金属加熱炉	加熱炉	焼成炉	反応炉	直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	反応炉	塩化水素吸収施設	吸収施設	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関
構成比(%)	100	-	100	-	68	0		0	0	5	6	1	1	0	0	5	1	4	0	0	0	0	8	0	
総計	1,133	100	2,790	100	1,904	3		5	8	7	148	161	14	41	3	5	136	17	103	1	1	10	10	210	3
西部	62	5	177	6	135	1						1	8	1		2	3							14	3
広島支所	98	9	184	7	118					25	8	1	3		1	17								3	
呉支所	18	2	60	2	56																			3	
西部東	25	2	55	2	45																			6	
東部	134	12	308	11	243					3						23		1						24	
福山支所	41	4	86	3	50					29						3								2	
北部																									
政令市	755	67	1,920	69	1,257	2		5	8	7	94	149	5	35	3	2	89	17	68	1			10	10	158

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

## 26 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	電気事業法関係								ガス事業法関係				鉱山保安法関係																
					1	2	11	13	28	29	30	31	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ポイラー	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ポイラー	5	11	14	14	14	30					
構成比(%)	100	-	100	-	3	0	0	0		17	74	6	100	-	100	-	100	100	-	100	-	19	14	6	4	1	6	3	44	1	1		
総計	815	100	1,163	100	37	1	1	1		194	856	73	3	100	14	100	14	6	100	70	100	13	10	4	3	1	4	2	31	1	1		
西部	47	6	77	7	12					11	50	4	1	33	5	36	5																
広島支所	47	6	63	5	1					6	51	5																					
呉支所	6	1	7	1							7																						
西部東	10	1	24	2	6	1		1		2	14							2	33	62	89	10	10		3	1	4	2	31	1			
東部	74	9	103	9						10	90	3	1	33	5	36	5																
福山支所	7	1	8	1						1	7																						
北部																																	
政令市	624	77	881	76	18					164	637	61	1	33	4	29	4	4	67	8	11	3		4									

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

## 27 生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2	3	6	7	8	9	10	11			12		13		14		17		
					溶解炉	金属加熱炉	焼成炉	直火炉	乾燥炉	吸収施設	廃ガス廃棄施設	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	精製施設	加工施設	反応施設	熱処理施設	乾燥施設
構成比(%)	-	-	100	-	0.5	0.5	0.1	0.1	1.3	0.0	0.0	0.5	5.0	3.4	41.4	29.8	0.3	3.4	0.1	0.4	0.3	11.1	1.8
総計	198	100	2,970	100	14	16	4	4	38	1	1	15	148	101	1,231	884	9	100	2	11	9	330	52
西部	3	2	8	0					1		1		1	1							1	3	
広島支所	11	6	33	1	10				1				1	8	3	2							8
呉支所																							
西部東	2	1	19	1														6	2	6		5	
東部	27	14	153	5			1		15	1		7	12	18		15				1	6	76	1
福山支所	8	4	25	1					2				6	2	8	4							3
北部																							
政令市	147	74	2,732	92	4	16	3	4	19			8	128	72	1,220	863	9	94		4	2	235	51

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

## 28 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					化学製品製造の用に供する乾燥施設	塗装施設（吹付け塗装に限る）	塗装の用に供する乾燥施設	包装材料等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	接着の用に供する乾燥施設	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	工業製品の洗浄施設	揮発性有機化合物の貯蔵タンク
構成比(%)	-	-	100	-		44.3	7.6	21.5	3.8	2.5	5.1	3.8	11.4
合計	24	100	79	100		35	6	17	3	2	4	3	9
西部	5	20.8	16	20.3			1	4		2			9
広島支所	1	4.2	1	1.3			1						
呉支所													
西部東													
東部	5	20.8	20	25.3		4		12			4		
福山支所	1	4.2	2	2.5		2							
北部													
政令市	12	50.0	40	50.6		28	5	1	3			3	

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

## 29 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4		5
					コークス炉	鉱物のたい積場	土石の堆積場	ベルトコンベア	バケツトコンベア	破砕機	磨砕機		
構成比(%)	100	-	100	-	1	4	15	48	0	14	2	16	
総計	340	100	1,980	98	10	86	292	944	4	280	42	322	
西部	15	4	39	2	0	1	13	19	0	5	0	1	
広島支所	23	7	193	10	0	2	26	103	0	32	1	29	
呉支所	10	3	33	2	0	7	10	14	0	0	0	2	
西部東	6	2	23	1	0	3	1	10	0	3	4	2	
東部	33	10	155	8	0	0	33	70	0	36	0	16	
福山支所	7	2	60	3	0	0	5	31	0	14	1	9	
北部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
政令市	246	72	1,477	73	10	73	204	697	4	190	36	263	

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

## 30 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(令和6年3月31日現在)

区分	電気事業法関係								鉱山保安法関係									
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2 鉱物のたい積場	3 ベルトコンベア	4 破砕機	5 ふるい	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2 鉱物のたい積場	3 土石のたい積場	4 ベルトコンベア	破砕機	磨砕機	ふるい
構成比(%)	100	-	100	-	12	81	2	5	100	-	100	-	12	25	6	45	6	6
総計	4	100	95	100	11	77	2	5	10	100	51	100	6	13	3	23	3	3
西部	2	50	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部東	2	50	92	97	8	77	2	5	2	20	7	14	5	0	1	1	0	0
東部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山支所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	9	18	1	0	1	7	0	0
北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令市	0	0	0	0	0	0	0	0	7	70	35	69	0	13	1	15	3	3

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

### 31 生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4				5			6		7		
					粉砕施設	粉砕施設	原料粉砕施設	ふるい分施設	粉砕施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャプラント	砂利選別施設	ふるい分施設	自動包装施設	粉砕施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型加工施設	たい積場	製造施設
構成比(%)	100	-	100	-	1	3	6	8	1	18	1	9	0	1	0	10	23	3	6	7	1	0
総計	560	100	2,407	100	23	73	153	197	21	434	32	217	1	24	8	232	563	80	142	174	23	11
西部	21	3.8	85	3.5	0	31	1	1	2	12	0	6	0	3	0	7	8	0	12	0	1	1
広島支所	60	10.7	207	8.6	0	0	32	28	1	51	7	28	0	3	0	17	32	0	0	3	2	3
呉支所	8	1.4	30	1.2	0	0	0	4	0	11	0	4	0	0	0	6	5	0	0	0	0	0
西部東	12	2.1	37	1.5	2	10	5	6	0	6	0	3	0	0	0	1	2	0	0	0	2	0
東部	97	17.3	321	13.3	12	2	27	33	7	59	1	37	0	3	1	32	73	0	18	15	0	1
福山支所	25	4.5	139	5.8	0	0	7	3	0	12	0	5	0	0	0	5	25	0	0	80	2	0
北部	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令市	337	60.2	1,588	65.9	9	30	81	122	11	283	24	134	1	15	7	164	418	80	112	75	16	6

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に監査する条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

### 32 大気汚染防止法に定める水銀排出施設数等

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼ボイラー・大型石炭混焼ボイラー	一次精錬の用に供する施設(銅・工業金)	一次精錬の用に供する施設(鉛・亜鉛)	二次精錬の用に供する施設(銅・鉛・亜鉛)	二次精錬の用に供する施設(工業金)	セメントの製造の用に供する焼成炉	廃棄物焼却炉	水銀回収施設
構成比(%)	100	-	100	-	0	0	0	0	0	0	0	100	0
合計	60	100	97	100	0	0	0	0	0	0	0	97	0
西部	4	6.7	8	8.2	0	0	0	0	0	0	0	8	0
広島支所	5	8.3	8	8.2	0	0	0	0	0	0	0	8	0
呉支所	1	1.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
西部東	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東部	8	13.3	14	14.4	0	0	0	0	0	0	0	14	0
福山支所	2	3.3	2	2.1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
北部	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令市	40	66.7	64	66.0	0	0	0	0	0	0	0	64	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

### 33 大気汚染防止法に定める水銀排出施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼ボイラー・大型石炭混焼ボイラー	一次精錬の用に供する施設(銅・工業金)	一次精錬の用に供する施設(鉛・亜鉛)	二次精錬の用に供する施設(銅・鉛・亜鉛)	二次精錬の用に供する施設(工業金)	セメントの製造の用に供する焼成炉	廃棄物焼却炉	水銀回収施設
構成比(%)	100	-	100	-	42.1	31.6	0	5.3	21.1	0	0	0	0
合計	9	100	19	100	8	6	0	1	4	0	0	0	0
西部	3	33.3	6	31.6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
広島支所	1	11.1	1	5.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
呉支所	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部東	4	44.4	9	47.4	1	3	0	1	4	0	0	0	0
東部	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山支所	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令市	1	11.1	3	15.8	0	3	0	0	0	0	0	0	0

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

### 34 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(令和5年度)

	立入検査																		
	一般立入		緊急時立入		総量規制立入		環境保全協定立入		煙道等測定								自主煙道等測定立入		
	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	事業工場数・延施設数	測定項目							事業工場数・延施設数	延施設数
											硫酸化物	ばいじん	窒素酸化物	塩化水素等	VOC	石綿	水銀		
総計	941	1,630	0	0	0	0	23	148	26	9	5	4	5	5	2	15	3	0	0
大気汚染防止法	872	1,248	0	0	0	0	19	137	26	9	4	4	4	4	2	15	3	0	0
生活環境保全条例	69	382	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和5年度)

	立入検査				合計		行政指導	行政処分
	重油中硫黄分測定		事業処理立入		事業工場数・延施設数	延施設数		
	事業工場数・延施設数	延施設数	事業工場数・延施設数	延施設数				
総計	0	0	94	56	1,084	1,843	438	0
大気汚染防止法	0	0	90	52	1,007	1,446	437	0
生活環境保全条例	0	0	4	4	77	397	1	0

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 特定粉じん排出等作業における煙道等測定については、工場・事業場数に計上し、施設数には計上していない。



## 第2 水環境

### 1 水質環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川(1) (前湊橋より上流で(弥栄ダム貯水池(弥栄湖) (全域) 及び小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖) (全域) に係る部分に限る。)を除く)	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域
	小瀬川(2) (前湊橋から中市井堰まで)	A	イ			
	小瀬川(3) (中市井堰より下流)	B	イ			
	玖島川 (渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域
可愛川	可愛川 (全域)	B	イ			
御手洗川	御手洗川 (全域)	B	イ			
八幡川	八幡川上流 (郡橋より上流)	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域
	八幡川下流 (郡橋より下流)	B	ハ			
太田川	太田川上流 (行森川合流点より祇園水門まで)	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
	太田川下流 (祇園水門より下流)	B	イ			
	旧太田川 (全域)	A	イ			
	天満川 (全域)	A	イ			
	元安川 (全域)	A	イ			
	京橋川 (全域)	A	イ			
	猿猴川 (全域)	B	イ	S45. 9. 1	県	
	太田川上流 (一) (明神橋より上流)	A A	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
	太田川上流 (二) (明神橋から行森川合流点まで)	A	イ			
	柴木川 (全域)	A A	イ			
	筒賀川 (全域)	A	イ			
	滝山川 (温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ			
	丁川 (全域)	A	イ			
	水内川 (全域)	A	イ			
	西宗川 (全域)	A	イ			
	吉山川 (全域)	A	イ			
	鈴張川 (全域)	A	イ			
	根谷川上流 (代田一合橋より上流)	A	イ			
	根谷川下流 (代田一合橋より下流)	B	ロ			
三篠川 (全域)	A	イ				
安川 (全域)	B	ハ				
古川下流 (安川合流点より下流)	B	ハ				
府中大川 (全域)	D	ハ	S61. 3. 31	県		
瀬野川	瀬野川 (全域)	B	ハ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
二河川	二河川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域
黒瀬川	黒瀬川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域
	三永川 (全域)	A	ハ			
	温井川 (全域)	A	イ			
	古河川 (全域)	A	イ			
	松板川 (全域)	A	イ			
	イラスケ川 (全域)	A	イ			
野呂川	野呂川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域
高野川	高野川 (全域)	A	イ			
三津大川	三津大川 (全域)	B	イ			
木谷郷川	木谷郷川 (全域)	A	イ			
賀茂川	賀茂川 (全域)	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域
沼田川	沼田川上流 (潮止め堰より上流)	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域
	沼田川下流 (潮止め堰より下流)	B	イ			
	入野川 (全域)	A	イ			
	椋梨川 (全域)	A	イ			
	仏通寺川 (全域)	A	イ			

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	S51.4.13	県	燧灘北西部流入河川水域
栗原川	栗原川（全域）	C	ハ			
藤井川	藤井川上流（木梨川合流点より上流）	A	イ	S50.6.13	県	藤井川水域
	藤井川下流（木梨川合流点より下流）	B	イ			
本郷川	本郷川上流（東大橋より上流）	B	イ	S51.4.13	県	燧灘北西部流入河川水域
	本郷川下流（東大橋より下流）	B	ハ			
羽原川	羽原川（全域）	C	ハ			
山南川	山南川（全域）	B	ロ			
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	S48.2.27	県	芦田川水域
	芦田川中流（一）（府中大橋から高屋川合流点まで）	A	ロ			
	芦田川中流（二）（高屋川合流点から瀬戸川合流点まで）	A	ハ			
	芦田川下流（瀬戸川合流点より下流）	B	ハ			
	御調川（全域）	A	イ			
	高屋川中流（岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで）	A	イ			
	高屋川下流（西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	瀬戸川上流（瀬戸池堰堤より上流）	A	イ			
瀬戸川下流（瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで）	B	ハ				
江の川	江の川（全域で（土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A	イ	S48.3.31	国	江の川水域
	志路原川（全域）	A	イ	S51.4.13	県	江の川関連支川水域
	多治比川（全域）	A	イ			
	本村川（安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域）	A	イ			
	板木川（全域）	A	イ			
	馬洗川（全域）	A	イ			
	上下川（全域）	A	イ			
	田総川（全域）	A	イ			
	美波羅川（全域）	A	イ			
	西城川（全域）	A	イ			
	川北川（全域）	A	イ			
	比和川（全域）	A	イ			
	神野瀬川（全域）	A	イ			
生田川（全域）	A	イ				
高梁川	成羽川（全域）	A	イ	S45.9.1	国	高梁川水域
	小田川上流（淀平堰より上流）	A	イ	S54.3.30	県	高梁川関連支川水域
	帝釈川（帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ			

(2) 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水域
	小瀬川下流（中市堰より下流に限る。）	生物B	イ			
江の川	江の川上流（大倉谷川合流点より上流に限る。）	生物A	イ	H22.9.24	国	江の川水域
	江の川下流（大倉谷川合流点より下流に限る。ただし、土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）を除く。）	生物B	イ			

## (3) 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼A	イ	H13.3.30	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼A	イ	H13.3.30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼A	イ	H13.3.30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼A	ハ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼A	イ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼A	イ	H18.3.2	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼A	イ	H18.3.2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼A	ハ	H18.3.2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

## (4) 湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼Ⅱ	ニ	R3.4.1	国	江の川水系の江の川の一部 暫定目標（令和7年度） 全窒素 0.43mg/L 全りん 0.018mg/L
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼Ⅱ	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼Ⅱ	ハ	H13.3.30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼Ⅲ	イ	H24.11.1	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼Ⅲ	ハ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼Ⅱ	ニ	R5.4.1	県	小瀬川水系の玖島川の一部 暫定目標（令和9年度） 全窒素 0.23mg/L 全りん 0.014mg/L
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼Ⅱ	イ	H18.3.2	県	太田川水系の滝山川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼Ⅲ	イ	H18.3.2	県	高梁川水系の帝釈川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。

## (5) 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼生物B	イ	H22.9.24	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

## (6) 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港(1)	海域C	□	S45.9.1	国	広島湾西部水域
〃(2)	海域B	□			
大竹・岩国地先海域	海域A	□			
広島湾西部	海域A	イ			
海田湾	海域B	イ	S49.10.1	県	広島湾水域
広島市地先海域	海域A	□			
五日市・廿日市地先海域	海域A	ハ			
広島湾	海域A	イ			
呉地先海域(一)	海域C	□	S48.2.27	県	呉地先水域
呉地先海域(二)	海域B	□			
呉地先海域(三)	海域A	イ			
安芸津・安浦地先海域	海域A	イ	S49.4.2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域A	イ	S49.5.13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域B	イ	S49.5.13	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸	海域A	イ			

(注) 大竹港(1)については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

## (7) 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	広島湾西部水域
広島湾西部	海域Ⅱ	イ			
広島湾北部	海域Ⅲ	イ	H9.4.10	県	広島湾水域
広島湾南部	海域Ⅱ	□			
呉地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	呉地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域Ⅳ	イ	H9.4.28	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(□)(北西部)	海域Ⅱ	イ			

## (8) 海域の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
備讃瀬戸(全域。ただし、備讃瀬戸(イ)、(□)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H27.3.31	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(イ)	海域生物特A	イ			
備讃瀬戸(□)	海域生物特A	イ			
燧灘北西部(全域。ただし、燧灘北西部(イ)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H29.5.22	国	燧灘北西部水域
燧灘北西部(イ)	海域生物特A	イ			
広島湾西部(全域。ただし、広島湾西部(イ)、(□)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H29.5.22	国	広島湾西部水域
広島湾西部(イ)	海域生物特A	イ			
広島湾西部(□)	海域生物特A	イ			

資料：県環境保全課

(注) 達成期間の分類は、次のとおりである(以下、この章において同じ。)

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「□」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 4 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

## 2 環境基準の達成状況(BOD又はCOD)

(令和5年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)	
					R5年度	30~R4年度 (平均)
河川 (BOD)	AA	イ	3	3	100	93
		ハ	49	48	98	98
	A	ロ	1	1	100	100
		ハ	4	2	50	60
		イ	11	11	100	100
	B	ロ	2	2	100	100
		ハ	8	5	63	69
		イ	1	1	100	100
	C	ハ	2	2	100	100
		ハ	1	1	100	100
D	ハ	1	1	100	100	
合計			82	76	93	94
湖沼 (COD)	A	イ	6	5	83	67
		ハ	2	1	50	50
	合計		8	6	75	63
海域 (COD)	A	イ	6	2	33	27
		ロ	2	0	0	0
		ハ	1	0	0	0
	B	イ	2	0	0	0
		ロ	2	2	100	80
	C	ロ	1	1	100	100
	合計			14	5	36

資料：県環境保全課

- (注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。  
2 河川の環境基準類型指定水域数については、環境基準点のない成羽川及び小田川を除いている。

## 3 環境基準の達成状況(全窒素及び全りん)

(令和5年度)

区分	類型	達成期間	全窒素				全りん			
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)		環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)	
					R5年度	30~R4 年度 (平均)			R5年度	30~R4 年度 (平均)
湖沼	II	イ	2	0	0	0	2	2	100	100
		ハ	1	0	0	0	1	0	0	60
		ニ	2	0	0	0	2	0	0	0
	III	イ	2	0	0	0	2	1	50	60
		ハ	1	0	0	0	1	1	100	100
	合計		8	0	0	0	8	4	50	60
海域	II	イ	6	6	100	100	6	6	100	100
		ロ	1	1	100	100	1	1	100	100
	III	イ	1	1	100	100	1	1	100	100
	IV	イ	1	0	0	0	1	1	100	100
	合計		9	8	89	89	9	9	100	100

資料：県環境保全課

- (注) 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

## 4 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(令和5年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)					
					全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩 (LAS)	
					R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
河川	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100	100
	生物B	イ	2	2	100	100	100	100	100	100
	合計		4	4	100	100	100	100	100	100
湖沼	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100	100
	生物B	イ	1	1	100	100	100	100	100	100
	合計		3	3	100	100	100	100	100	100
海域	生物特A	イ	5	3	100	100	100	100	100	100
	生物A	イ	3	2	100	100	100	100	100	100
	合計		8	5	100	100	100	100	100	100

資料：県環境保全課

- (注1) 海域生物特A類型は指定5水域のうち3水域のみ測定。  
(注2) 海域生物A類型は指定3水域のうち2水域のみ測定。

## 5 水域別環境基準(BOD、COD)の達成状況

### (1) 河川 (BOD)

(令和5年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y >25%	
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	2	小瀬川(2)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	3	小瀬川(3)	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	4	玖島川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
可愛川	7	可愛川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	9	八幡川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
太田川	10	太田川上流(一)	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	11	太田川上流(二)	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
	12	太田川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	13	太田川下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	14	柴木川	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	15	筒賀川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	16	滝山川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	17	丁川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	18	水内川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	19	西宗川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	20	吉山川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	21	鈴張川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	22	根谷川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	23	根谷川下流	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	24	三篠川	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
	25	安川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	26	古川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	27	旧太田川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	28	京橋川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
29	天満川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○	
30	元安川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○	
31	府中大川	D	ハ	1	1	0	0	0	0	○	
32	猿猴川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
二河川	34	二河川	A	ハ	3	3	0	0	0	0	○
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	4	2	2	0	1	1	×
	36	三永川	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	37	古河川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	38	温井川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	39	松板川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	40	イラスケ川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y >25%	
野呂川	41	野呂川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
高野川	42	高野川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
三津大川	43	三津大川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	3	3	0	0	0	0	○
	47	沼田川下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	48	入野川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	49	棕梨川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	50	仏通寺川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
和久原川	51	和久原川	C	イ	1	1	0	0	0	0	○
栗原川	52	栗原川	C	ハ	1	1	0	0	0	0	○
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	54	藤井川下流	B	イ	2	2	0	0	0	0	○
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	56	本郷川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
羽原川	57	羽原川	C	ハ	1	1	0	0	0	0	○
山南川	58	山南川	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	60	芦田川中流（一）	A	ロ	2	2	0	0	0	0	○
	61	芦田川中流（二）	A	ハ	1	0	1	0	1	0	×
	62	芦田川下流	B	ハ	1	0	1	0	0	1	×
	63	御調川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	64	高屋川中流	A	イ	1	0	1	0	1	0	×
	65	高屋川下流	B	ハ	1	0	1	0	0	1	×
	66	瀬戸川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	67	瀬戸川下流	B	ハ	1	0	1	0	0	1	×
江の川	68	江の川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	69	志路原川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	70	多治比川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	71	本村川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	72	板木川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	73	馬洗川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	74	上下川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	75	田総川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	76	美波羅川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	77	西城川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	78	川北川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	79	比和川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	80	神野瀬川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	81	生田川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	82	帝釈川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数、y：総測定日数

## (2) 湖沼 (COD)

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
						合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y >25%	
小瀬川	渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
	弥栄ダム貯水池（弥栄湖）	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
太田川	温井ダム貯水池（龍姫湖）	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	三川ダム貯水池（神農湖）	A	ハ	1	0	1	1	0	0	×
	八田原ダム貯水池（芦田湖）	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	帝釈川ダム貯水池（神竜湖）	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) x：環境基準に適合していない日数、y：総測定日数

## (3) 海域 (COD)

(令和5年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y >25%	
広島湾西部	102	大竹港（2）	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	103	大竹・岩国地先海域	A	ロ	3	0	3	0	3	0	×
	104	広島湾西部	A	イ	2	0	2	0	1	1	×
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	0	1	0	1	0	×
	106	広島市地先海域	A	ロ	1	0	1	0	1	0	×
	107	海田湾	B	イ	2	0	2	0	1	1	×
	108	広島湾	A	イ	6	0	6	0	6	0	×
呉地先	109	呉地先海域（一）	C	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	110	呉地先海域（二）	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	111	呉地先海域（三）	A	イ	6	3	3	0	0	3	×
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	6	0	0	0	0	○
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	0	2	0	1	1	×

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数、y：総測定日数



## 6 水域別環境基準(全窒素及び全りん)の達成状況

### (1) 湖沼

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全窒素		全りん	
					年間平均値 (mg/L)	達成状況	年間平均値 (mg/L)	達成状況
小瀬川	渡ノ瀬ダム貯水池 (渡ノ瀬貯水池)	Ⅱ	ニ	1	0.42	×(×)	0.019	×(×)
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	Ⅱ	イ	1	0.27	—	0.008	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	Ⅱ	ハ	1	0.34	—	0.011	×
太田川	温井ダム貯水池 (龍庭湖)	Ⅱ	イ	1	0.25	—	0.008	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	Ⅲ	イ	1	0.62	—	0.038	×
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	Ⅲ	ハ	1	0.62	—	0.028	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	Ⅱ	ニ	1	0.75	×(×)	0.024	×(×)
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	Ⅲ	イ	1	0.48	—	0.021	○

資料：県環境保全課

(注) 達成状況の( )内は、暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池(全窒素 0.43 mg/L、全りん 0.018 mg/L)

渡ノ瀬ダム貯水池(全窒素 0.23 mg/L、全りん 0.014 mg/L)

### (2) 海域

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全窒素		全りん	
					水域内全平均 (mg/L)	達成状況	水域内全平均 (mg/L)	達成状況
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	Ⅱ	イ	3	0.19	○	0.020	○
	広島湾西部	Ⅱ	イ	2	0.16	○	0.018	○
広島湾	広島湾北部	Ⅲ	イ	3	0.26	○	0.039	○
	広島湾南部	Ⅱ	ロ	3	0.26	○	0.025	○
呉地先	呉地先海域	Ⅱ	イ	3	0.15	○	0.021	○
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	Ⅱ	イ	3	0.12	○	0.020	○
燧灘北西部	燧灘北西部	Ⅱ	イ	6	0.11	○	0.023	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	Ⅱ	イ	1	0.16	○	0.027	○
	箕島町地先海域	Ⅳ	イ	2	1.3	×	0.056	○

資料：県環境保全課

(注) 実際水域については、広島県水域区内で一環境基準類型指定水域とみなし判定した。

## 7 水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

### (1) 河川

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況
					小瀬川	小瀬川上流	生物A	イ	2	2
	小瀬川下流	生物B	イ	1	1	○	1	○	1	○
江の川	江の川上流	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	江の川下流	生物B	イ	2	2	○	2	○	2	○

資料：県環境保全課

### (2) 湖沼

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況
					小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	生物A	イ	1	1
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	生物B	イ	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

### (3) 海域

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況
					広島湾西部	広島湾西部(全域)	生物A	イ	1	1
	広島湾西部(口)	生物特A	イ	1	1	○	1	○	1	○
燧灘北西部	燧灘北西部(イ)	生物特A	イ	2	2	○	2	○	2	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸(全域)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	備讃瀬戸(イ)	生物特A	イ	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

## 8 健康項目の環境基準値を超える割合

測定項目	R5年度				R4年度				環境基準値	環境基準の評価方法
	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準値不適合地点数	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準値不適合地点数		
カドミウム	212	0	125	0	212	0	124	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
全シアン	212	0	125	0	212	0	124	0	検出されないこと	年間最高値による
鉛	235	0	130	0	235	0	129	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
六価クロム	212	0	125	0	212	0	124	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
砒素	225	0	130	0	225	0	129	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
総水銀	212	0	125	0	212	0	124	0	0.0005mg/L 以下	年間平均値による
アルキル水銀	37	0	23	0	37	0	23	0	検出されないこと	年間の全検体において不検出
PCB	134	0	95	0	135	0	95	0	検出されないこと	年間の全検体において不検出
ジクロロメタン	122	0	72	0	122	0	71	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
四塩化炭素	124	0	73	0	124	0	72	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
1,2-ジクロロエタン	122	0	72	0	122	0	71	0	0.004mg/L 以下	年間平均値による
1,1-ジクロロエチレン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.1mg/L 以下	年間平均値による
シス-1,2-ジクロロエチレン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.04mg/L 以下	年間平均値による
1,1,1-トリクロロエタン	125	0	74	0	125	0	73	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,1,2-トリクロロエタン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
トリクロロエチレン	126	0	75	0	126	0	74	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
テトラクロロエチレン	126	0	75	0	126	0	74	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
1,3-ジクロロプロペン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
チウラム	119	0	72	0	119	0	71	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
シマジン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
チオベンカルブ	119	0	72	0	119	0	71	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
ベンゼン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
セレン	119	0	72	0	119	0	71	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
硝酸性及び亜硝酸性窒素	450	0	99	0	457	0	98	0	10mg/L 以下	年間平均値による
ふっ素	116	2	67	1	117	2	66	0	0.8mg/L 以下	年間平均値による
ほう素	116	0	66	0	116	0	65	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,4-ジオキサン	103	0	74	0	106	0	73	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
合計	4,080	2	2,273	1	4,092	2	2,248	0	—	—

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、東広島市、廿日市市

(注) 1 海域については、ふっ素及びほう素の環境基準値を適用しない。

2 ほう素の調査地点数には、河川の調査地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

9 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(河川)

(令和5年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象 検体数	環境基準 値を超える 検体数	不適合率(%)		
				R5年度	H30~R4年度 (平均)	
AA (3)	pH	36	0	0	0	6.5以上8.5以下
	BOD	36	0	0	0	1mg/L以下
	SS	36	0	0	0	25mg/L以下
	DO	36	1	3	6	7.5mg/L以上
	大腸菌数	36	2	6	17 (注2)	20 CFU/100mL以下
	小計	180	3	2	6	
A (113)	pH	1,470	84	6	3	6.5以上8.5以下
	BOD	1,470	97	7	8	2mg/L以下
	SS	1,470	3	0	1	25mg/L以下
	DO	1,470	120	8	8	7.5mg/L以上
	大腸菌数	1,442	90	7	9 (注2)	300 CFU/100mL以下
	小計	7,322	394	5	6	
B (35)	pH	520	42	8	7	6.5以上8.5以下
	BOD	520	20	4	4	3mg/L以下
	SS	520	6	1	1	25mg/L以下
	DO	520	7	1	3	5mg/L以上
	大腸菌数	520	23	5	4 (注2)	1,000 CFU/100mL以下
	小計	2,600	98	4	4	
C (3)	pH	36	1	3	18	6.5以上8.5以下
	BOD	36	0	0	0	5mg/L以下
	SS	36	0	0	0	50mg/L以下
	DO	36	1	3	0	5mg/L以上
	小計	144	2	1	5	
D (2)	pH	16	1	6	5	6以上8.5以下
	BOD	16	0	0	0	8mg/L以下
	SS	16	0	0	1	100mg/L以下
	DO	16	0	0	0	2mg/L以上
	小計	64	1	2	2	
合計 (156)	pH	2,078	128	6	4	
	BOD	2,078	117	6	7	
	SS	2,078	9	0	1	
	DO	2,078	129	6	6	
	大腸菌数	1,998	115	6	10 (注2)	
	合計	10,310	498	5	14	

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、坂町

(注1) ( ) 内は、測定地点数。

(注2) 令和4年度より大腸菌群数が大腸菌数へ変更になったため、大腸菌数のみ令和4年度の不適合率と比較。

## 10 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(湖沼)

### (1) COD等

(令和5年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)	環境基準値
A (8)	pH	288	19	7	6.5以上8.5以下
	COD	288	67	23	3mg/L以下
	SS	288	33	11	5mg/L以下
	DO	288	127	44	7.5mg/l以上
	大腸菌数	276	2	1	300CFU/100mL以下
	小計	1,428	248	17	
合計 (8)	pH	288	19	7	
	COD	288	67	23	
	SS	288	33	11	
	DO	288	127	44	
	大腸菌数	276	2	1	
	合計	1,428	248	17	

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 環境基準類型の欄の( )は、測定地点数である。

### (2) 全窒素及び全りん

(令和5年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)	環境基準値
II (5)	全窒素	24	23 (21)	96 (88)	0.2mg/L以下
	全りん	60	31 (23)	52 (38)	0.01mg/L以下
III (3)	全窒素	—	—	—	0.4mg/L以下
	全りん	36	13 (13)	36 (36)	0.03mg/L以下
合計 (8)	全窒素	24	23 (21)	96 (88)	
	全りん	96	44 (36)	46 (38)	

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 表層の検体についての割合等を示す。

2 環境基準類型の欄の( )は、測定地点数である。

3 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の( )内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

## 11 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(海域)

### (1) COD等

(令和5年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				R5年度	H30~R4年度(平均)	
A (52)	pH	1,360	68	5		47.8以上8.3以下
	COD	1,583	522	33		342.0mg/L以下
	DO	1,312	459	35		257.5mg/L以上
	大腸菌数	640	18	3	2 (注2)	300CFU/100mL以下
	油分等 (n-ヘキサン)	346	0	0		0.5mg/L以下
	小計	5,241	1067	20		18
B (7)	pH	192	11	6		57.8以上8.3以下
	COD	192	57	30		263mg/L以下
	DO	180	0	0		15mg/L以上
	油分等 (n-ヘキサン)	74	0	0		0.5mg/L以下
	小計	638	66	10		10
C (1)	pH	36	0	0		7.0以上8.3以下
	COD	36	0	0		8mg/L以下
	DO	36	0	0		2mg/L以上
	小計	108	0	0		0
合計 (60)	pH	1,588	79	5		3
	COD	1,811	579	32		19
	DO	1,528	459	30		9
	大腸菌数	640	18	3		2
	油分等 (n-ヘキサン)	420	0	0		0
	合計	5,987	1,135	19		17

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注1) 環境基準類型の欄の( )は、測定地点数である。

(注2) 令和4年度より大腸菌群数が大腸菌数へ変更になったため、大腸菌数のみ令和4年度の不適合率と比較。

### (2) 全窒素及び全りん

(令和5年度)

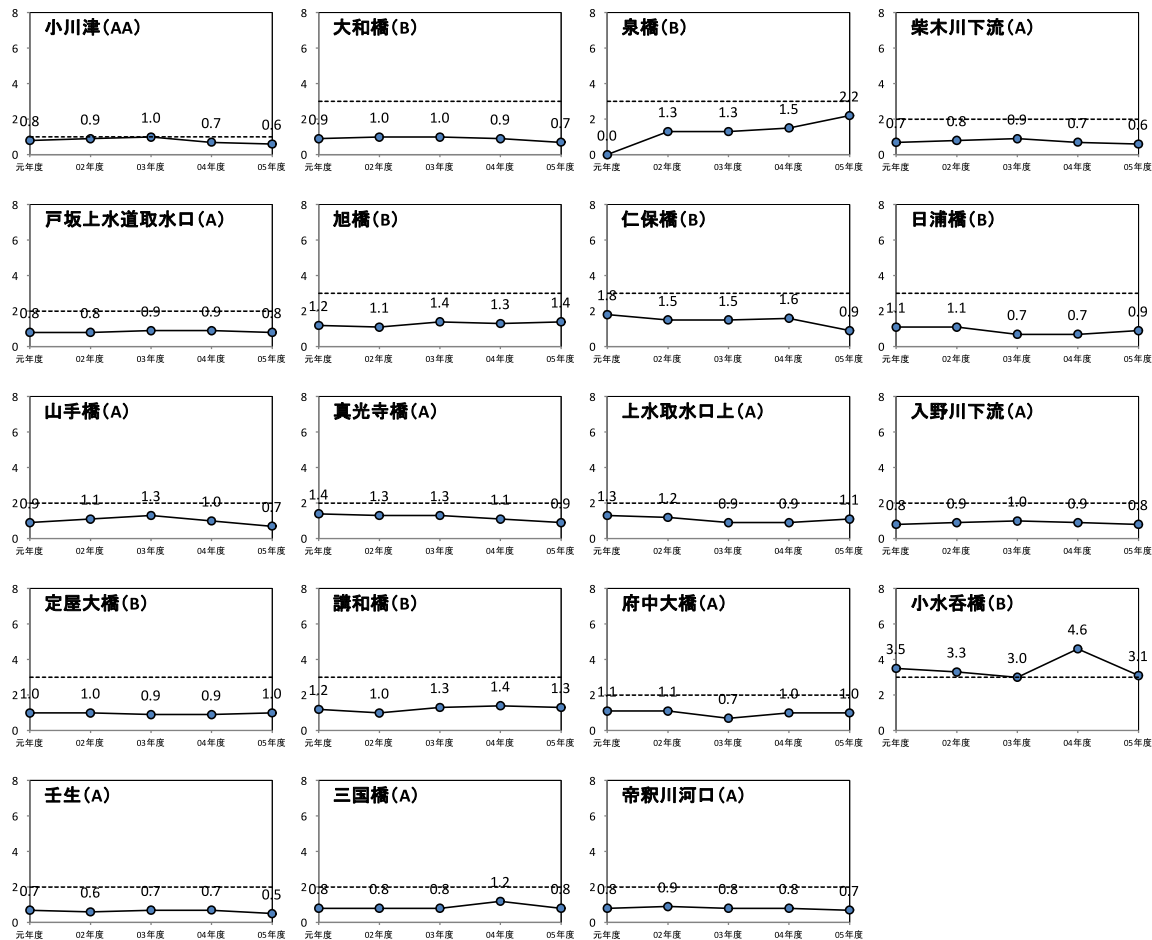
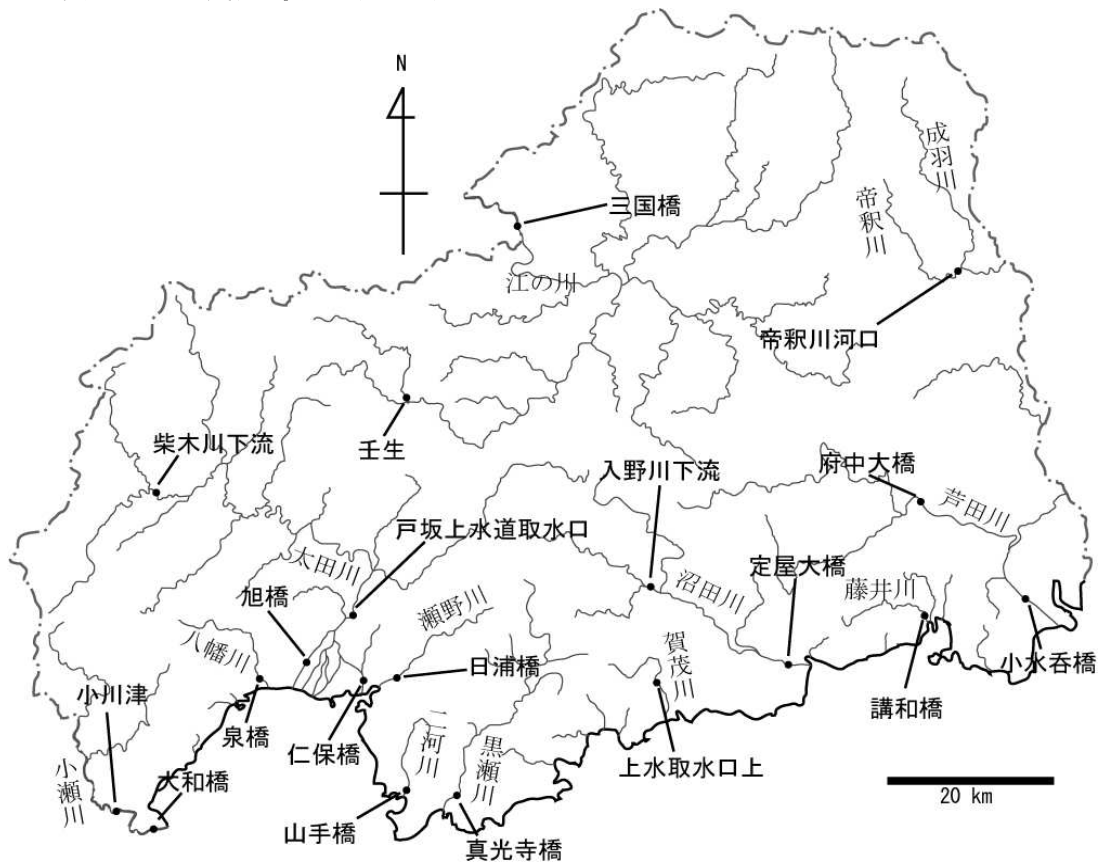
環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				R5年度	H30~R4年度(平均)	
II (39)	全窒素	460	43	9	7	0.3mg/L以下
	全りん	460	84	18	25	0.03mg/L以下
III (8)	全窒素	96	8	8	10	0.6mg/L以下
	全りん	96	33	34	26	0.05mg/L以下
IV (2)	全窒素	24	11	46	54	1mg/L以下
	全りん	24	3	13	10	0.09mg/L以下
合計 (49)	全窒素	580	62	11	24	
	全りん	580	120	21	20	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

2 環境基準類型の欄の( )は、測定地点数である。

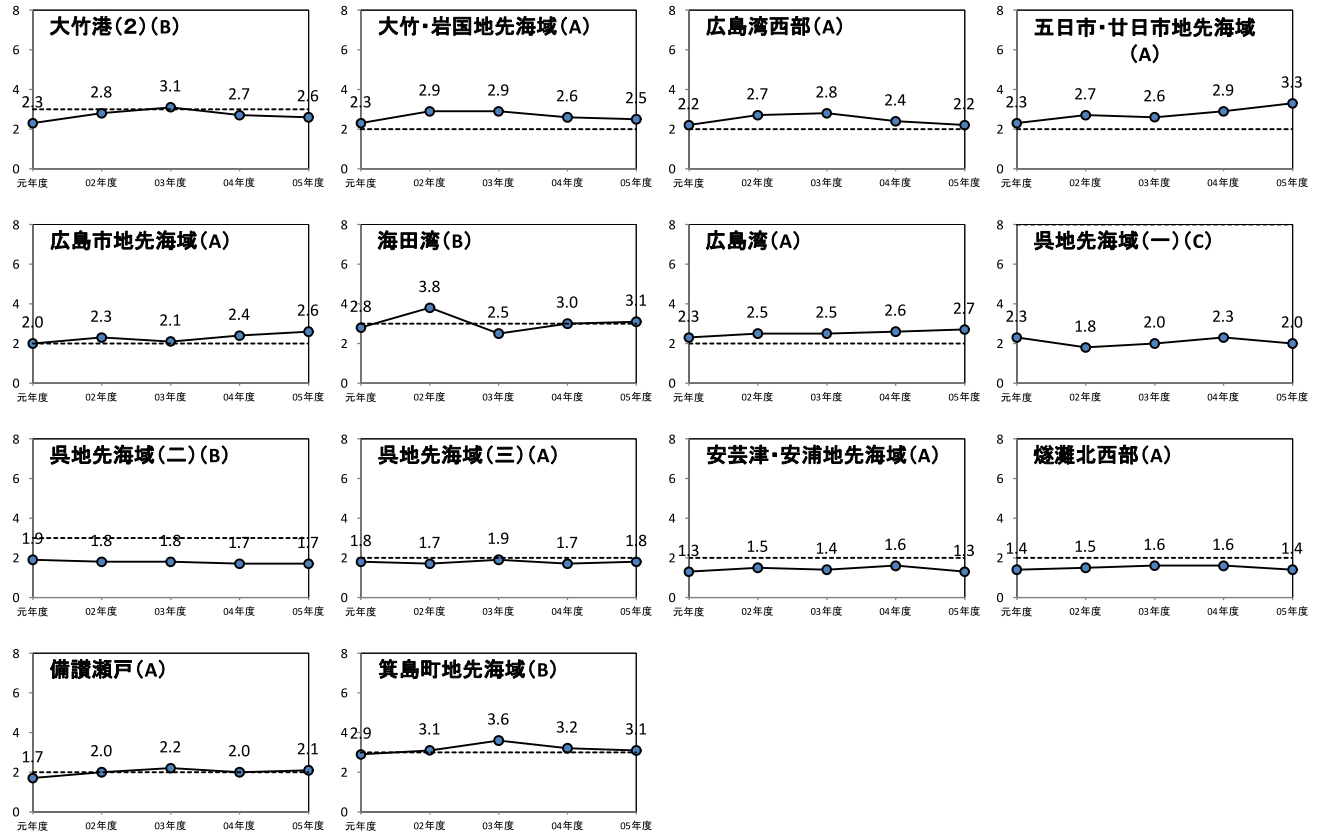
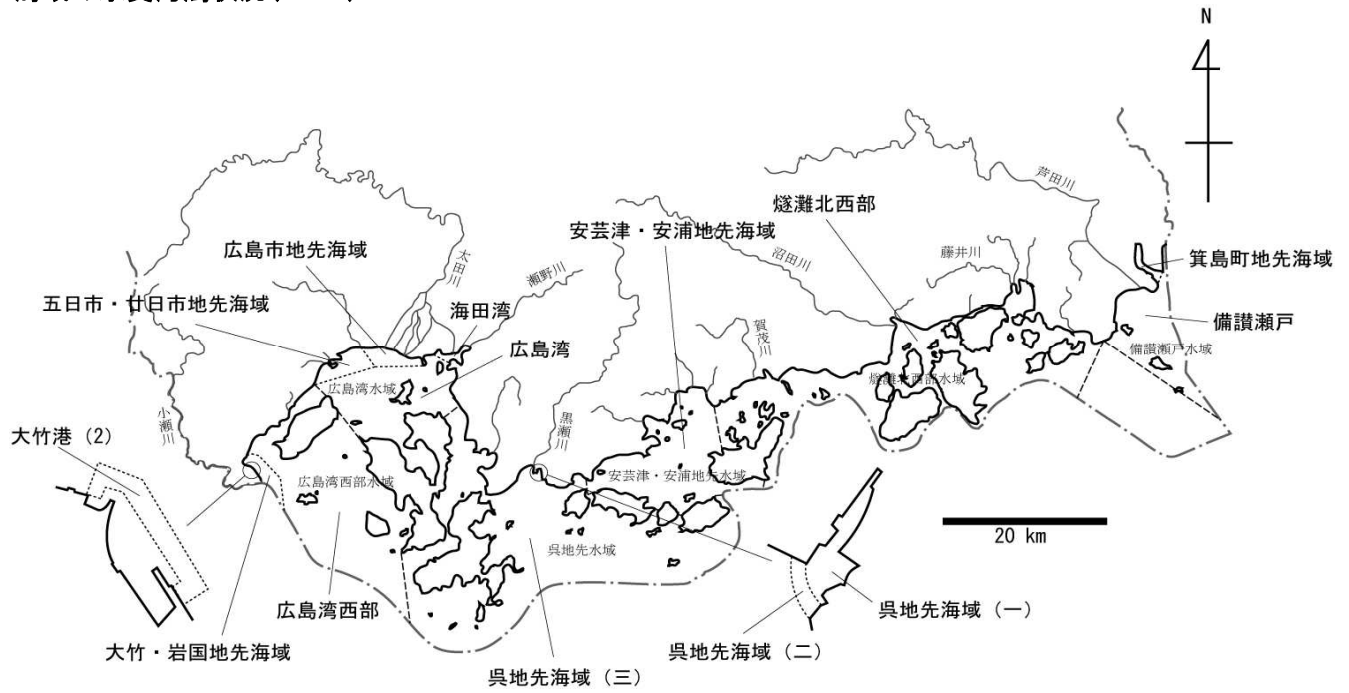
## 12 主要河川の水質汚濁状況(BOD)



資料: 中国地方整備局, 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市  
 (注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。  
 2 数値はBOD年間平均値(mg/l)。

-----は環境基準

### 13 海域の水質汚濁状況(COD)



資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、竹原市、大竹市  
 (注) 1 地点名の後のかつこ内は環境基準類型。  
 2 数値は各水域環境基準点のCOD平均値(mg/l)。

-----は環境基準

## 14 環境基準類型指定水域別水質(BOD、COD)の推移

### (1) 河川 (BOD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	元年度		R2年度		R3年度		R4年度		05年度	
						平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	1	0.8	1/12	0.9	3/12	1.0	5/12	0.7	2/12	0.6	0/12
	2	小瀬川(2)	A	イ	1	0.9	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	0.7	0/12
	3	小瀬川(3)	B	イ	1	0.9	0/24	1.0	0/24	1.0	0/24	0.9	0/24	0.7	0/24
	4	玖島川	A	イ	2	0.6	0/24	0.6	0/24	0.7	0/24	0.7	0/24	0.6	0/24
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	1	0.8	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	1	1.3	0/12	1.2	0/12	1.3	0/12	1.4	0/12	1.0	0/12
可愛川	7	可愛川	B	イ	1	1.1	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.3	0/12	1.0	0/12
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	2	0.7	0/24	0.8	0/24	0.8	0/24	0.9	0/24	0.9	0/24
	9	八幡川下流	B	ハ	1	1.3	0/12	1.3	0/12	1.3	0/12	1.5	0/12	2.2	2/12
太田川	10	太田川上流(一)	AA	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12
	11	太田川上流(二)	A	イ	4	0.7	0/48	0.8	0/48	0.9	0/48	0.7	0/48	0.7	0/48
	12	太田川上流	A	イ	1	0.8	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	13	太田川下流	B	イ	1	1.3	0/24	1.1	0/24	1.4	1/24	1.3	0/24	1.4	3/24
	14	柴木川	AA	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12
	15	筒賀川	A	イ	1	0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12
	16	滝山川	A	イ	1	0.6	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	17	丁川	A	イ	1	0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12
	18	水内川	A	イ	1	1.0	0/12	0.8	1/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.5	0/12
	19	西宗川	A	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	20	吉山川	A	イ	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	21	鈴張川	A	イ	1	0.7	0/12	0.7	0/12	0.7	1/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	22	根谷川上流	A	イ	1	1.0	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.5	0/12
	23	根谷川下流	B	ロ	1	0.9	0/48	1.0	0/48	1.2	1/48	0.8	0/48	0.9	0/48
	24	三篠川	A	イ	4	0.8	0/48	0.8	1/48	1.0	1/48	0.8	0/48	0.7	0/48
	25	安川	B	ハ	1	0.9	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	0.6	0/12
	26	古川下流	B	ハ	1	1.2	0/48	1.0	0/48	1.4	1/48	0.9	0/48	1.0	0/48
	27	旧太田川	A	イ	1	1.1	1/24	1.0	0/24	1.2	1/24	1.4	3/24	1.2	4/24
	28	京橋川	A	イ	1	1.7	5/24	1.5	5/24	1.3	3/24	1.3	5/24	1.0	2/24
	29	天満川	A	イ	1	1.1	0/24	1.1	0/24	1.4	1/24	1.4	4/24	1.4	5/24
30	元安川	A	イ	1	1.1	0/24	1	0/22	1.2	1/24	1.5	4/24	1.0	3/24	
31	府中大川	D	ハ	1	1.6	0/12	1.3	0/12	1.3	0/12	1.5	0/12	1.1	0/12	
32	猿猴川	B	イ	1	1.8	2/24	1.5	1/24	1.5	1/24	1.6	2/24	0.9	0/24	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	1	1.1	0/12	1.1	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12
二河川	34	二河川	A	ハ	3	1.0	0/36	1.3	4/36	1.2	1/36	1.1	0/36	0.9	0/36
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	4	2.3	24/48	2.1	18/48	2.0	20/48	2.3	22/48	1.9	18/48
	36	三永川	A	ハ	1	1.3	2/12	1.4	1/12	0.9	1/12	0.7	0/12	1.3	0/12
	37	古河川	A	イ	1	1.4	2/12	1.7	2/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12
	38	温井川	A	イ	1	1.3	1/12	1.8	3/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12
	39	松板川	A	イ	1	1.3	1/12	1.2	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	1.2	1/12
	40	イラスケ川	A	イ	1	1.6	2/12	1.3	1/12	1.1	0/12	1.2	0/12	1.1	0/12

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
						平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n
野呂川	41	野呂川	B	イ	1	0.6	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12
高野川	42	高野川	A	イ	1	1.0	1/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12
三津大川	43	三津大川	B	イ	1	1.2	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	1	1.3	1/12	1.4	2/12	0.7	0/12	0.7	0/12	1.0	0/12
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	2	1.3	2/24	1.3	3/24	0.8	0/24	0.9	1/24	1.2	0/24
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	3	0.9	0/36	1.0	0/36	1.0	0/36	1.0	0/36	0.9	0/36
	47	沼田川下流	B	イ	1	1.0	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12
	48	入野川	A	イ	1	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12
	49	棕梨川	A	イ	1	1.0	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12
	50	仏通寺川	A	イ	1	0.9	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12
和久原川	51	和久原川	C	イ	1	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12
栗原川	52	栗原川	C	ハ	1	2.3	0/12	2.0	0/12	2.3	0/12	2.3	0/12	2.2	0/12
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	1	1.1	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12
	54	藤井川下流	B	イ	2	1.4	0/24	1.3	0/24	1.4	0/24	1.5	0/24	1.4	0/24
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	1	1.2	0/12	1.1	0/12	1.4	0/12	1.3	0/12	0.8	0/12
	56	本郷川下流	B	ハ	1	1.6	0/12	1.4	0/12	1.4	0/12	1.4	0/12	1.2	0/12
羽原川	57	羽原川	C	ハ	1	1.3	0/12	1.2	0/12	1.4	0/12	1.7	0/12	1.3	0/12
山南川	58	山南川	B	ロ	1	1.6	0/12	1.6	0/12	1.8	0/12	2.1	1/12	1.5	0/12
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	2	1.2	0/24	1.1	0/24	1.0	0/24	1.2	1/24	1.2	1/24
	60	芦田川中流(一)	A	ロ	2	1.3	2/24	1.3	0/24	0.8	0/24	1.2	2/24	1.5	4/24
	61	芦田川中流(二)	A	ハ	1	2.0	19/48	1.9	11/48	1.5	8/48	1.9	18/48	2.3	7/12
	62	芦田川下流	B	ハ	1	3.5	10/12	3.3	7/12	3.0	7/12	4.6	9/12	3.1	5/12
	63	御調川	A	イ	1	1.0	0/12	1.2	1/12	1.0	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12
	64	高屋川中流	A	イ	1	2.3	6/12	2.2	6/12	2.2	5/12	2.2	7/12	3.0	10/12
	65	高屋川下流	B	ハ	1	2.8	4/12	2.4	3/12	2.5	3/12	2.9	4/12	3.1	5/12
	66	瀬戸川上流	A	イ	1	1.3	2/12	1.1	0/12	1.4	2/12	1.4	0/12	1.1	0/12
	67	瀬戸川下流	B	ハ	1	2.6	5/12	2.5	4/12	2.6	4/12	3.4	5/12	2.6	4/12
江の川	68	江の川	A	イ	2	0.8	0/24	0.7	0/24	0.8	0/24	1.0	0/24	0.7	0/24
	69	志路原川	A	イ	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	70	多治比川	A	イ	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.9	1/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	71	本村川	A	イ	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	72	板木川	A	イ	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12
	73	馬洗川	A	イ	2	1.1	0/24	1.2	1/24	0.9	0/24	1.2	1/24	1.0	0/24
	74	上下川	A	イ	1	1.4	1/12	1.5	3/12	0.9	0/12	1.1	0/12	1.3	1/12
	75	田総川	A	イ	1	0.9	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12
	76	美波羅川	A	イ	1	1.3	1/12	1.1	1/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12
	77	西城川	A	イ	2	0.9	0/24	0.8	0/24	0.8	0/24	0.9	0/24	0.9	1/24
	78	川北川	A	イ	1	0.9	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	79	比和川	A	イ	1	0.9	0/12	0.9	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	80	神野瀬川	A	イ	1	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	1.1	0/12	0.7	0/12
	81	生田川	A	イ	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
高梁川	82	帝釈川	A	イ	1	0.8	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数、n:総検体数



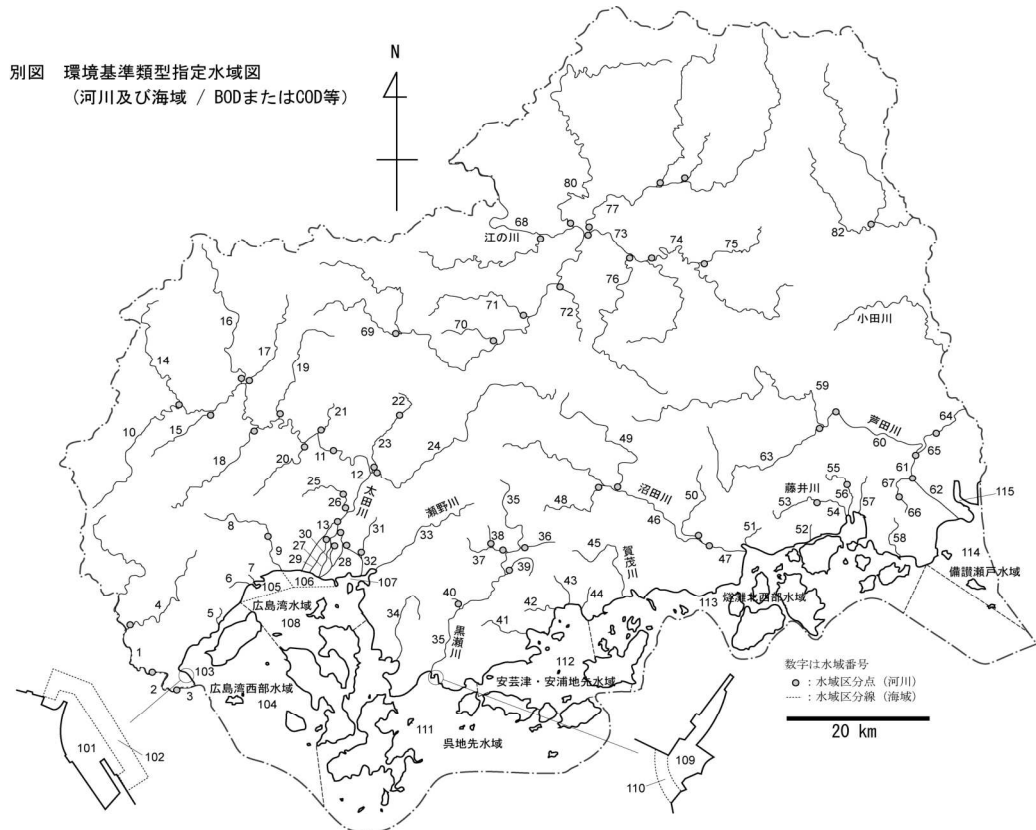
(2) 海域 (COD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
						平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	□	1	2.3	4/36	2.8	9/36	3.1	14/36	2.7	10/36	2.6	10/36
	103	大竹・岩国地先海域	A	□	3	2.3	68/108	2.9	98/108	2.9	92/108	2.6	80/108	2.5	78/108
	104	広島湾西部	A	イ	2	2.2	36/72	2.7	59/72	2.8	53/72	2.4	43/72	2.2	35/72
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	2.3	13/24	2.7	13/24	2.6	10/24	2.9	17/24	3.3	18/24
	106	広島市地先海域	A	□	1	2.0	8/24	2.3	12/24	2.1	9/24	2.4	12/24	2.6	14/24
	107	海田湾	B	イ	2	2.8	16/48	3.8	14/48	2.5	14/48	3.0	14/48	3.1	21/48
	108	広島湾	A	イ	6	2.3	108/192	2.5	120/192	2.5	105/192	2.6	105/192	2.7	120/192
呉地先	109	呉地先海域(一)	C	□	1	2.3	0/36	1.8	0/36	2.0	0/36	2.3	0/36	2.0	0/36
	110	呉地先海域(二)	B	□	1	1.9	2/36	1.8	3/36	1.8	3/36	1.7	0/36	1.7	1/36
	111	呉地先海域(三)	A	イ	6	1.8	49/216	1.7	40/216	1.9	55/216	1.7	30/216	1.8	42/216
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	1.3	0/144	1.5	6/144	1.4	5/144	1.6	13/144	1.3	0/144
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	1.4	2/216	1.5	17/216	1.6	20/216	1.6	15/216	1.4	13/216
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	1.7	7/36	2.0	13/36	2.2	20/36	2.0	15/36	2.1	17/36
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	2.9	10/48	3.1	12/48	3.6	17/48	3.2	14/48	3.1	13/48

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数



15 環境基準点についての地点別測定結果(生活環境項目)

(1) 河川

(令和5年度)

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)					SS (mg/L)				大腸菌数 (CFU/100mL)			
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大		
小瀬川	小瀬川(1)	1	小川津	AA	0/12	0	7.0 ~ 7.4	0/12	0	7.5 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ 3	2/12	17	2 ~ 30		
	小瀬川(2)	2	両国橋	A	0/12	0	7.1 ~ 7.5	1/12	8	7.3 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.8	0/12	0	1 ~ 3	0/12	0	5 ~ 63		
	小瀬川(3)	3	大和橋	B	0/24	0	7.0 ~ 8.0	0/24	0	6.5 ~ 11	0/24	0	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.8	0/24	0	<1 ~ 4	0/24*	0	2 ~ 150		
	玖島川	渡ノ瀬貯水池流入前	4		A	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	7.7 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 6	0/12*	0	1 ~ 190	
		玖島川河口	5		A	0/12	0	7.0 ~ 7.6	0/12	0	8.0 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 1	0/12*	0	5 ~ 56	
永慶寺川	永慶寺川	6	下浜	B	0/12	0	6.8 ~ 7.5	0/12	0	5.0 ~ 9.4	0/12	0	<0.5 ~ 0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 4	0/12	0	1 ~ 110		
御手洗川	御手洗川	7	金剛寺	B	1/12	8	7.3 ~ 7.6	0/12	0	6.6 ~ 10	0/12	0	0.5 ~ 1.6	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 5	0/12	0	1 ~ 380		
可愛川	可愛川	8	可愛	B	2/12	17	7.3 ~ 8.3	0/12	0	6.9 ~ 10	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 8	0/12	0	4 ~ 370		
八幡川	八幡川上流	9	魚切貯水池上流	A	0/12	0	7.5 ~ 7.7	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.7	0/12	0	<1 ~ 5	3/12	25	74 ~ 390		
		10	郡橋	A	0/12	0	7.6 ~ 8.5	0/12	0	8.7 ~ 14	0/12	0	0.5 ~ 1.7	1.0	1.3	0/12	0	<1 ~ 4	2/12	17	20 ~ 530		
	八幡川下流	11	泉橋	B	0/12	0	7.5 ~ 8.3	0/12	0	8.7 ~ 15	2/12	17	1.0 ~ 5.2	2.2	2.4	1/12	8	1 ~ 36	1/12	8	30 ~ 1400		
太田川	太田川上流(一)	12	鱒溜貯水池流入前	AA	0/12	0	6.9 ~ 7.5	0/12	0	7.5 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.6	0.5	<0.5	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	<1 ~ 8		
	太田川上流(二)	13	柴木川下流	A	0/12	0	7.0 ~ 7.5	0/12	0	8.2 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.6	0.5	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	4 ~ 86		
		14	加計	A	0/12	0	6.9 ~ 7.4	0/12	0	7.5 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.3	0.8	0.7	0/12	0	<1 ~ 2	0/12	0	5 ~ 130		
		15	高山川下流	A	0/12	0	7.0 ~ 7.6	0/12	0	7.6 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.7	0.7	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	5 ~ 110		
		16	壬辰橋	A	0/12	0	7.1 ~ 7.9	0/12	0	7.8 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.8	0.8	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	2 ~ 280		
	太田川上流	17	戸坂上水道取水口	A	0/12	0	7.3 ~ 8.3	0/12	0	8.8 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 0.9	0.8	0.8	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	11 ~ 89		
	太田川下流	18	旭橋	B	0/24	0	7.4 ~ 8.2	4/24	17	3.9 ~ 10	3/24	13	<0.5 ~ 4.2	1.4	1.3	0/24	0	<1 ~ 10	0/24	0	2 ~ 500		
	柴木川	19	長瀬橋	AA	0/12	0	6.9 ~ 7.4	1/12	8	6.9 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.6	0.5	<0.5	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	<1 ~ 17		
	筒賀川	20	天神橋	A	0/12	0	7.0 ~ 7.7	0/12	0	7.9 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.6	0.5	<0.5	0/12	0	<1 ~ 1	0/12*	0	<1 ~ 51		
	滝山川	21	滝山川河口	A	0/12	0	6.8 ~ 7.2	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.6	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 3	0/12*	0	4 ~ 130		
	丁川	22	丁川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.9	0/12	0	8.0 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.5	0.5	<0.5	0/12	0	<1 ~ 1	0/12*	0	1 ~ 35		
	水内川	23	水内川河口	A	0/12	0	6.9 ~ 7.6	0/12	0	8.2 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ <0.5	<0.5	<0.5	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	3 ~ 110		
	西宗川	24	澄合橋	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	7.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 4	0/12*	0	<1 ~ 37		
	吉山川	25	吉山川(川井橋)	A	0/12	0	7.2 ~ 8.2	0/12	0	8.5 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 2	1/12	8	10 ~ 510		
	鈴張川	26	宇津橋	A	1/12	8	7.5 ~ 9.0	0/12	0	8.6 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.2	0.8	0.8	0/12	0	<1 ~ 6	1/12	8	19 ~ 2400		
	根谷川上流	27	人甲川合流前	A	0/12	0	7.4 ~ 7.7	0/12	0	8.3 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.5	0.5	<0.5	0/12	0	<1 ~ 2	0/12	0	15 ~ 240		
根谷川下流	28	根の谷橋	B	13/48	27	7.0 ~ 8.8	0/48	0	6.1 ~ 13	0/48	0	<0.5 ~ 2.2	0.9	1.0	1/48	2	<1 ~ 46	2/48	4	<1 ~ 3600			
三篠川	見坂川下流	29		A	0/12	0	7.3 ~ 7.5	3/12	25	7.1 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.6	0.5	0.5	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	4 ~ 70		
	関川下流	30		A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.6	0.6	0/12	0	1 ~ 9	0/12	0	45 ~ 230		
	狩留家	31		A	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	7.6 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.0	0.6	0.6	0/12	0	1 ~ 13	0/12	0	11 ~ 150		
	深川橋	32		A	4/12	33	7.3 ~ 8.7	1/12	8	7.2 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.5	0.9	1.2	0/12	0	2 ~ 11	2/12	17	12 ~ 720		
安川	33	五軒屋	B	1/12	8	7.4 ~ 9.1	0/12	0	7.6 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 6	0/12	0	56 ~ 600			
古川下流	34	東原	B	1/48	2	7.3 ~ 9.2	0/48	0	6.4 ~ 12	0/48	0	0.5 ~ 1.9	1.0	1.2	2/48	4	1 ~ 71	5/48	10	15 ~ 6200			

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)					SS (mg/L)				大腸菌数 (CFU/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	
太田川	旧太田川	35	舟入橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.1	9/24	38	4.0 ~ 10	4/24	17	<0.5 ~ 4.0	1.2	1.8	0/24	0	<1 ~ 11	2/24	8	4 ~ 1600	
	京橋川	36	御幸橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.3	6/24	25	4.2 ~ 11	2/24	8	<0.5 ~ 4.2	1.0	1.1	1/24	4	1 ~ 48	6/24	25	<1 ~ 51000	
	天満川	37	昭和大橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.2	9/24	38	3.4 ~ 10	5/24	21	<0.5 ~ 6.2	1.4	1.4	0/24	0	1 ~ 22	0/24*	0	1 ~ 2400	
	元安川	38	南大橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.1	10/24	42	4.6 ~ 10	3/24	13	<0.5 ~ 2.8	1.0	1.1	1/24	4	<1 ~ 45	0/24*	0	5 ~ 330	
	府中大川	39	新大州橋	D	0/12	0	7.5 ~ 8.9	0/12	0	6.2 ~ 10	0/12	0	<0.5 ~ 3.9	1.1	1.0	0/12	0	3 ~ 15	0/12	0	74 ~ 130000	
	猿猴川	40	仁保橋	B	0/24	0	7.2 ~ 8.3	1/24	4	4.4 ~ 11	0/24	0	<0.5 ~ 2.4	0.9	1.0	1/24	4	1 ~ 38	3/24	13	1 ~ 9400	
瀬野川	瀬野川	41	日浦橋	B	3/12	25	7.7 ~ 8.7	0/12	0	7.9 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.5	0.9	1.0	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	46 ~ 210	
二河川	二河川	42	川角大橋	A	2/12	17	7.4 ~ 8.2	0/12	0	8.7 ~ 12	0/12	0	0.9 ~ 2.0	1.3	1.6	0/12	0	<1 ~ 1	7/12	58	140 ~ 460	
		43	松ヶ丘団地入口	A	4/12	33	7.8 ~ 8.8	0/12	0	8.6 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.7	0.7	0/12	0	<1 ~ 3	3/12	25	15 ~ 1800	
		44	山手橋	A	5/12	42	7.9 ~ 8.9	0/12	0	8.6 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 3	10/12	83	210 ~ 2800	
黒瀬川	黒瀬川	45	三永貯水池入口	A	0/12	0	7.1 ~ 8.9	0/12	0	8.4 ~ 11	5/12	42	1.3 ~ 3.7	2.1	2.3	0/12	0	1 ~ 3	2/12	17	38 ~ 470	
		46	樋の詰橋	A	0/12	0	7.1 ~ 7.7	0/12	0	7.8 ~ 11	11/12	92	2.0 ~ 4.5	3.1	3.9	0/12	0	<1 ~ 2	0/12	0	21 ~ 250	
		47	芋福橋	A	0/12	0	7.4 ~ 8.8	0/12	0	8.0 ~ 12	2/12	17	0.8 ~ 2.9	1.3	1.4	0/12	0	<1 ~ 14	0/12	0	16 ~ 300	
		48	真光寺橋	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.4	0.9	1.1	0/12	0	<1 ~ 9	0/12	0	4 ~ 170	
	三永川	49	高尾	A	4/12	33	7.7 ~ 9.4	0/12	0	9.4 ~ 14	0/12	0	0.8 ~ 2.0	1.3	1.5	0/12	0	<1 ~ 1	1/12	8	15 ~ 370	
	古河川	50	古河川2	A	5/12	42	7.7 ~ 9.5	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.6	1.2	1.4	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	20 ~ 260	
	温井川	51	温井川	A	0/12	0	7.5 ~ 8.0	0/12	0	7.9 ~ 12	0/12	0	0.9 ~ 1.6	1.1	1.2	0/12	0	<1 ~ 6	1/12	8	31 ~ 640	
	松板川	52	松板川	A	2/12	17	7.6 ~ 8.8	0/12	0	9.1 ~ 14	1/12	8	<0.5 ~ 2.1	1.2	1.3	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	11 ~ 250	
	イラスケ川	53	イラスケ川	A	1/12	8	7.6 ~ 8.2	0/12	0	9.6 ~ 14	0/12	0	0.5 ~ 1.9	1.1	1.4	0/12	0	<1 ~ 2	1/12	8	18 ~ 580	
	野呂川	野呂川	54	浦尻	B	0/12	0	7.5 ~ 8.7	0/12	0	8.2 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	<1 ~ 340
高野川	高野川	55	風早	A	0/12	0	6.9 ~ 8.3	0/12	0	7.6 ~ 11	0/12	0	0.5 ~ 1.4	0.8	0.8	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	7 ~ 250	
三津大川	三津大川	56	三津小学校前	B	8/12	67	8.7 ~ 9.7	0/12	0	9.5 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.2	0.9	0.9	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	5 ~ 170	
木谷郷川	木谷郷川	57	下之谷	A	1/12	8	7.4 ~ 8.6	0/12	0	8.0 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	1.0	1.0	0/12	0	<1 ~ 1	2/12	17	22 ~ 860	
賀茂川	賀茂川	58	上水取水口上	A	10/12	83	8.5 ~ 10	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.7	1.1	1.3	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	5 ~ 220	
		59	朝日橋	A	8/12	67	8.6 ~ 10	0/12	0	10 ~ 14	0/12	0	0.5 ~ 1.6	1.2	1.4	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	<1 ~ 56	
沼田川	沼田川上流	60	入野川下流	A	0/12	0	7.7 ~ 8.6	0/12	0	7.8 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	0.9	0/12	0	1 ~ 6	0/12	0	22 ~ 92	
		61	小原橋上	A	0/12	0	7.6 ~ 8.2	0/12	0	8.0 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.8	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 8	1/12	8	7 ~ 1800	
		62	湖止め堰上	A	2/12	17	7.6 ~ 8.3	2/12	17	6.3 ~ 11	0/12	0	0.6 ~ 1.4	0.9	1.0	0/12	0	1 ~ 15	0/12	0	3 ~ 150	
	沼田川下流	63	定屋大橋	B	0/12	0	7.5 ~ 7.9	1/12	8	4.8 ~ 10	0/12	0	0.6 ~ 1.4	1.0	1.2	0/12	0	2 ~ 12	1/12	8	15 ~ 830	
	入野川	64	入野川	A	0/12	0	7.8 ~ 8.6	0/12	0	7.7 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.4	1.0	1.2	0/12	0	1 ~ 14	2/12	17	14 ~ 610	
	椋梨川	65	椋梨川(流入前)	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	1/12	8	7.4 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.5	1.0	1.2	0/12	0	1 ~ 6	2/12	17	18 ~ 3700	
仏通寺川	66	小坂川合流前	A	3/12	25	7.7 ~ 8.5	0/12	0	7.7 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.5	1.0	1.1	0/12	0	1 ~ 2	0/12	0	38 ~ 300		
和久原川	和久原川	67	東町	C	1/12	8	7.1 ~ 8.2	0/12	0	9.6 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 1	1/12	8	<1 ~ 220	
栗原川	栗原川	68	日小橋	C	2/12	17	7.3 ~ 8.5	1/12	8	4.7 ~ 13	0/12	0	1.2 ~ 3.7	2.2	2.6	0/12	0	1 ~ 5	0/12	0	52 ~ 1200	
藤井川	藤井川上流	69	木門田川合流前	A	0/12	0	7.7 ~ 8.2	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.4	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 2	1/12	8	50 ~ 870	
		70	三成	B	2/12	17	7.7 ~ 9.0	0/12	0	8.6 ~ 14	0/12	0	0.8 ~ 2.6	1.5	1.5	0/12	0	1 ~ 4	0/12	0	35 ~ 760	
		71	講和橋	B	5/12	42	7.9 ~ 9.8	0/12	0	9.6 ~ 14	0/12	0	0.7 ~ 2.3	1.3	1.3	0/12	0	<1 ~ 5	0/12	0	<1 ~ 100	

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)					SS (mg/L)				大腸菌数 (CFU/100mL)			
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大		
本郷川	本郷川上流	72	荒神橋	B	1/12	8	7.3 ~ 8.1	0/12	0	5.6 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	28 ~ 440		
	本郷川下流	73	吾妻橋	B	1/12	8	7.6 ~ 8.5	0/12	0	7.0 ~ 12	0/12	0	0.7 ~ 2.7	1.2	1.2	0/12	0	1 ~ 5	0/12	0	54 ~ 580		
羽原川	羽原川	74	本庄神社前	C	6/12	50	7.8 ~ 8.7	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	1.0 ~ 1.8	1.3	1.4	0/12	0	<1 ~ 18	0/12	0	100 ~ 9700		
山南川	山南川	75	矢川	B	1/12	8	7.7 ~ 8.0	0/12	0	6.1 ~ 12	0/12	0	0.9 ~ 2.2	1.5	1.6	0/12	0	1 ~ 12	0/12	0	26 ~ 420		
芦田川	芦田川上流	76	赤屋川下流	A	1/12	8	7.5 ~ 8.6	0/12	0	8.0 ~ 13	1/12	8	0.9 ~ 2.1	1.4	1.6	0/12	0	<1 ~ 7	2/12	17	10 ~ 630		
		77	府中大橋	A	0/12	0	7.4 ~ 7.6	2/12	17	6.8 ~ 11	0/12	0	0.6 ~ 1.6	1.0	1.2	0/12	0	<1 ~ 6	0/12	0	16 ~ 270		
	芦田川中流 (一)	78	上戸手	A	0/12	0	7.4 ~ 7.6	3/12	25	5.1 ~ 10	1/12	8	0.6 ~ 2.7	1.3	1.3	0/12	0	1 ~ 19	2/12	17	83 ~ 1200		
		79	中津原	A	0/12	0	7.5 ~ 7.8	2/12	17	6.3 ~ 11	3/12	25	1.0 ~ 3.3	1.7	2.0	0/12	0	1 ~ 8	1/12	8	15 ~ 450		
	芦田川中流 (二)	80	山手橋	A	0/48	0	7.6 ~ 8.1	4/12	33	6.9 ~ 12	7/12	58	1.4 ~ 4.1	2.3	2.4	0/12	0	2 ~ 15	2/12	17	13 ~ 690		
	芦田川下流	81	小水呑橋	B	11/12	92	7.7 ~ 9.7	0/12	0	7.4 ~ 15	5/12	42	0.8 ~ 7.3	3.1	4.3	1/12	8	5 ~ 28	0/12	0	<1 ~ 160		
	御調川	82	御調川3	A	2/12	17	7.8 ~ 8.5	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.4	0.9	1.1	0/12	0	1 ~ 3	0/12*	0	29 ~ 440		
	高屋川中流	83	川北	A	0/12	0	7.4 ~ 8.4	3/12	25	6.8 ~ 11	10/12	83	1.7 ~ 5.1	3.0	3.5	0/12	0	3 ~ 21	5/12	42	22 ~ 800		
	高屋川下流	84	横尾	B	0/12	0	7.5 ~ 8.0	0/12	0	5.0 ~ 10	5/12	42	2.0 ~ 5.3	3.1	3.1	0/12	0	7 ~ 25	1/12	8	65 ~ 1600		
	瀬戸川上流	85	山片橋	A	0/12	0	7.8 ~ 8.6	0/12	0	7.6 ~ 14	0/12	0	0.8 ~ 1.4	1.1	1.2	0/12	0	1 ~ 11	2/12	17	19 ~ 1300		
	瀬戸川下流	86	観音橋	B	0/12	0	7.7 ~ 9.0	0/12	0	7.3 ~ 13	4/12	33	1.6 ~ 3.8	2.6	3.2	0/12	0	3 ~ 17	0/12	0	79 ~ 850		
江の川	江の川	87	壬生	A	0/12	0	7.2 ~ 7.8	0/12	0	7.7 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.7	0.5	0.5	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	<1 ~ 44		
		88	三國橋	A	0/12	0	7.2 ~ 7.8	2/12	17	7.0 ~ 11	0/12	0	0.5 ~ 1.3	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 6	0/12	0	8 ~ 95		
	志路原川	89	志路原川	A	0/12	0	7.0 ~ 7.5	1/12	8	7.4 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	0.7	0.7	0/12	0	<1 ~ 5	0/12	0	<1 ~ 30		
	多治比川	90	多治比川	A	0/12	0	7.2 ~ 8.5	3/12	25	6.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.7	0/12	0	1 ~ 6	1/12	8	<1 ~ 8400		
	本村川	91	本村川	A	0/12	0	7.2 ~ 8.5	2/12	17	7.1 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	3 ~ 62		
	板木川	92	板木川	A	0/12	0	7.2 ~ 7.7	3/12	25	6.8 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.6	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	1 ~ 120		
		93	志幸	A	1/12	8	7.7 ~ 9.3	0/12	0	9.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	1.0	1.4	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	4 ~ 170		
	馬洗川	94	南畑敷	A	0/12	0	7.2 ~ 8.0	2/12	17	7.0 ~ 11	0/12	0	0.6 ~ 1.3	0.9	1.1	0/12	0	1 ~ 8	0/12	0	26 ~ 230		
		95	上下川河口	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	8.7 ~ 13	1/12	8	0.5 ~ 2.3	1.3	1.3	0/12	0	<1 ~ 2	0/12	0	6 ~ 86		
	田総川	96	竹の花	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	8.4 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	12 ~ 250		
	美波羅川	97	美波羅川	A	1/12	8	7.6 ~ 9.1	0/12	0	8.3 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0.9	1.1	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	2 ~ 89		
	西城川	98	川北川下流	A	3/12	25	7.4 ~ 8.8	0/12	0	8.8 ~ 13	1/12	8	<0.5 ~ 2.2	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	17 ~ 220		
		99	三次	A	0/12	0	7.1 ~ 7.7	0/12	0	7.6 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 4	0/12	0	9 ~ 130		
	川北川	100	川北川河口	A	0/12	0	7.2 ~ 8.0	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 2	0/12	0	9 ~ 250		
比和川	101	比和川	A	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.7	0.9	0/12	0	<1 ~ <1	0/12	0	6 ~ 130			
神野瀬川	102	神野瀬川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.6	2/12	17	6.8 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 4	1/12	8	17 ~ 430			
生田川	103	生田川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.9	2/12	17	7.3 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.0	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 4	0/12	0	4 ~ 130			
高梁川 (成羽川)	帝釈川	104	帝釈川河口	A	3/12	25	8.1 ~ 8.7	0/12	0	8.8 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 1	0/12	0	3 ~ 190		

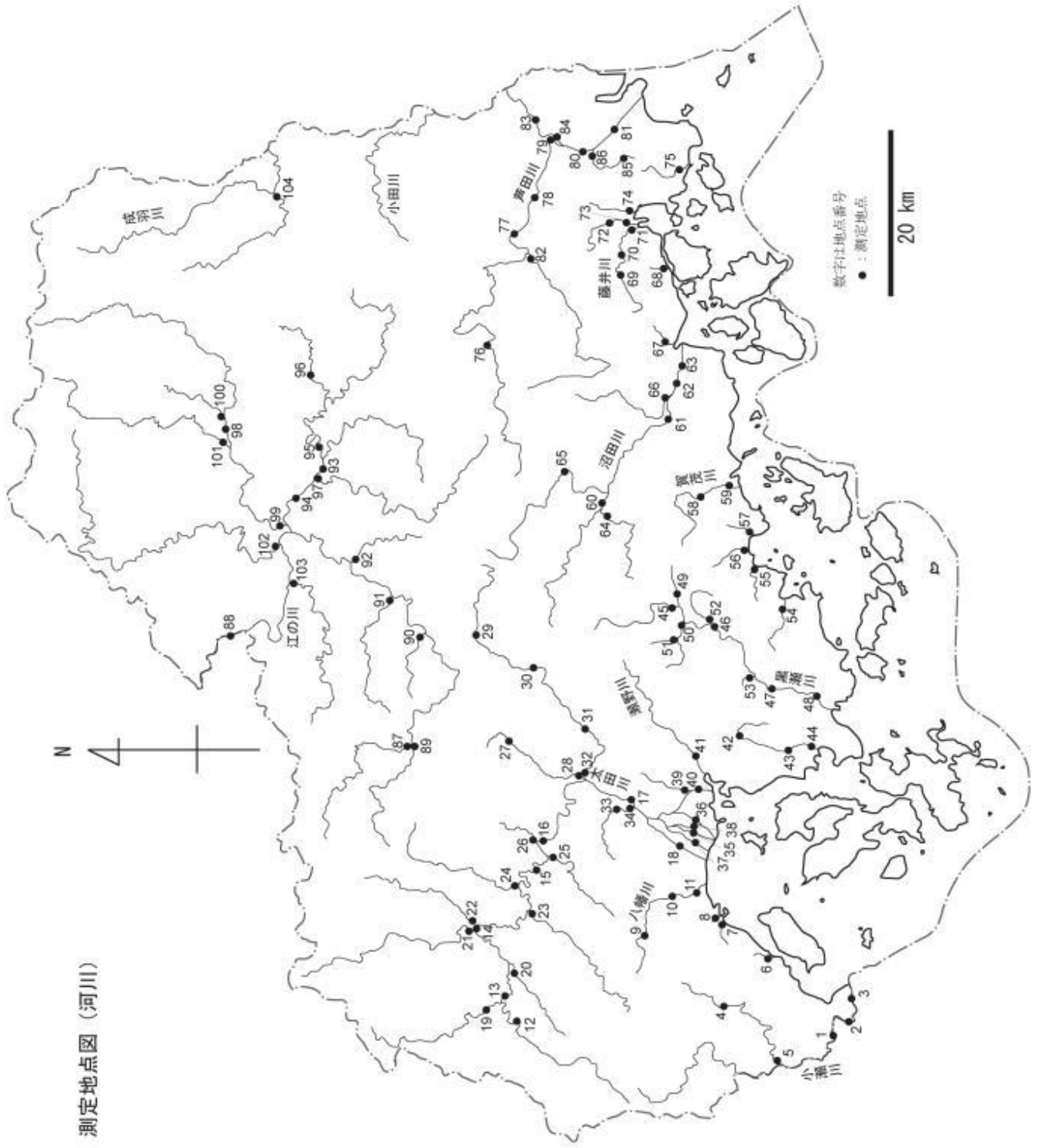
資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点 (環境基準点) は別図参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数

\*環境基準値については、「第9\_環境基準」を参照。

別図 測定地点図（河川）



## (2) 湖沼

(令和5年度)

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)					SS (mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大
小瀬川	渡ノ瀬ダム貯水池 (渡ノ瀬貯水池)	1	渡ノ瀬貯水池	A	3/36	8	6.5 ~ 9.4	17/36	47	<0.5 ~ 11	14/36	39	1.9 ~ 11	3.4	3.3	8/36	22	<1 ~ 29	0/36	0	<1 ~ 16
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	A	0/36	0	6.6 ~ 8.1	9/36	25	0.7 ~ 10	1/36	3	1.3 ~ 3.6	1.8	1.9	0/36	0	<1 ~ 4	0/36	0	<1 ~ 96
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	A	1/36	3	6.4 ~ 7.9	17/36	47	<0.5 ~ 10	6/36	17	1.5 ~ 9.6	2.6	2.9	5/36	14	<1 ~ 46	0/36	0	<1 ~ 54
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	A	2/36	6	6.4 ~ 7.9	16/36	44	1.2 ~ 11	1/36	3	1.4 ~ 4.0	2.0	2.1	10/36	28	<1 ~ 18	1/36	3	<1 ~ 340
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	A	4/36	11	6.8 ~ 9.1	26/36	72	<0.5 ~ 11	25/36	69	2.4 ~ 13	4.3	4.2	4/36	11	<1 ~ 19	0/36	0	<1 ~ 10
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	A	1/36	3	6.8 ~ 8.6	17/36	47	<0.5 ~ 11	8/36	22	2.1 ~ 3.5	2.8	2.9	1/36	3	<1 ~ 7	0/36	0	<1 ~ 11
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム湖心	A	0/36	0	6.9 ~ 8.2	9/36	25	3.9 ~ 11	5/36	14	1.8 ~ 3.4	2.5	2.8	4/36	11	1 ~ 12	1/36	3	1 ~ 330
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釈川貯水池	A	8/36	22	7.4 ~ 9.8	16/36	44	<0.5 ~ 14	7/36	19	1.0 ~ 6.9	2.0	2.1	1/36	3	<1 ~ 7	0/36	0	<1 ~ 17

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数

## (3) 海域

(令和5年度)

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO(mg/L)			COD(mg/L)					油分等 (n-ハクサ) (mg/L)				大腸菌数(CFU/100mL)			
					m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	平均	75%値	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大		
広島湾西部	大竹港(2)	2	広島湾西部27	B	0/36	0	7.9～8.3	0/36	0	5.0～9.9	10/36	28	1.8～4.5	2.6	2.8	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12	0	<1～17		
	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部8	A	0/36	0	7.9～8.2	16/36	44	5.1～9.6	27/36	75	1.5～4.0	2.6	2.9	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～2		
		5	広島湾西部29	A	0/36	0	8.0～8.3	14/36	39	5.3～9.4	27/36	75	1.5～4.0	2.5	2.7	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～12		
		6	広島湾西部30	A	0/36	0	8.0～8.3	18/36	50	5.8～9.4	24/36	67	1.7～4.1	2.5	2.9	0/2	0	<0.5～<0.5	1/12*	8	<1～26		
	広島湾西部	7	広島湾西部18	A	0/36	0	8.0～8.3	18/36	50	6.1～9.0	20/36	56	1.4～3.5	2.2	2.3	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～14		
	8	広島湾西部21	A	1/36	3	8.0～8.5	18/36	50	4.9～10	15/36	42	1.3～4.7	2.2	2.6	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～16			
広島湾	五日市・廿日市地先海域	9	広島湾26	A	7/24	29	8.0～9.0	1/24	4	7.1～13	18/24	75	1.8～7.9	3.3	3.7	0/12	0	<0.5～<0.5	5/24*	21	<1～1200		
	広島市地先海域	10	広島湾29	A	3/24	13	7.9～8.5	5/24	21	5.8～10	14/24	58	1.5～5.1	2.6	3.0	0/12	0	<0.5～<0.5	0/24	0	<1～160		
	海田湾	11	広島湾1	B	3/24	13	7.9～9.1	0/24	0	5.3～15	12/24	50	1.8～7.4	3.3	4.3	0/12	0	<0.5～<0.5	0/24	0	1～8700		
		12	広島湾27	B	5/24	21	7.9～9.0	0/24	0	6.0～14	9/24	38	1.4～6.2	2.9	3.4	0/12	0	<0.5～<0.5	0/24	0	<1～570		
	広島湾	13	広島湾6	A	8/36	22	7.8～8.8	11/36	31	3.8～11	14/36	39	1.0～6.6	2.3	2.7	0/12	0	<0.5～<0.5	1/36*	3	<1～180		
		14	広島湾28	A	8/36	22	7.9～8.9	8/36	22	4.7～10	15/36	42	0.7～6.4	2.3	2.5	0/12	0	<0.5～<0.5	3/36*	8	<1～26		
		15	広島湾12	A	6/24	25	8.0～8.8	5/24	21	6.4～10	16/24	67	1.5～5.0	3.0	3.6	0/12	0	<0.5～<0.5	7/24*	29	<1～8100		
		16	広島湾17	A	5/24	21	7.9～8.8	4/24	17	5.4～11	19/24	79	1.8～5.3	3.1	3.4	0/12	0	<0.5～<0.5	5/24*	21	<1～1300		
		17	広島湾18	A	9/36	25	7.7～8.6	14/36	39	2.1～11	30/36	83	1.6～5.2	3.0	3.6	0/2	0	<0.5～<0.5	1/12*	8	<1～21		
18		広島湾14	A	3/36	8	7.9～8.4	15/36	42	4.0～10	26/36	72	1.6～4.5	2.7	3.3	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～4			
呉地先	呉地先海域(三)	19	呉地先7	A	0/36	0	7.9～8.2	15/36	42	4.2～10	10/36	28	1.3～3.1	1.9	2.3	0/12	0	<0.5～<0.5	2/12*	17	<1～64		
		20	呉地先5	A	0/36	0	7.9～8.2	11/36	31	4.5～10	8/36	22	1.2～3.1	1.9	2.3	0/12	0	<0.5～<0.5	1/12*	8	<1～54		
		21	呉地先10	A	0/36	0	7.9～8.2	12/36	33	5.2～10	7/36	19	1.2～3.4	1.8	2.1	0/12	0	<0.5～<0.5	2/12*	17	<1～70		
		22	呉地先15	A	0/36	0	7.9～8.2	10/36	28	4.1～10	7/36	19	1.2～3.1	1.8	2.0	0/12	0	<0.5～<0.5	1/12*	8	<1～66		
		23	呉地先19	A	0/36	0	7.8～8.2	10/36	28	6.5～10	7/36	19	1.2～3.3	1.8	2.0	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～16		
	24	呉地先28	A	0/36	0	8.0～8.1	10/36	28	6.2～9.5	3/36	8	1.0～2.4	1.5	1.8	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～6			
	呉地先海域(一)	26	呉地先25	C	0/36	0	7.7～8.1	0/36	0	6.2～9.8	0/36	0	1.2～6.3	2.0	2.2	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12	0	<1～120		
	呉地先海域(二)	27	呉地先26	B	0/36	0	7.8～8.1	0/36	0	6.4～9.5	1/36	3	1.1～4.8	1.7	1.7	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12	0	<1～180		
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	28	安芸津・安浦地先10	A	0/36	0	8.0～8.1	14/36	39	6.5～9.2	0/36	0	0.8～1.7	1.3	1.4	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～5		
		29	安芸津・安浦地先6	A	0/36	0	8.0～8.1	15/36	42	6.6～9.3	0/36	0	1.0～1.6	1.3	1.4	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～<1		
		32	安芸津・安浦地先3	A	0/36	0	8.0～8.3	14/36	39	6.5～9.4	0/36	0	1.0～2.0	1.2	1.3	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～19		
		33	安芸津・安浦地先4	A	0/36	0	8.0～8.3	17/36	47	6.5～9.2	0/36	0	0.9～1.4	1.2	1.3	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～6		
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部8	A	0/36	0	8.0～8.3	15/36	42	6.5～9.4	0/36	0	0.9～1.5	1.2	1.2	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～6		
		35	燧灘北西部18	A	0/36	0	8.0～8.1	15/36	42	6.4～9.2	1/36	3	0.8～2.2	1.3	1.5	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～5		
		36	燧灘北西部25	A	0/36	0	8.0～8.1	14/36	39	6.2～9.2	0/36	0	0.7～1.7	1.3	1.4	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～2		
		37	燧灘北西部58	A	0/36	0	8.0～8.1	14/36	39	6.4～9.2	0/36	0	0.8～1.9	1.4	1.6	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～12		
		38	燧灘北西部59	A	0/36	0	8.0～8.2	13/36	36	6.5～9.4	3/36	8	0.9～2.2	1.5	1.8	0/2	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～18		
		39	燧灘北西部60	A	0/36	0	7.9～8.2	5/24	21	6.8～9.3	9/36	25	0.9～3.5	1.8	1.9	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～3		
備讃瀬戸	備讃瀬戸	40	備讃瀬戸12	A	1/36	3	8.0～8.4	7/24	29	6.1～12	17/36	47	1.2～3.3	2.1	2.2	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12*	0	<1～1		
	箕島町地先海域	41	備讃瀬戸1	B	0/12	0	8.0～8.2	0/12	0	6.4～12	6/12	50	1.8～5.1	3.5	4.8	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12	0	1～430		
		42	備讃瀬戸2	B	0/36	0	7.8～8.2	0/24	0	5.5～10	7/36	19	1.1～6.7	2.6	3.1	0/12	0	<0.5～<0.5	0/12	0	<1～78		

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

\* 環境基準値については、「第9\_環境基準」を参照。

## 16 環境基準点についての地点別測定結果(全窒素及び全りん)

### (1) 湖沼

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全りん(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	渡ノ瀬ダム貯水池 (渡ノ瀬貯水池)	1	渡ノ瀬貯水池	II	0.19	0.66	11/12	0.42	0.009	0.035	11/12	0.019
							(10/12)				(9/12)	
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	II	0.16	0.45	0/12	0.27	0.004	0.012	1/12	0.008
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	II	0.25	0.44	0/12	0.34	0.007	0.021	6/12	0.011
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	II	0.14	0.39	0/12	0.25	0.004	0.018	1/12	0.008
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	III	0.24	1.5	0/12	0.62	0.012	0.10	7/12	0.038
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	III	0.35	1.0	0/12	0.62	0.011	0.061	4/12	0.028
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム湖心	II	0.35	1.3	12/12	0.75	0.016	0.040	12/12	0.024
			(11/12)	(6/12)								
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釈川貯水池	III	0.25	0.85	0/12	0.48	0.010	0.035	2/12	0.021

資料：中国地方整備局、県環境保全課

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は、「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。  
 2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数  
 3 m/n欄の( )内は、暫定基準の不適合状況である。  
 4 数値は、表層の年度間を通じての値である。

### (2) 海域

(令和5年度)

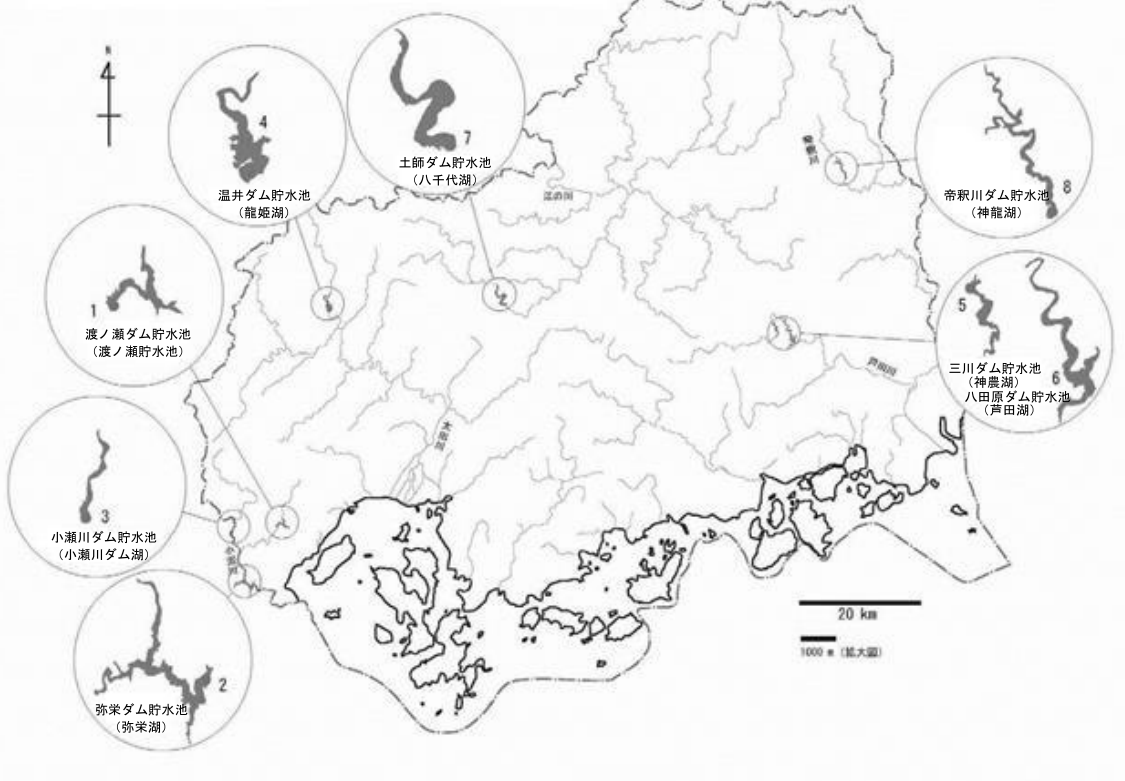
水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全りん(mg/L)				
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部 8	II	0.12	0.35	2/12	0.22	0.011	0.035	3/12	0.021	
		5	広島湾西部 2 9		0.11	0.26	0/12	0.18	0.012	0.031	1/12	0.020	
		6	広島湾西部 3 0		0.12	0.23	0/12	0.17	0.012	0.029	0/12	0.020	
	広島湾西部	7	広島湾西部 1 8	II	0.11	0.20	0/12	0.15	0.010	0.027	0/12	0.017	
		8	広島湾西部 2 1		0.10	0.23	0/12	0.16	0.011	0.026	0/12	0.019	
	広島湾	広島湾北部	15	広島湾 1 2	III	<0.05	0.86	1/12	0.24	0.027	0.10	3/12	0.046
			17	広島湾 1 8		0.20	0.57	0/12	0.29	0.017	0.040	0/12	0.026
12			広島湾 2 7	0.07		0.64	1/12	0.25	0.027	0.062	4/12	0.045	
広島湾南部		13	広島湾 6	II	<0.05	0.57	8/12	0.36	0.018	0.057	6/12	0.033	
		18	広島湾 1 4		0.11	0.40	1/12	0.21	0.012	0.033	3/12	0.022	
		43	広島湾 3 0		0.11	0.35	1/12	0.20	0.013	0.032	2/12	0.021	
呉地先	呉地先海域	22	呉地先 1 5	II	<0.05	0.18	0/12	0.12	0.009	0.037	3/12	0.020	
		24	呉地先 2 8		0.10	0.35	2/12	0.16	0.016	0.032	1/12	0.023	
		44	呉地先 3 0 - 5		<0.05	0.87	1/12	0.16	0.010	0.027	0/12	0.020	
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	33	安芸津・安浦地先 4	II	0.11	0.19	0/12	0.13	0.017	0.024	0/12	0.021	
		28	安芸津・安浦地先 1 0		0.06	0.12	0/12	0.09	0.013	0.027	0/12	0.021	
		45	安芸津・安浦地先 6 - 5		0.10	0.25	0/12	0.13	0.015	0.022	0/12	0.019	
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部 8	II	0.09	0.19	0/12	0.14	0.017	0.023	0/12	0.020	
		35	燧灘北西部 1 8		0.05	0.14	0/12	0.10	0.015	0.027	0/12	0.021	
		36	燧灘北西部 2 5		0.07	0.13	0/12	0.10	0.015	0.027	0/12	0.021	
		37	燧灘北西部 5 8		0.06	0.14	0/12	0.10	0.015	0.028	0/12	0.022	
		38	燧灘北西部 5 9		0.06	0.14	0/12	0.10	0.016	0.026	0/12	0.022	
		39	燧灘北西部 6 0		0.06	0.19	0/12	0.11	0.015	0.089	2/12	0.029	
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	40	備讃瀬戸 1 2	II	0.06	0.27	0/12	0.16	0.015	0.041	5/12	0.027	
	箕島町地先海域	41	備讃瀬戸 1	IV	0.65	2.4	7/12	1.3	0.022	0.10	1/12	0.050	
		42	備讃瀬戸 2		0.65	2.7	4/12	1.2	0.033	0.10	2/12	0.061	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

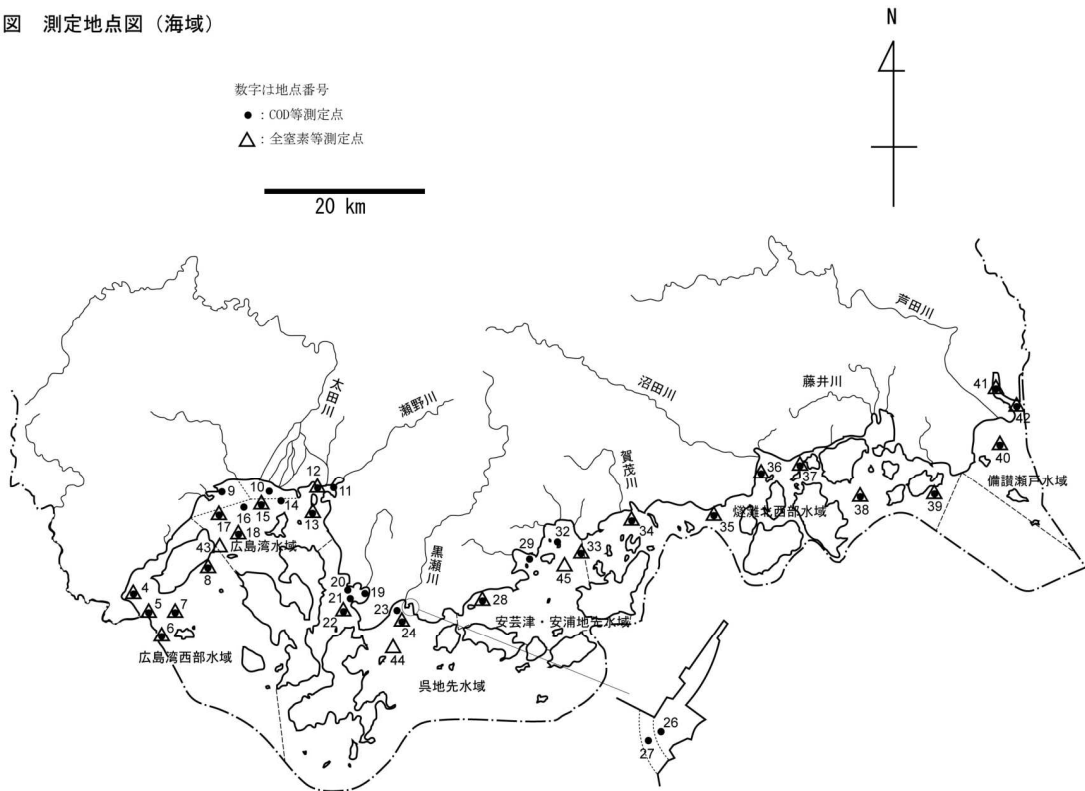
- (注) 1 測定地点(環境基準点)は、「測定地点図(海域)」を参照。  
 2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数  
 3 数値は、表層の年度間を通じての値である。



別図 環境基準類型指定水域・測定地点（湖沼/COD等、全窒素・全りん）



別図 測定地点図（海域）



## 17 水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果

### (1) 河川

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全垂鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川上流	小川津	生物A	<0.001	0.01	0/12	0.004	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
		両国橋		0.001	0.019	0/12	0.006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
	小瀬川下流	大和橋	生物B	0.003	0.011	0/12	0.006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
江の川	江の川上流	亀尻橋	生物A	<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
		壬生		<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
	江の川下流	三国橋	生物B	<0.001	0.003	0/12	0.002	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は、「環境基準類型指定水域・測定地点図(河川)」を参照。  
2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数

### (2) 湖沼

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全垂鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	小瀬川貯水池	生物A	0.002	0.016	0/12	0.006	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
		弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	生物A	<0.001	0.015	0/36	0.004	<0.00006	<0.00006	0/18	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/18	<0.0006
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	土師ダム湖心	生物B	0.003	0.026	0/36	0.008	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は、「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。  
2 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数  
3 数値は年度間の全層の値である。

### (3) 海域

(令和5年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全垂鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
備讃瀬戸	備讃瀬戸(全域)	備讃瀬戸12	生物A	<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
		備讃瀬戸(イ)	備讃瀬戸13	生物特A	<0.001	0.003	0/4	0.002	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4
燧灘北西部	燧灘北西部(イ)	燧灘北西部8	生物特A	<0.001	0.004	0/4	0.002	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	0.0016	0/4	0.0011
		燧灘北西部58		<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
広島湾西部	広島湾西部(口)	広島湾西部21	生物特A	<0.001	0.004	0/4	0.002	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
		広島湾西部(全域)	広島湾西部22-5	生物A	<0.001	0.004	0/4	0.002	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 m: 環境基準を達成しない検体数、n: 総検体数  
2 数値は年度間の全層の値である。

## 18 海域の栄養塩の状況

(令和5年度)

水域名	測定点数	全窒素(mg/L)			全りん(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
大竹・岩国地先海域	4	0.23	0.11	0.64	0.021	0.009	0.035
広島湾西部	2	0.16	0.10	0.23	0.018	0.010	0.027
広島湾北部	8	0.27	<0.05	0.86	0.046	0.017	0.11
広島湾南部	3	0.26	<0.05	0.57	0.025	0.012	0.057
呉地先海域	13	0.17	<0.05	1.4	0.024	0.009	0.061
安芸津・安浦地先海域	5	0.12	0.05	0.25	0.021	0.013	0.033
燧灘北西部	8	0.12	0.05	0.25	0.023	0.015	0.089
箕島町地先海域	2	1.3	0.65	2.7	0.056	0.022	0.10
備讃瀬戸(口)	4	0.22	0.06	0.64	0.031	0.015	0.081

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

## 19 ダム貯水池(貯水量1,000万<sup>3</sup>以上)の栄養塩の状況

(令和5年度)

湖沼名	測定点数	全窒素(mg/L)			全りん(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
小瀬川貯水池	1	0.34	0.25	0.44	0.011	0.007	0.021
弥栄貯水池	1	0.27	0.16	0.45	0.008	0.004	0.012
土師貯水池	1	0.75	0.35	1.3	0.024	0.016	0.040
渡ノ瀬貯水池	1	0.42	0.19	0.66	0.019	0.009	0.035
温井貯水池	1	0.25	0.14	0.39	0.008	0.004	0.018
三川貯水池	1	0.62	0.24	1.5	0.038	0.012	0.10
八田原貯水池	1	0.62	0.35	1.0	0.028	0.011	0.061
帝釈川貯水池	1	0.48	0.25	0.85	0.021	0.010	0.035
灰塚貯水池	1	0.47	0.25	0.89	0.024	0.014	0.053

資料: 県環境保全課、中国地方整備局

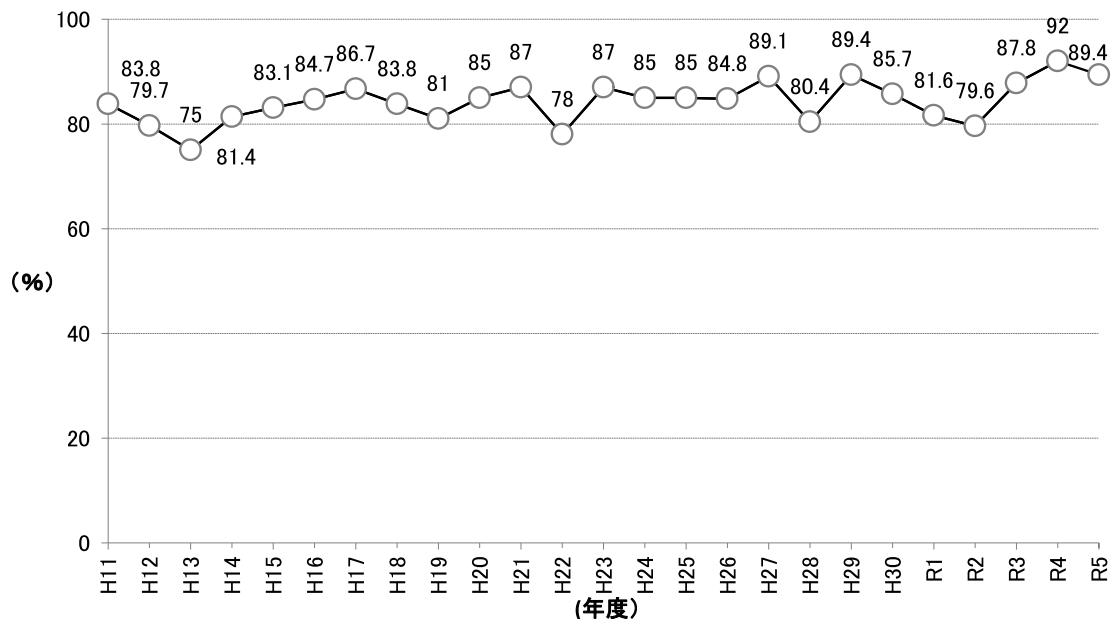
(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

## 20 棕梨ダムのアオコ確認日数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日数	28	58	24	38	23	54	45	38	49	57

資料: 河川課

## 21 地下水環境基準達成率の推移



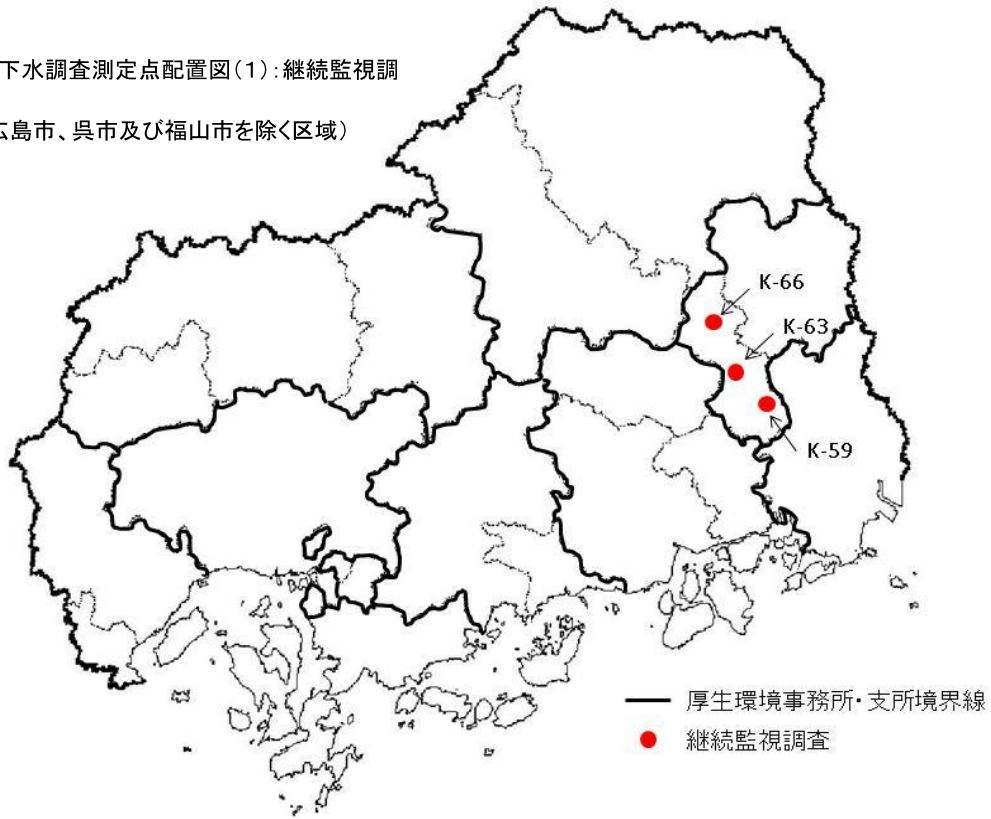
資料: 中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 (環境基準達成地点数/調査地点数) × 100

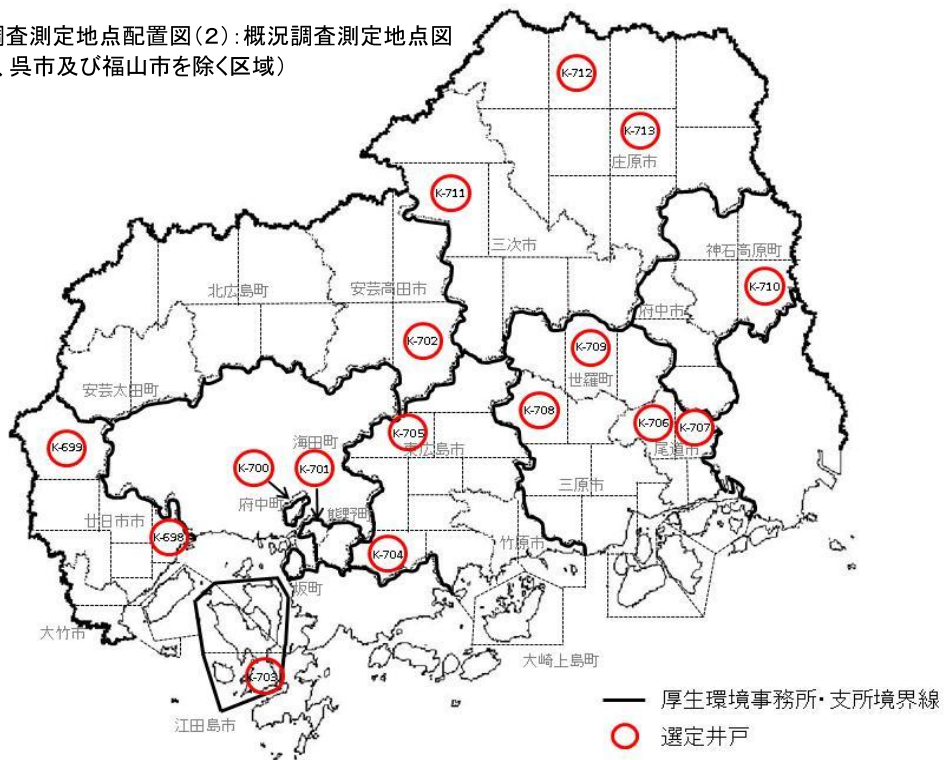
2 環境基準達成地点数は、すべての項目を達成した地点数



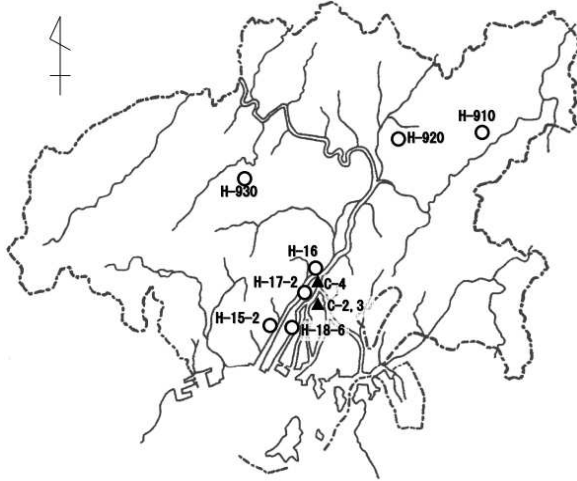
地下水調査測定点配置図(1): 継続監視調査  
 (広島市、呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定地点配置図(2): 概況調査測定地点図  
 (広島市、呉市及び福山市を除く区域)

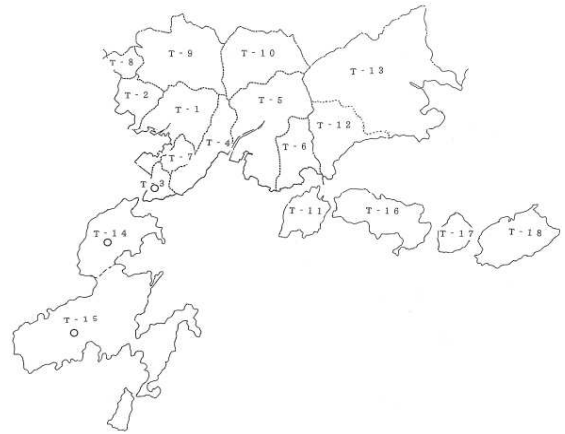


地下水調査測定点配置図(3)  
(広島市の区域)



凡例  
 ▲ 中国地方整備局の概況調査地点  
 ○ 広島市の継続監視調査地点  
 (広島市の概況調査地点 (H389~H398))

地下水調査測定点配置図(4)  
(呉市の区域)



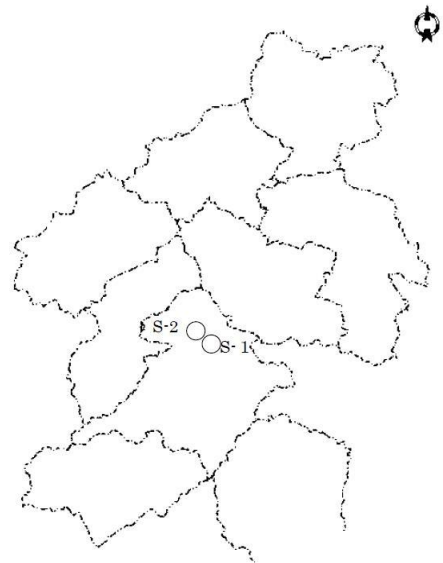
凡例  
 ○ 呉市の概況調査地点

地下水調査測定点配置図(5)  
(福山市の区域)



凡例  
 (枠内) 福山市の概況調査地域  
 ○ 福山市の継続監視調査地点

地下水調査測定点配置図(6)  
(東広島市の区域(ただし、広島県の測定地点を除く。))



凡例  
 ○ 東広島市の継続監視調査地点



## (2) PFOS及びPFOA調査結果 (公共用水域)

(令和5年度)

市町名	地点名	水質測定結果			指針値 (暫定) (ng/L)
		PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS及びPFOA合計値 (ng/L)	
広島市	石仏橋	45	7.3	53	
広島市	石仏橋	66	6.4	72	
広島市	石仏橋	69	6.1	76	
広島市	石仏橋	74	7.1	81	
広島市	石仏橋	61	4.8	66	
広島市	魚切貯水池上流	0.5	0.4	1	
広島市	熊野川河口	1.9	1.6	3.5	
広島市	畑賀川河口	2.9	1.7	4.7	
広島市	一貫田	23	5.3	28	
広島市	一貫田	27	4.6	32	
広島市	貫道	10	3.3	13	
広島市	泉橋	2.5	1.8	4.3	
呉市	広津久茂7	1	0.7	1.8	
呉市	広長浜8	3.8	1.1	5	
呉市	山手橋	1.4	1.2	2.6	
呉市	真光寺橋	1.9	5.8	7.7	
三原市	潮止め堰上	1.2	1.1	2.3	
東広島市	地点1	4.2	2.1	6.4	
東広島市	地点2	2600	49	2700	
東広島市	地点3	2000	36	2100	
東広島市	地点4	300	5.9	310	
東広島市	地点5	2600	29	2600	
東広島市	地点7	1.3	0.2	1.6	
東広島市	地点8	340	6	340	
東広島市	地点9	0.2	0.4	0.7	
東広島市	地点10	0.8	0.6	1.5	
東広島市	地点11	1.9	1.7	3.7	
東広島市	地点12	0.7	1.4	2.2	
東広島市	地点13	1.2	1.7	3	
東広島市	地点14	1.2	2.6	3.8	
東広島市	地点15	1500	66	1500	
東広島市	地点16	0.1	0.2	0.4	
東広島市	地点17	3500	87	3600	
東広島市	地点18	0.6	1	1.6	
東広島市	地点A	0.5	0.5	1.1	
東広島市	地点B	1100	14	1100	
東広島市	地点C	240	8.2	250	
東広島市	地点D	6	4.7	10	
東広島市	地点E	1.7	2.6	4.4	
東広島市	地点F	1	2.5	3.5	
東広島市	地点G	3.2	3.7	6.9	
東広島市	地点H	2.1	2.8	4.9	
東広島市	地点I	2.9	6.2	9.2	
東広島市	地点J	1.9	1.8	3.8	
東広島市	地点K	160	6.5	170	
東広島市	地点K	130	6.5	140	
東広島市	地点L	4.6	3.4	8	
東広島市	地点M	3.4	3.2	6.6	
東広島市	入野川下流	0.6	0.7	1.3	
東広島市	樋の詰橋	3.6	4.3	7.9	
江田島市	小用4	0.6	0.8	1.5	
江田島市	秋月5	0.4	0.5	1	
安芸郡海田町	日浦橋	12	2.1	14	
安芸郡海田町	日浦橋	9.4	3.2	12	

50

資料：県環境保全課、広島市、呉市、東広島市

(注) 調査結果は有効数字2桁で処理した値を掲載しているため、「PFOS及びPFOA合計値」の値は必ずしも「PFOS」「PFOA」の結果の合算値とは一致しない



市町名	用途区分	水質測定結果			指針値(暫定) (ng/L)
		PFOS (ng/L)	PF0A (ng/L)	PFOS及びPF0A合計値 (ng/L)	
広島市	一般飲用	33	3.7	37	
広島市	一般飲用	33	4.4	38	
広島市	一般飲用	37	5.8	43	
広島市	一般飲用	39	4.9	44	
広島市	生活用水	17	3	20	
広島市	一般飲用	25	4.7	30	
広島市	一般飲用	28	5.8	34	
広島市	一般飲用	34	7.1	41	
広島市	一般飲用	21	3.1	24	
広島市	生活用水	8.3	1.4	9.8	
広島市	生活用水	3.5	0.9	4.4	
呉市	生活用水	3.8	1.3	5.2	
呉市	生活用水	1.4	5.3	6.7	
呉市	生活用水	1.8	2.3	4.1	
呉市	生活用水	5.1	2.8	7.9	
呉市	生活用水	2	1.3	3.4	
呉市	生活用水	0.3	<0.2	0.5	
東広島市	生活用水	0.1	<0.2	0.3	
東広島市	生活用水	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	生活用水	22	0.7	23	
東広島市	一般飲用	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	一般飲用	36	2.8	39	
東広島市	生活用水	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	生活用水	4.1	0.5	4.6	
東広島市	その他	69	11	80	
東広島市	生活用水	6.2	1.5	7.7	
東広島市	生活用水	2.5	3.1	5.6	
東広島市	その他	3.6	5.5	9.1	
東広島市	生活用水	2.3	2.2	4.6	
東広島市	その他	2.7	2.7	5.5	
東広島市	生活用水	2.6	6.4	9	
東広島市	その他	1.4	5.1	6.6	
東広島市	その他	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	生活用水	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	その他	0.1	0.4	0.6	
東広島市	その他	0.9	0.8	1.7	
東広島市	生活用水	0.8	0.8	1.6	
東広島市	その他	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	その他	0.2	<0.2	0.4	
東広島市	その他	3.9	11	15	
東広島市	その他	2.2	2.6	4.9	
東広島市	その他	4000	130	4100	
東広島市	その他	1500	48	1600	
東広島市	その他	1.3	<0.2	1.5	
東広島市	その他	3.4	3.6	7	
東広島市	生活用水	1.8	2	3.8	
東広島市	その他	1.7	3	4.7	
東広島市	その他	1.1	1.1	2.3	
東広島市	その他	0.8	0.3	1.2	
東広島市	その他	1.8	5.7	7.5	
東広島市	その他	6.1	3.1	9.3	
東広島市	その他	0.2	0.6	0.9	
東広島市	その他	0.9	8	8.9	
東広島市	その他	1.1	0.5	1.7	
東広島市	生活用水	2.8	3.2	6.1	
東広島市	その他	9.9	6.2	16	
東広島市	生活用水	35	2.9	38	
東広島市	その他	6.4	9.8	16	
東広島市	その他	10	10	21	
東広島市	その他	9.5	2.9	12	
東広島市	その他	4.8	4.6	9.5	
東広島市	その他	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	その他	1200	28	1300	
東広島市	その他	1200	27	1300	
東広島市	その他	3800	78	3800	
東広島市	その他	4500	75	4500	
東広島市	その他	100	2.2	110	
東広島市	その他	2.7	0.6	3.4	
東広島市	その他	6000	87	6100	
東広島市	その他	14000	90	15000	
東広島市	その他	7400	87	7500	
東広島市	その他	6600	87	6600	
東広島市	その他	850	13	870	
東広島市	その他	320	7	330	
東広島市	その他	4000	85	4100	
東広島市	その他	0.8	<0.2	1	
東広島市	その他	<0.1	<0.2	<0.3	
東広島市	その他	0.5	0.7	1.3	
東広島市	その他	1.3	1.1	2.4	
東広島市	その他	1.5	1.2	2.8	
東広島市	その他	1.4	1.7	3.1	
東広島市	その他	0.7	1.7	2.4	
東広島市	その他	0.8	<0.2	1	
東広島市	その他	3.3	2.1	5.5	
東広島市	その他	0.7	4.4	5.2	
東広島市	その他	<0.1	<0.2	<0.3	
江田島市	その他	1.9	0.4	2.4	
江田島市	その他	2	2.5	4.6	
江田島市	その他	2.4	1.4	3.9	
江田島市	その他	3.6	4.4	8	
江田島市	その他	1.1	5.9	7.1	
江田島市	その他	3.2	3.9	7.2	

50

資料：県環境保全課、広島市、呉市、東広島市

(注) 調査結果は有効数字2桁で処理した値を掲載しているため、「PFOS及びPF0A合計値」の値は必ずしも「PFOS」「PF0A」の結果の合算値とは一致しない

## (4) 農薬の水質評価指針項目

(令和5年度)

農薬名	測定地点名	黒瀬川	沼田川	指針値
		樋の詰橋	潮止め堰上	(mg/L)
イプロジオン		<0.0001	<0.0001	0.3
イミダクロプリド		<0.001	<0.001	0.2
エトフェンプロックス		<0.0005	<0.0005	0.08
エスプロカルブ		<0.0001	<0.0001	0.01
エディフェンホス (EDDP)		<0.0001	<0.0001	0.006
カルバリル (NAC)		<0.0001	<0.0001	0.05
クロルピリホス		<0.0001	<0.0001	0.03
ジクロフェンチオン (ECP)		<0.0001	<0.0001	0.006
シメトリン		<0.0001	<0.0001	0.06
トルクロホスメチル		<0.0001	<0.0001	0.2
トリクロホン (DEP)		<0.0005	<0.0005	0.03
トリシクラゾール		<0.0005	<0.0005	0.1
ピリダフェンチオン		<0.0001	<0.0001	0.002
フサライド		<0.0001	<0.0001	0.1
ブタミホス		<0.0001	<0.0001	0.004
ブプロフェジン		<0.0001	<0.0001	0.01
プレチラクロール		<0.0001	<0.0001	0.04
プロベナゾール		<0.0001	<0.0001	0.05
ブロモブチド		0.0006	0.0003	0.04
フルトラニル		<0.0001	<0.0001	0.2
ペンシクロン		<0.0001	<0.0001	0.04
ベンスリド (SAP)		<0.0001	<0.0001	0.1
ペンディメタリン		<0.0001	<0.0001	0.1
マラチオン (マラソン)		<0.0001	<0.0001	0.01
メフェナセット		<0.0001	<0.0001	0.009
メプロニル		<0.0001	<0.0001	0.1
モリネート		<0.0001	<0.0001	0.005

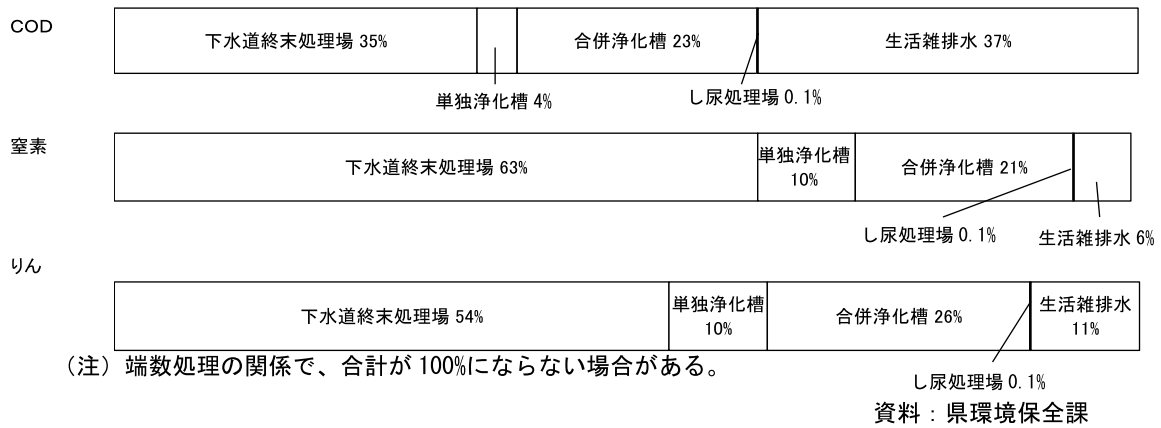
資料： 県環境保全課

\* 公共用水域における農薬の水質評価指針値

公共用水域での水質の安全性に係る評価を行う際の目安となる値

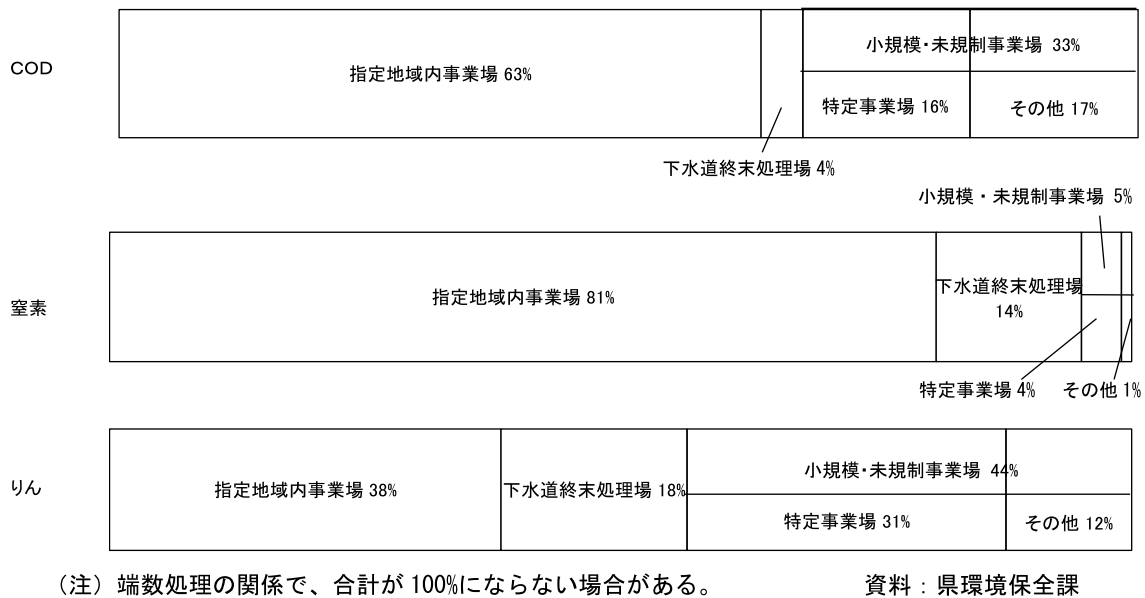
24 生活排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(令和4年度)



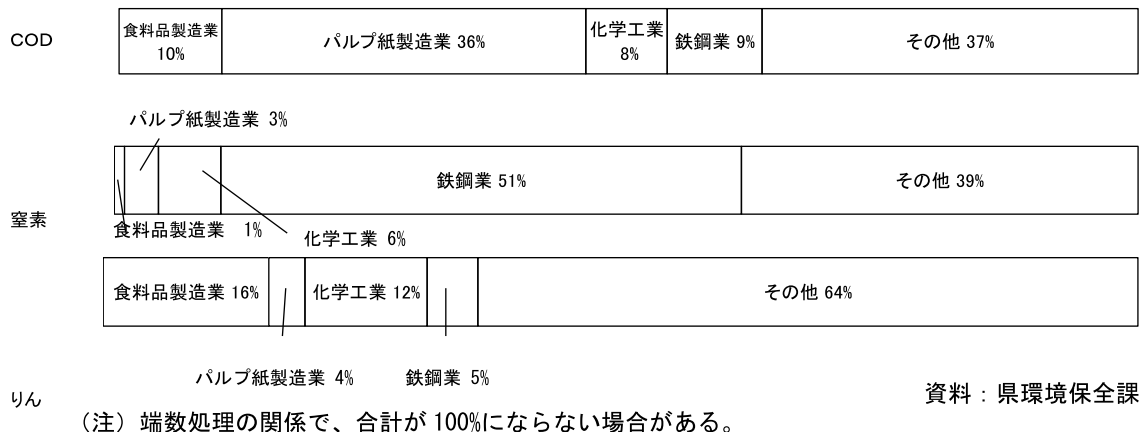
25 産業排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(令和4年度)



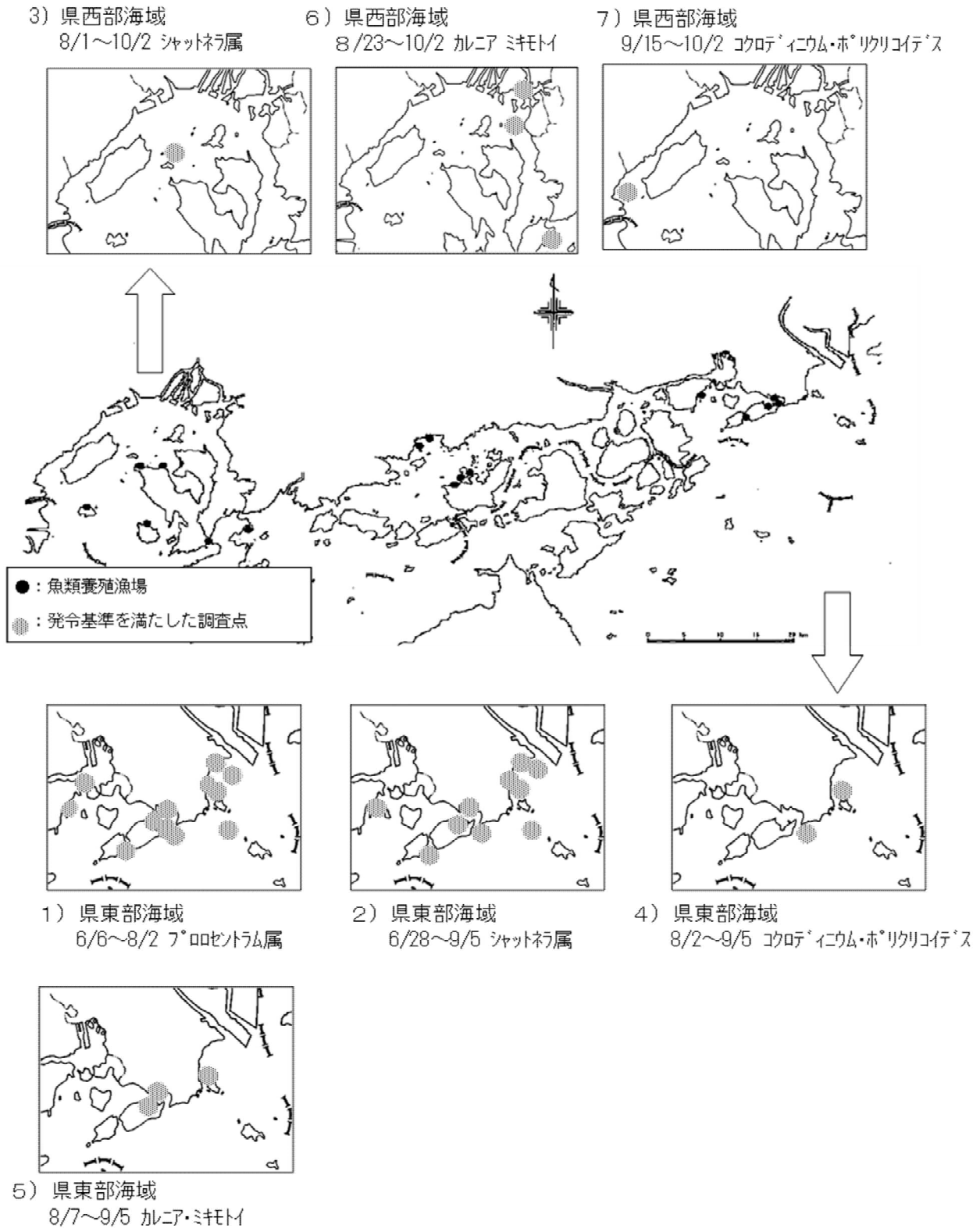
26 産業排水(瀬戸内海流域)に係る業種別汚濁負荷量の割合

(令和4年度)



## 27 赤潮発生海域概要

～令和5年赤潮発生海域図～



## 28 特定施設の許可・届出受理状況

(令和5年度)

区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水質汚濁 防止法	生活環境 保全条例
設置許可	19		
設置届出		130	9
構造変更等許可	28		
構造変更等届出	2	51	2
氏名変更届出	43	134	16
汚染状態変更届出	0	0	2
廃止届出	21	122	8
承継届出	8	38	8
使用届出	0	0	0
合計	121	475	45

(単位：件)

## 29 特定事業場の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	総 計				法 律		条 例	
	事業場数	構成比 (%)	日平均排水 50㎡以上 の事業場	構成比 (%)	瀬戸内海環 境保全特別 措置法事業 場数	水質汚濁 法事業場 数	事業場数	日平均排水 50㎡以上の 事業場
西部	484	7	72	10	51	396	37	2
広島支所	868	12	83	12	15	782	71	
呉支所	139	2	10	1	3	123	13	
西部東	759	11	103	15	58	625	76	1
東部	1,196	17	172	25	73	992	131	1
福山支所	377	5	26	4	8	295	74	
北部	629	9	70	10	6	569	54	1
政令市	2,561	37	166	24	97	2,221	243	3
総 数	7,013	100	702	100	311	6,003	699	8

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町  
 ※複数の法令が適用される事業場が存在するため、各事業場数の合計が総計と一致しない場合がある。

30 業種別特定事業場の届出状況

(令和6年3月31日現在)

区分	号番号	業種名施設名	届出数	日平均排水50㎡以上の特定事業場
法律	1	鉱業・水洗炭業	6	4
	1-2	畜産農業・サービス業	312	3
	2	畜産食料品製造業	104	11
	3	水産食料品製造業	146	9
	4	野菜・果実保存食料品製造業	90	10
	5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	160	1
	8	パン・菓子製造又は製あん業	38	0
	9	米菓・こうじ製造業	7	0
	10	飲料製造業	149	5
	11	動物系飼料・有機質肥料製造業	17	0
	12	動植物油脂製造業	6	1
	14	でん粉・化工でん粉製造業	1	0
	15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	0
	16	めん類製造業	94	1
	17	豆腐・煮豆製造業	227	6
	18-2	冷凍調理食品製造業	16	4
	19	紡績業又は繊維製品製造業	36	8
	20	洗毛業	1	0
	21	化学繊維製造業	1	1
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	0
	21-3	合板製造業	21	0
	21-4	パーティクルボード製造業	1	0
	22	木材薬品処理業	12	0
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3
	23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	54	0
	26	無機顔料製造業	1	1
	27	無機化学工業製品製造業	12	4
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	1	0
	30	発酵工業	1	0
	31	メタン誘導品製造業	1	0
	32	有機顔料・合成染料製造業	1	1
	33	合成樹脂製造業	6	2
	37	石油化学工業	4	2
	38	石けん製造業	2	0
	41	香料製造業	1	0
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	11	3
	47	医薬品製造業	6	2
	48	火薬製造業	1	1
	49	農業製造業	1	0
	51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品(防振ゴムを除く)・更生タイヤ・ゴム板製造業	10	5
	51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業、又はゴムバンド製造業	0	0
	53	ガラス・ガラス製品製造業	5	1
	54	セメント製品製造業	70	0
	55	生コンクリート製造業	134	7
	58	窯業原料製造業	1	0
	59	砕石業	22	1
	60	砂利採取業	14	0
	61	鉄鋼業	7	3
	62	非鉄金属製造業	3	2
	63	金属製品・機械器具製造業	76	5
63-2	空びん卸売業	3	0	
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	3	2	
64-2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設	22	4	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	140	17	
66	電気めっき施設	54	3	
66-3	旅館業	1,243	56	
66-4	共同調理場	29	5	
66-5	弁当仕出屋・弁当製造業	56	10	
66-6	飲食店(66-7及び66-8を除く)	52	14	
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店	1	1	
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他	0	0	
67	洗たく業	589	8	
68	写真現像業	85	0	
68-2	病院	30	8	
69	と畜業・死亡獣畜取扱業	3	1	
69-2	中央卸売市場	4	1	
70	廃油処理施設	1	0	
70-2	自動車分解整備事業	38	0	
71	自動式車両洗浄施設	930	0	
71-2	科学技術研究室の洗浄施設	128	7	
71-3	一般廃棄物処理施設(焼却施設)	26	1	
71-4	産業廃棄物処理施設	20	1	
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	9	0	
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設	1	0	
72	し尿処理施設	241	218	
73	下水道終末処理施設	66	65	
74	特定事業場の排出水の処理施設	20	7	
	小計	5,690	536	
	有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法第5条第3項)	44	0	
	有害物質貯蔵指定施設(水質汚濁防止法第5条第3項)	9	0	
	小計	53	0	
	201~500人槽のし尿浄化槽(みなし指定地域特定施設)	547	158	
	合計	6,290	694	
条例	1	パン・菓子製造業	554	5
	2	養豚業	25	0
	3	理化学研究室の洗浄施設	109	3
	4	流水式塗装施設	13	0
		合計	701	8
	総数	6,991	702	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

### 31 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(令和5年度)

区分	法律関係	条例関係	合計
特定事業場数	6,314	699	7,013
うち平均排水量50㎡以上	694	8	702
立入検査実施事業数	679 (810)	29 (32)	708 (842)
うち排水検査	583 (696)	20 (23)	603 (719)
行政処分等事業場数	1 (1)	0 (0)	1 (1)
行政処分	改善命令	1 (1)	1 (1)
	一時停止命令	0 (0)	0 (0)

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町  
※( )内の数字は、延べ事業場数

### 32 市町別水道普及率

(令和5年3月31日現在)

市町名	過疎	行政人口 人	現在給水人口 人	普及率	
				90%以上	50%未満
広島市		1,181,868	1,161,059	98.2%	○
呉市	○(※)	208,096	206,870	99.4%	○
竹原市		23,993	23,243	96.9%	○
三原市	○(※)	88,617	80,398	90.7%	○
尾道市	○(※)	129,314	120,779	93.4%	○
福山市		459,160	440,399	95.9%	○
府中市	○	36,326	28,351	78.0%	
三次市	○	49,106	43,508	88.6%	
庄原市	○	32,343	25,001	77.3%	
大竹市		26,014	25,469	97.9%	○
東広島市		189,735	169,886	89.5%	
廿日市市	○(※)	115,984	111,873	96.5%	○
安芸高田市	○	26,853	20,808	77.5%	
江田島市	○	20,955	20,658	98.6%	○
市計	9	2,588,364	2,478,302	95.7%	9 0
府中町		52,815	52,750	99.9%	○
海田町		30,573	30,347	99.3%	○
熊野町		23,458	21,455	91.5%	○
坂町		12,741	12,679	99.5%	○
安芸太田町	○	5,634	4,294	76.2%	
北広島町	○	17,338	8,840	51.0%	
大崎上島町	○	6,866	6,836	99.6%	○
世羅町	○	15,070	8,964	59.5%	
神石高原町	○	8,166	3,971	48.6%	○
町計	5	172,661	150,136	87.0%	5 1
合計	14	2,761,025	2,628,438	95.2%	14 1

(※)市町の一部区域に過疎地域を含む。  
資料：県食品生活衛生課

### 33 公共下水道の普及状況

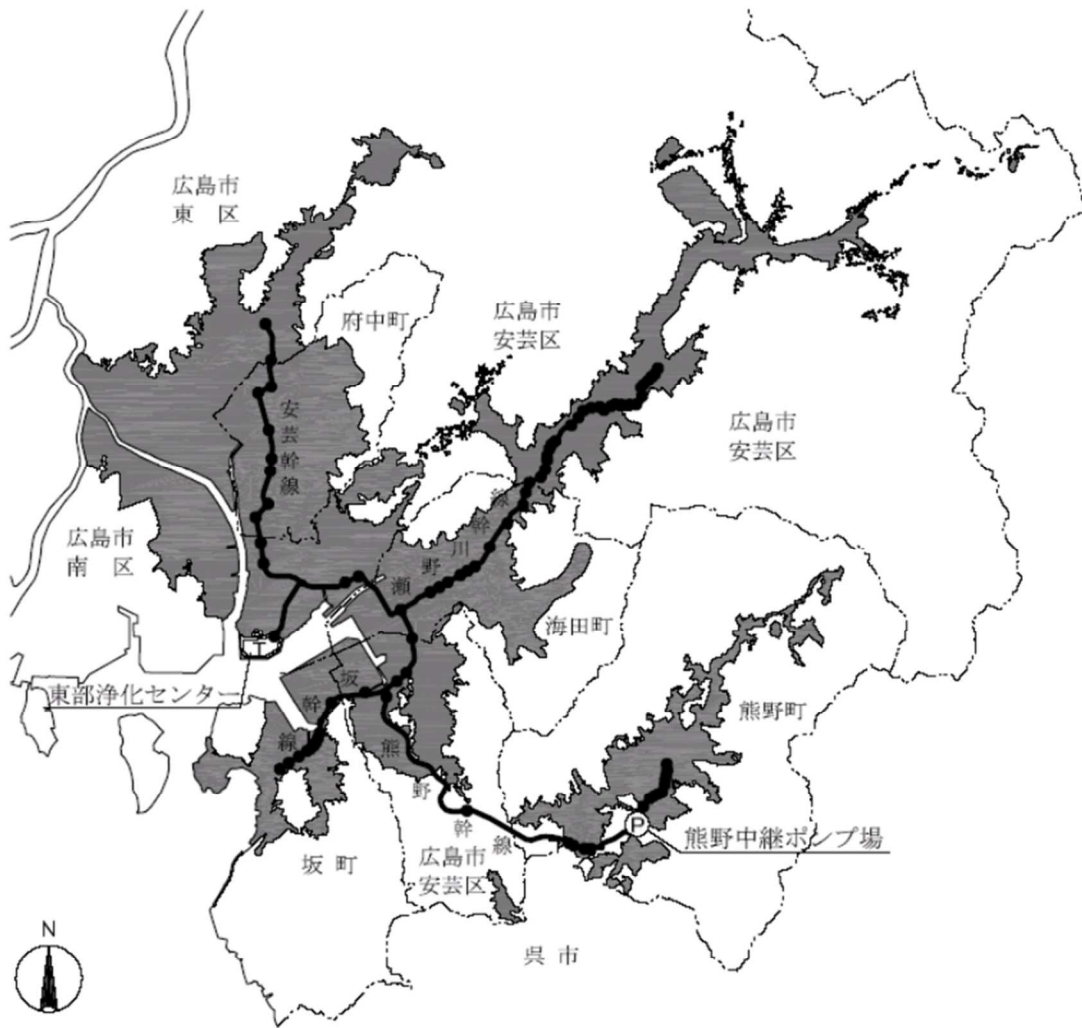
(令和6年3月31日現在)

市町名	住民基本 台帳人口 (A)人	処理人口 (B)人	人口普及率
			(B) / (A) %
呉市	203,549	180,992	88.9%
竹原市	22,936	4,730	20.6%
三原市	87,438	43,877	50.2%
尾道市	127,388	21,843	17.1%
福山市	456,265	348,335	76.3%
府中市	35,706	12,471	34.9%
三次市	48,303	20,268	42.0%
庄原市	31,601	12,780	40.4%
大竹市	25,551	24,440	95.7%
東広島市	189,550	89,198	47.1%
廿日市市	115,658	75,893	65.6%
安芸高田市	26,362	9,431	35.8%
江田島市	20,555	12,516	60.9%
府中町	52,422	51,884	99.0%
海田町	30,788	30,607	99.4%
熊野町	23,472	21,254	90.6%
坂町	12,551	12,395	98.8%
安芸太田町	5,459	2,303	42.2%
北広島町	17,105	7,945	46.4%
大崎上島町	6,744	2,210	32.8%
世羅町	14,739	1,755	11.9%
神石高原町	7,961	0	0.0%
県計(広島市除く)	1,562,103	987,127	63.2%
広島市	1,175,327	1,134,695	96.5%
合計	2,737,430	2,121,822	77.5%

※処理人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口で、4月1日供用開始を含む。

資料：県都市環境整備課

### 34 太田川流域下水道計画図



#### 計画の概要

事業主体	広島県				
関係公共下水道	1市4町				
実施市町	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>広島市</td></tr> <tr><td>安芸郡府中町</td></tr> <tr><td>海田町、坂町</td></tr> <tr><td>熊野町</td></tr> </table>	広島市	安芸郡府中町	海田町、坂町	熊野町
広島市					
安芸郡府中町					
海田町、坂町					
熊野町					
計画処理面積	約 5,180ha				
計画処理人口	約 29万人				
計画処理水量	約 15.4 万 m <sup>3</sup> /日				
処理場	1箇所				

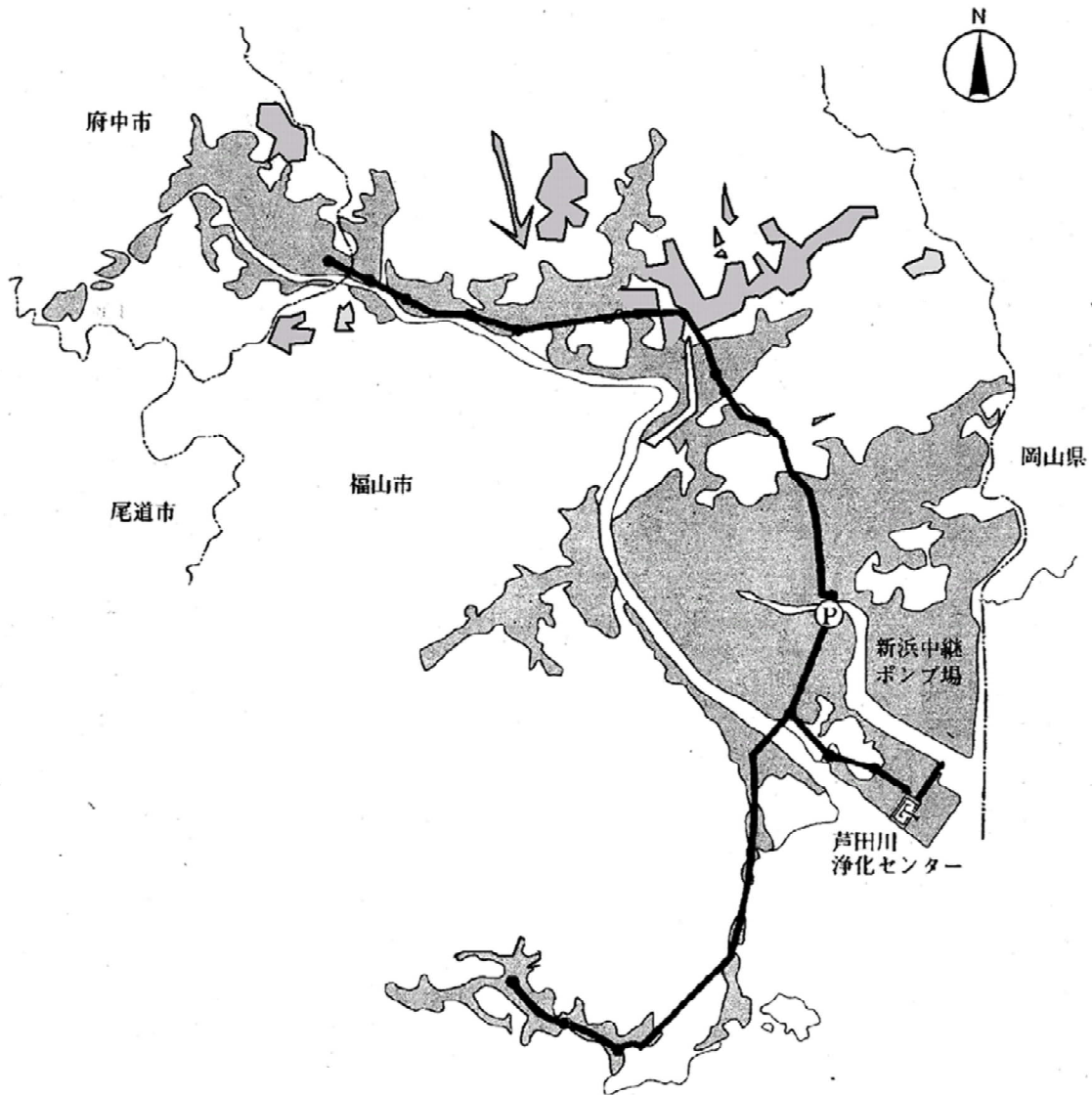
#### 凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線(計画)
	幹線(敷設済)
	中継ポンプ場
	処理場

資料：県流域下水道課



### 35 芦田川流域下水道計画図



#### 凡 例

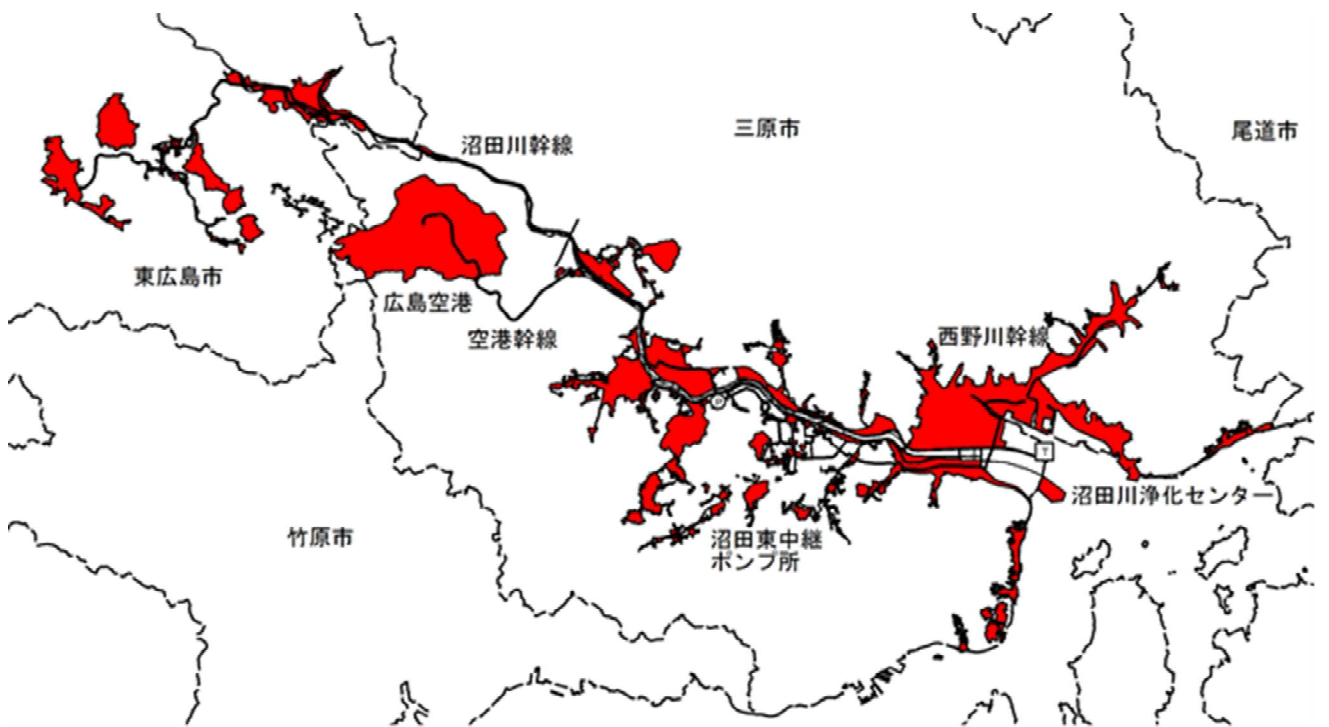
	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処 理 場


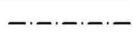
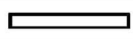


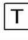
#### 計画の概要

事業主体	広島県
関係公共下水道	2市
実施市町	( 福山市 ) ( 府中市 )
計画処理面積	約 10,286ha
計画処理人口	約 36万人
計画処理水量	約 20.1万 m <sup>3</sup> /日
処 理 場	1箇所

資料：県流域下水道課

### 36 沼田川流域下水道計画図



凡 例		計画の概要	
	計画区域	事業主体	広島県
	行政区域界	関係公共下水道	2市
	幹線（計画）	実施市町	〔三原市 東広島市〕
	幹線（敷設済）	計画処理面積	約2,067ha
	中継ポンプ場	計画処理人口	約4.8万人
	処 理 場	計画処理水量	約3.4万m <sup>3</sup> /日
		処 理 場	1箇所

資料：県流域下水道課

### 37 海水浴場水質測定結果

#### (1) 開設前

(令和5年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌 O157
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	透明度		
1	つつみがうらしぜんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	4.8	3	無	1m以上	B	陰性
2	ベイサイドビーチ坂 <sup>さか</sup>	安芸郡坂町	4.1	不検出	無	1m以上	B	陰性
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性
4	かゝるが かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	3.5	2	無	1m以上	B	陰性
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性
6	けんみんのはま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性
7	おおくしかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性
8	まとはかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性
9	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性
10	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性
12	おおはま シーパーク大浜	福山市内海町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性
13	クレセントビーチ	福山市内海町	2.5	不検出	無	1m以上	B	陰性
14	とも うら 鞆の浦	福山市鞆町	3.0	不検出	無	1m以上	B	陰性

※ COD等の分析項目は、測定値の平均値である。

#### (2) 開設中

(令和5年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌 O157
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	透明度		
1	つつみがうらしぜんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	4.9	3	無	1m以上	B	陰性
2	ベイサイドビーチ坂 <sup>さか</sup>	安芸郡坂町	5.4	12	無	1m以上	C	陰性
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	1.9	2	無	1m以上	A	陰性
4	かゝるが かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	3.4	不検出	無	1m以上	B	陰性
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.8	不検出	無	1m以上	AA	陰性
6	けんみんのはま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.8	不検出	無	1m以上	AA	陰性
7	おおくしかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.9	不検出	無	1m以上	AA	陰性
8	まとはかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	2.3	不検出	無	1m以上	B	陰性
9	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.6	18	無	1m以上	A	陰性
10	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.9	2	無	1m以上	A	陰性
12	おおはま シーパーク大浜	福山市内海町	1.8	不検出	無	1m以上	AA	陰性
13	クレセントビーチ	福山市内海町	2.4	不検出	無	1m以上	B	陰性
14	とも うら 鞆の浦	福山市鞆町	3.3	不検出	無	1m以上	B	陰性

資料：県環境保全課、呉市、竹原市、福山市

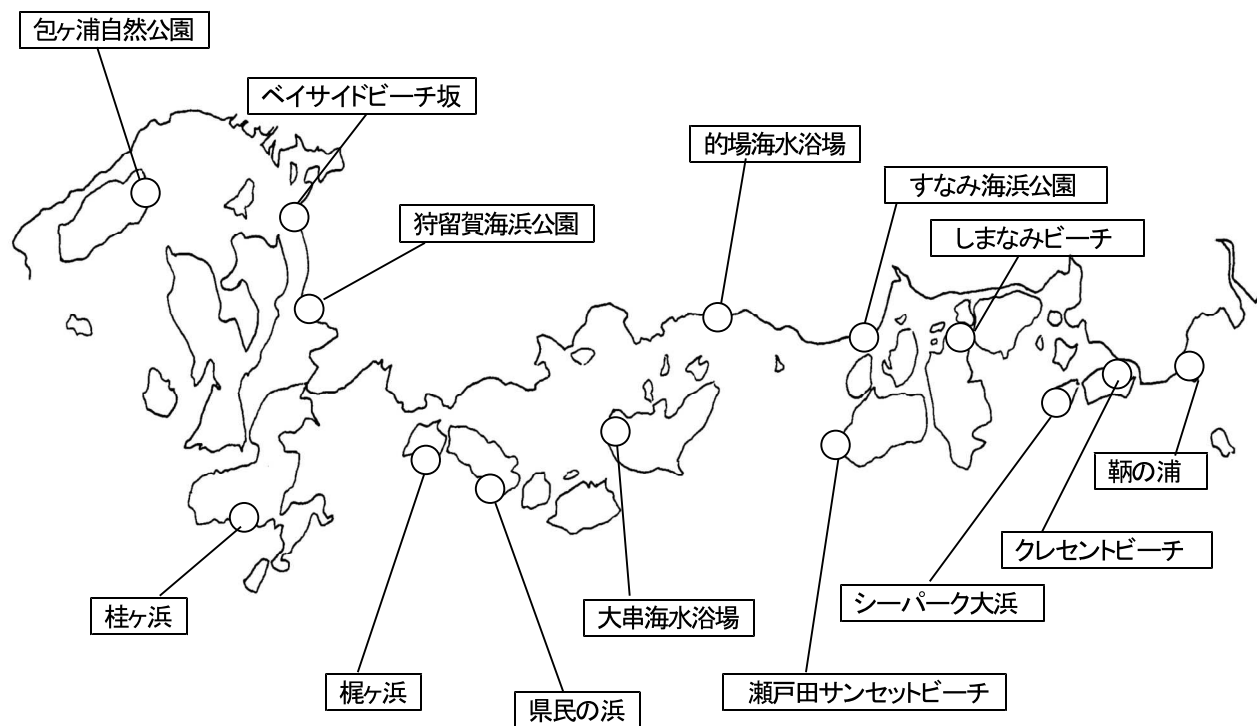
- (注) 1 COD、ふん便性大腸菌群数、透明度については、海水浴場の代表地点1点で午前・午後測定した。  
 2 CODの測定方法は、酸性法である。  
 3 病原性大腸菌O157は、水浴場の代表地点1点において、午後測定した。  
 4 測定点は、別図のとおりである。

#### 判定基準

区分	項目	COD	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	1m以上
	水質A	2mg/L以下	100個/100mL以下	油膜が認められない	1m以上
可	水質B	5mg/L以下	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個/100mL超	常時油膜が認められる	50cm未満

(注) 海水浴場の水質は、測定値の平均値で判定する。

## 別図 海水浴場位置図



### 第3 騒音・振動・悪臭

#### 1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

#### 2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

(令和6年3月31日現在)



資料：県環境保全課

### 3 環境騒音の環境基準達成状況

(令和5年度)

地域		時間帯	内容	A類型	B類型	C類型	未指定	計
一般地域		昼間	測定件数	46	107	52	22	227
			達成件数	45	106	51	17	219
			達成率(%)	97.8%	99.1%	98.1%	77.3%	96.5%
		夜間	測定件数	7	18	10	0	35
			達成件数	6	15	9	0	30
			達成率(%)	85.7%	83.3%	90.0%	—	85.7%
道路に面する地域	背後地	昼間	測定件数	2	40	39	4	85
			達成件数	2	39	37	4	82
			達成率(%)	100.0%	97.5%	94.9%	100.0%	96.5%
		夜間	測定件数	1	24	25	0	50
			達成件数	1	23	23	0	47
			達成率(%)	100.0%	95.8%	92.0%	—	94.0%
	道路端	昼間	測定件数	4	74	94	69	241
			達成件数	4	69	83	66	222
			達成率(%)	100.0%	93.2%	88.3%	95.7%	92.1%
		夜間	測定件数	1	16	33	4	54
			達成件数	1	13	27	3	44
			達成率(%)	100.0%	81.3%	81.8%	75.0%	81.5%

資料: 県環境保全課、各市町

(注) 1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。

2 昼間: 6時~22時 夜間: 22時~6時

### 4 自動車騒音の環境基準達成状況

(令和5年度)

環境基準の 類型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類型	2	2	2	2
B 類型	40	36	36	36
C 類型	55	45	45	46

資料: 県環境保全課

(注) 昼夜とも測定を行っている地点について整理した。

# 5 自動車騒音測定結果

(令和5年度)

番号	道路名	測定場所	環境基準 準拠型	車線 数	防音壁の 有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
						車道端 からの 距離	住宅等か らの距離	地上か の高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
						Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過		昼間	夜間	昼間	夜間					
1	府中仁保道路 (高速2号線)	南区仁保4丁目2番	B	5	有	3.5	0.0	1.2	5.9.19~ 5.9.20	69	65	○	○	245	73	16.3	23.3	—
2	府中仁保道路 (高速2号線)	南区仁保4丁目2番	B	5	有	40.0	—	1.2	5.9.19~ 5.9.20	49	52	○	○	—	—	—	—	○
3	広島南道路 (高速3号線)	南区宇品海岸3丁目8番	C	4	有	15.9	0.0	1.2	5.10.5~ 5.10.6	63	55	○	○	185	37	22.2	16.2	—
4	広島南道路 (高速3号線)	南区宇品海岸3丁目8番	C	4	有	35.0	—	1.2	5.10.5~ 5.10.6	59	54	○	○	—	—	—	—	○
5	広島南道路 (高速3号線)	中区江波本町18番	C	5	有	14.3	0.0	1.2	5.9.28~ 5.9.29	59	54	○	○	174	53	24.7	17.0	—
6	広島南道路 (高速3号線)	中区江波本町18番	B	5	有	50.0	—	1.2	5.9.28~ 5.9.29	52	38	○	○	—	—	—	—	○
7	広島南道路 (高速3号線)	西区観音新町3丁目8番	B	2	有	11.9	0.5	1.2	5.9.28~ 5.9.29	63	58	○	○	236	32	16.9	9.4	—
8	広島南道路 (高速3号線)	西区観音新町3丁目8番	B	2	有	105.0	—	1.2	5.9.28~ 5.9.29	59	46	○	○	—	—	—	—	○
9	広島西風新都線 (高速4号線)	西区中広町2丁目16番	C	4	有	8.5	0.0	1.2	5.10.12~ 5.10.13	59	51	○	○	202	25	12.9	12.0	—
10	広島西風新都線 (高速4号線)	西区中広町2丁目16番	C	4	有	45.0	—	1.2	5.10.12~ 5.10.13	59	49	○	○	—	—	—	—	○
11	一般国道2号 (西広島バイパス)	西区観音本町1丁目12番	C	5	有	7.5	0.0	1.2	5.9.25~ 5.9.26	66	63	○	○	237	55	11.8	18.2	—
12	一般国道2号 (西広島バイパス)	西区観音本町1丁目9番	B	5	有	65.0	—	1.2	5.9.25~ 5.9.26	54	46	○	○	—	—	—	—	○
13	一般国道2号 (西広島バイパス)	西区己斐本町2丁目21番	C	4	有	5.8	0.0	1.2	5.9.25~ 5.9.28	63	58	○	○	394	101	4.8	5.9	—
14	一般国道2号 (西広島バイパス)	西区己斐本町2丁目21番	B	4	有	50.0	—	1.2	5.9.25~ 5.9.28	58	53	○	○	—	—	—	—	○
15	一般国道54号 (祇園新道)	東区牛田新町1丁目3番	C	8	無	11.4	2.0	1.2	5.10.2~ 5.10.3	68	64	○	○	694	167	7.1	5.4	—
16	一般国道54号 (祇園新道)	東区牛田新町1丁目3番	A	8	無	90.0	—	1.2	5.10.2~ 5.10.3	46	41	○	○	—	—	—	—	○
17	一般国道54号 (祇園新道)	安佐南区西原4丁目42番	C	6	無	11.4	0.0	1.2	5.9.25~ 5.9.26	66	61	○	○	418	143	6.7	8.4	—
18	一般国道54号 (祇園新道)	安佐南区西原4丁目42番	B	6	無	75.0	—	1.2	5.9.25~ 5.9.26	54	50	○	○	—	—	—	—	○
19	一般国道54号	安佐南区八木5丁目4番	C	4	無	1.7	0.0	1.2	5.10.5~ 5.10.6	74	70	×	×	359	163	15.3	3.1	—
20	一般国道54号	安佐南区八木5丁目4番	C	4	無	30.0	—	1.2	5.10.5~ 5.10.6	66	61	×	×	—	—	—	—	○
21	一般国道261号	安佐北区安佐町大字飯室	B	2	無	4.2	4.0	1.2	5.12.4~ 5.12.5	69	64	○	○	105	15	12.4	26.7	—
22	一般国道261号	安佐北区安佐町大字飯室	B	2	無	35.0	—	1.2	5.12.4~ 5.12.5	53	46	○	○	—	—	—	—	○
23	広島三次線	南区比治山本町17番	C	4	無	4.5	0.0	1.2	5.9.25~ 5.9.26	65	59	○	○	182	47	8.2	0.0	—
24	広島三次線	南区比治山本町17番	C	4	無	40.0	—	1.2	5.9.25~ 5.9.26	61	56	○	○	—	—	—	—	○
25	広島三次線	南区比治山本町3番	C	4	無	4.6	0.0	1.2	5.9.25~ 5.9.26	67	61	○	○	177	46	5.6	2.2	—
26	広島三次線	南区比治山本町4番	B	4	無	80.0	—	1.2	5.9.25~ 5.9.26	50	46	○	○	—	—	—	—	○
27	広島三次線	南区大須賀町18番	C	6	無	5.2	0.0	1.2	5.9.19~ 5.9.20	68	63	○	○	224	88	10.7	4.5	—
28	広島三次線	南区大須賀町18番	C	6	無	60.0	—	1.2	5.9.19~ 5.9.20	58	53	○	○	—	—	—	—	○
29	五日市筒賀線	佐伯区三宅1丁目1番	B	2	無	2.1	0.0	1.2	5.9.19~ 5.9.20	65	59	○	○	132	31	4.5	0.0	—
30	五日市筒賀線	佐伯区三宅1丁目3番	B	2	無	40.0	—	1.2	5.9.19~ 5.9.21	54	48	○	○	—	—	—	—	○
31	広島中島線	東区矢賀新町2丁目2番	C	4	無	2.0	0.0	1.2	5.9.27~ 5.9.28	67	60	○	○	209	64	6.7	0.0	—
32	広島中島線	東区矢賀新町2丁目3番	C	4	無	50.0	—	1.2	5.9.27~ 5.9.28	56	48	○	○	—	—	—	—	○
33	南原峡線	安佐北区三入1丁目29番	B	2	無	1.0	0.0	1.2	5.10.30~ 5.10.31	62	53	○	○	27	6	7.4	0.0	—
34	南原峡線	安佐北区三入1丁目20番	C	2	無	60.0	—	1.2	5.10.30~ 5.10.31	49	43	○	○	—	—	—	—	○
35	宇津可部線	安佐北区可部4丁目21番	C	2	無	2.4	0.0	1.2	5.9.28~ 5.9.29	65	58	○	○	128	16	1.6	0.0	—
36	宇津可部線	安佐北区可部4丁目12番	B	2	無	45.0	—	1.2	5.9.28~ 5.9.29	54	49	○	○	—	—	—	—	○
37	今井田緑井線	安佐南区緑井2丁目28番	C	2	無	3.6	2.0	1.2	5.10.12~ 5.10.13	65	63	○	○	171	51	10.5	5.9	—
38	今井田緑井線	安佐南区緑井2丁目29番	B	2	無	60.0	—	1.2	5.10.12~ 5.10.13	58	49	○	○	—	—	—	—	○
39	八木緑井線	安佐南区緑井6丁目29番	C	2	無	0.0	0.0	1.2	5.10.3~ 5.10.4	68	64	○	○	142	22	7.7	0.0	—
40	八木緑井線	安佐南区緑井6丁目29番	C	2	無	45.0	—	1.2	5.10.3~ 5.10.4	49	45	○	○	—	—	—	—	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過					
41	八木広島線	安佐南区八木5丁目26番	B 2 無	2.4	2.0	1.2	5.10.5~ 5.10.6	67	62	○	○	120	31	9.2	0.0	—
42	八木広島線	安佐南区八木5丁目26番	B 2 無	50.0	—	1.2	5.10.5~ 5.10.6	55	50	○	○	—	—	—	—	○
43	古市広島線	西区三篠北町12番	B 2 無	0.0	1.0	1.2	5.9.19~ 5.9.20	64	56	○	○	68	21	11.8	0.0	—
44	古市広島線	西区三篠北町15番	B 2 無	60.0	—	1.2	5.9.19~ 5.9.20	58	54	○	○	—	—	—	—	○
45	草津鈴が峰線	西区井口明神1丁目14番	C 6 無	11.7	0.0	1.2	5.10.5~ 5.10.6	66	62	○	○	284	87	17.3	12.6	—
46	草津鈴が峰線	西区井口明神1丁目2番	B 6 無	55.0	—	1.2	5.10.5~ 5.10.6	58	51	○	○	—	—	—	—	○
47	霞庚午線	南区皆実町5丁目11番	C 6 無	3.5	0.0	1.2	5.9.28~ 5.9.29	67	60	○	○	151	38	3.3	2.6	—
48	霞庚午線	南区皆実町5丁目9番	B 6 無	65.0	—	1.2	5.9.28~ 5.9.29	55	53	○	○	—	—	—	—	○
49	松原京橋線	東区上大須賀町15番	C 4 有	7.3	0.0	1.2	5.9.19~ 5.9.20	64	58	○	○	321	85	4.7	5.9	—
50	松原京橋線	東区上大須賀町15番	C 4 有	90.0	—	1.2	5.9.19~ 5.9.20	61	54	○	○	—	—	—	—	○
51	安佐南1区川の内線	安佐南区川内6丁目8番	B 4 無	3.4	1.0	1.2	5.10.5~ 5.10.6	61	53	○	○	63	10	3.2	0.0	—
52	安佐南1区川の内線	安佐南区川内6丁目8番	B 4 無	45.0	—	1.2	5.10.5~ 5.10.6	55	46	○	○	—	—	—	—	○
53	西5区観音井口線	西区井口明神3丁目1番	B 4 無	3.8	6.0	1.2	5.10.3~ 5.10.4	58	52	○	○	45	12	8.9	0.0	—
54	西5区観音井口線	西区井口明神3丁目17番	B 4 無	45.0	—	1.2	5.10.3~ 5.10.4	56	51	○	○	—	—	—	—	○
55	西5区西部流通環状線	西区井口明神2丁目13番	C 4 無	34.3	4.0	1.2	5.10.30~ 5.10.31	53	47	○	○	125	13	10.4	15.4	—
56	西5区西部流通環状線	西区井口明神2丁目12番	B 4 無	75.0	—	1.2	5.10.30~ 5.10.31	54	42	○	○	—	—	—	—	○
57	西2区9号線	西区観音本町1丁目7番	C 4 無	3.7	0.0	1.2	5.9.25~ 5.9.26	65	60	○	○	194	65	6.7	0.0	—
58	西2区9号線	西区観音本町1丁目7番	B 4 無	65.0	—	1.2	5.9.25~ 5.9.26	49	43	○	○	—	—	—	—	○
59	一般国道185号	呉市本通5丁目11番地先	C 6 無	3.0	2.5	1.2	6.2.26	70	—	○	—	336	—	8.9	—	—
60	一般国道185号	呉市本通5丁目11番地先	C 6 無	12.0	3.0	1.2	6.2.26	60	—	○	—	14	—	7.1	—	○
61	一般県道74号	呉市下蒲刈町三之瀬361番地	B 1 無	0.0	1.0	1.2	5.12.12	58	—	○	—	10	—	0.0	—	—
62	一般国道185号	呉市川尻町西2丁目1番地先	C 2 無	1.0	10.0	1.2	5.10.31	65	—	○	—	130	—	5.3	—	—
63	市道内海中切線	呉市安浦町内海3174-1	B 2 無	1.0	10.0	1.2	5.10.31	67	—	○	—	70	—	4.2	—	—
64	一般県道287号	呉市蒲刈町宮盛1320地先	— 2 無	1.0	15.0	1.2	5.12.12	56	—	—	—	5	—	20.0	—	—
65	一般国道487号	呉市音戸町畑3丁目6番地先	C 2 無	0.0	10.0	1.2	5.12.6	67	—	○	—	45	—	2.2	—	—
66	一般県道35号	呉市倉橋町宇和木6409地先	B 2 無	1.5	5.0	1.2	5.6.19	68	—	○	—	37	—	8.1	—	—
67	県道大崎下島循環線	呉市豊町大長5915番地先	— 2 無	1.0	20.0	1.2	5.12.12	59	—	—	—	21	—	4.7	—	—
68	県道豊島線	呉市豊浜町豊島宇寺迫78番地先	— 1 無	1.0	20.0	1.2	5.12.12	53	—	—	—	10	—	0.0	—	—
69	一般国道31号	呉市天応南町5-28	C 2 無	1.4	0.5	1.2	5.9.25~ 5.9.26	71	67	×	×	212	—	14.6	—	○
70	一般国道375号	呉市郷原町7100	— 2 無	1.9	0.7	1.2	5.11.21~ 5.11.22	69	62	○	○	131	—	2.3	—	—
71	一般国道31号	呉市天応西条2丁目6-39	B 2 無	3.5	1.0	1.2	6.1.16~ 6.1.17	60	51	×	×	93	—	6.5	—	○
72	本通三条線	呉市中央3丁目1-34	C 4 無	6.2	0.3	1.2	5.11.7~ 5.11.8	69	63	○	○	50	—	4.0	—	○
73	瀬野呉線 (県道174号)	呉市苗代町120-2	— 2 無	3.9	0.5	1.2	5.11.29~ 5.11.30	62	54	×	×	43	—	18.6	—	—
74	一般国道2号	竹原市西野町1950-1	C 2 無	5.3	40.5	1.2	5.5.22	71	—	×	—	169	—	26.6	—	—
75	一般国道2号	竹原市西野町1950-1	C 2 無	52.3	40.0	1.2	5.5.22	50	—	○	—	169	—	26.6	—	○
76	一般国道432号	竹原市竹原町3540-1	B 2 無	3.9	25.0	1.2	5.5.22	65	—	○	—	107	—	4.7	—	—
77	一般国道432号	竹原市竹原町3540-1	B 2 無	50.0	10.0	1.2	5.5.22	54	—	○	—	107	—	4.7	—	○
78	一般国道185号	竹原市中央4丁目7-11	C 4 無	3.7	16.0	1.2	5.5.22	62	—	○	—	98	—	6.1	—	—
79	一般国道185号	竹原市中央4丁目7-11	C 4 無	27.0	24.0	1.2	5.5.22	54	—	○	—	98	—	6.1	—	○
80	一般国道185号	竹原市福田町310	C 2 無	1.9	30.3	1.2	5.5.22	64	—	○	—	64	—	9.4	—	—



番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
81	一般国道 185 号	竹原市福田町1267-1	C 2 無	51.9	27.0	1.2	5. 5. 22	51	—	○	—	64	—	9.4	—	○
82	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良843番地1	C 2 無	2.5	13.0	1.2	5. 10. 23	68	—	○	—	22	—	45.5	—	—
83	本郷久井線	三原市高坂町真良203番地1	C 2 無	1.0	30.0	1.2	5. 10. 23	67	—	○	—	26	—	23.1	—	—
84	市道沼田西町79号線	三原市沼田西町松江1753番地1	C 1 無	2.0	44.0	1.2	5. 10. 27	63	—	○	—	7	—	42.9	—	—
85	主要地方道三原竹原線	三原市小泉町4926番地4	C 1 無	2.0	22.0	1.2	5. 11. 1	64	—	○	—	31	—	12.9	—	—
86	主要地方道 東広島本郷忠海線	三原市小泉町3404番地	C 2 無	1.0	30.0	1.2	5. 10. 30	62	—	○	—	16	—	6.3	—	—
87	一般国道 185 号	三原市幸崎能地 6 丁目13番	C 2 無	2.0	20.0	1.2	5. 10. 18	65	—	○	—	67	—	16.4	—	—
88	県道佐木島線	三原市鷺浦町向田野浦2170番地2	C 2 無	1.0	15.0	1.2	5. 10. 18	51	—	○	—	5	—	0.0	—	—
89	主要地方道尾道三原線	三原市中之町 6 丁目3番	B 2 無	5.7	23.0	1.2	5. 10. 17	67	—	○	—	56	—	16.1	—	—
90	県道三原本郷線	三原市沼田町1171番地1	C 1 無	1.0	150.0	1.2	5. 10. 23	61	—	○	—	5	—	0.0	—	—
91	県道三原大草線	三原市小坂町3759番地6	C 2 無	3.0	5.0	1.2	5. 10. 23	56	—	○	—	12	—	25.0	—	—
92	一般国道 2 号	三原市長谷 5 丁目5番地1	C 2 無	3.0	20.0	1.2	5. 10. 23	67	—	○	—	140	—	25.7	—	—
93	市道本町 45 号線	三原市本町 3 丁目14番16号	C 1 無	1.0	3.0	1.2	5. 10. 17	63	—	○	—	28	—	0.0	—	—
94	市道宮沖 13 号線	三原市宮沖 2 丁目9番3号	B 2 無	2.0	2.5	1.2	5. 10. 26	62	—	○	—	47	—	2.1	—	—
95	一般国道 2 号	三原市糸崎 2 丁目9番43号	C 2 無	3.0	10.0	1.2	5. 10. 26	66	—	○	—	82	—	13.4	—	—
96	一般国道 2 号	三原市皆実 1 丁目21番15号	C 2 無	4.0	10.0	1.2	5. 10. 26	65	—	○	—	145	—	3.4	—	—
97	主要地方道三原竹原線	三原市沼田東町七宝1288番地1	C 2 無	3.0	40.0	1.2	5. 11. 1	66	—	○	—	48	—	2.1	—	—
98	一般国道 185 号	三原市和田 1 丁目8番1号	C 2 無	3.0	10.0	1.2	5. 11. 1	52	—	○	—	35	—	8.6	—	—
99	主要地方道三原竹原線	三原市小泉町4926番地1	C 2 無	3.0	45.0	1.2	5. 11. 1	66	—	○	—	52	—	7.7	—	—
100	一般国道 185 号	三原市須波西 1 丁目2番1号	C 2 無	5.0	20.0	1.2	5. 10. 18	57	—	○	—	48	—	6.3	—	—
101	県道佐木島線	三原市鷺浦町須波2122番地	C 2 無	1.0	30.0	1.2	5. 10. 18	47	—	○	—	0	—	0.0	—	—
102	一般国道 185 号	三原市須波ハイツ 1 丁目5番1号	C 2 無	50.0	—	1.2	5. 10. 18	52	—	○	—	39	—	2.6	—	○
103	一般国道 185 号	三原市幸崎能地 1 丁目1番	C 2 無	1.0	60.0	1.2	5. 10. 18	67	—	○	—	27	—	11.1	—	—
104	一般国道 2 号	三原市木原 1 丁目4番1号	C 2 無	2.0	5.0	1.2	5. 10. 26	67	—	○	—	91	—	13.2	—	—
105	県道宇津戸八幡線	三原市八幡町簀532番地	C 2 無	1.0	50.0	1.2	5. 10. 20	68	—	○	—	16	—	12.5	—	—
106	一般国道 486 号	三原市八幡町美生1242番地5	C 2 無	3.0	40.0	1.2	5. 10. 20	51	—	○	—	1	—	0.0	—	—
107	主要地方道三原東城線	三原市八幡町垣内601番地	C 2 無	2.0	10.0	1.2	5. 10. 20	66	—	○	—	26	—	11.5	—	—
108	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良3234番地	C 2 無	3.0	60.0	1.2	5. 10. 23	66	—	○	—	13	—	15.4	—	—
109	主要地方道本郷久井線	三原市高坂町真良2158番地5	C 2 無	2.0	133.0	1.2	5. 10. 23	64	—	○	—	12	—	33.3	—	—
110	主要地方道三原東城線	三原市八坂町229番地	C 2 無	30.0	—	1.2	5. 10. 20	63	—	○	—	25	—	0.0	—	○
111	主要地方道尾道三原線	三原市中之町 9 丁目11番10号	C 2 無	3.0	10.0	1.2	5. 10. 17	65	—	○	—	40	—	7.5	—	—
112	主要地方道尾道三原線	三原市深町1443番地	C 2 無	3.0	15.0	1.2	5. 10. 17	68	—	○	—	35	—	22.9	—	—
113	主要地方道尾道三原線	三原市中之町 2 丁目17番	B 2 無	4.0	100.0	1.2	5. 10. 17	67	—	○	—	111	—	6.3	—	—
114	高速・山陽道 (市道八幡町6号線)	三原市八幡町垣内651番地	C 4 有	30.0	—	1.2	5. 10. 20	65	—	○	—	183	—	30.6	—	○
115	主要地方道尾道三原線	三原市館町 2 丁目15番14号	B 2 無	4.0	10.0	1.2	5. 10. 17	64	—	○	—	84	—	3.6	—	—
116	市道館町 9 号線	三原市館町 1 丁目3番1号	B 2 無	3.0	18.0	1.2	5. 10. 17	60	—	○	—	1	—	0.0	—	—
117	一般国道 185 号	三原市幸崎能地 4 丁目10番1号	C 2 無	2.0	10.0	1.2	5. 10. 18	54	—	○	—	24	—	8.3	—	—
118	一般国道 2 号	三原市糸崎 8 丁目10番1号	B 2 無	2.0	20.0	1.2	5. 10. 26	63	—	○	—	49	—	14.3	—	—
119	主要地方道 瀬野川福富本郷線	三原市本郷町船木3105番地3	B 2 無	4.0	19.0	1.2	5. 10. 30	65	—	○	—	46	—	26.1	—	—
120	主要地方道 瀬野川福富本郷線	三原市本郷町船木3080番地2	C 2 無	5.0	18.0	1.2	5. 10. 30	61	—	○	—	50	—	28.0	—	—

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
121	主要地方道 東広島本郷忠海線	三原市本郷町上北方726番地	B 2 無	3.0	65.0	1.2	5.10.30	64	—	○	—	10	—	20.0	—	—
122	主要地方道本郷久井線	三原市本郷北2丁目8番	B 2 無	5.0	35.0	1.2	5.10.23	67	—	○	—	27	—	25.9	—	—
123	主要地方道 瀬野川福富本郷線	三原市下北方1丁目14番15号	C 2 無	2.5	50.0	1.2	5.10.30	57	—	○	—	32	—	6.3	—	—
124	市道駅前愛宕線	三原市本郷南6丁目21番37号	C 2 無	5.0	4.0	1.2	5.10.23	49	—	○	—	32	—	6.3	—	—
125	市道駅前惣門2号線	三原市本郷南3丁目13番18号	A 2 無	1.0	10.0	1.2	5.10.23	58	—	○	—	9	—	0.0	—	—
126	一般国道2号 (市道本郷町290号線)	三原市本郷南1丁目11番5号	B 2 有	15.0	—	1.2	5.10.23	59	—	○	—	134	—	31.3	—	○
127	主要地方道 東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方4760番地	B 2 無	7.5	37.0	1.2	5.10.30	64	—	○	—	21	—	33.3	—	—
128	一般国道2号 (市道本郷町340号線)	三原市本郷町南方6623番地	B 4 無	3.5	70.0	1.2	5.10.30	67	—	○	—	108	—	44.4	—	—
129	主要地方道 東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方1005番地2	B 2 無	3.0	10.0	1.2	5.10.30	68	—	○	—	23	—	17.4	—	—
130	主要地方道三原東城線	三原市久井町下津1445番地2	B 2 無	45.0	—	1.2	5.10.20	61	—	○	—	42	—	9.5	—	○
131	主要地方道三原東城線	三原市久井町下津1631番地9	— 2 無	1.0	3.5	1.2	5.10.20	69	—	○	—	31	—	3.2	—	—
132	一般国道486号	三原市久井町坂井原3024番地	— 2 無	2.8	25.0	1.2	5.10.20	63	—	○	—	19	—	15.8	—	—
133	市道中野線	三原市久井町山中野1337番地	— 2 無	2.5	13.0	1.2	5.10.20	60	—	○	—	17	—	11.8	—	—
134	県道羽和泉室町線	三原市久井町和草1906番地1	— 2 無	4.0	30.0	1.2	5.10.20	52	—	○	—	5	—	0.0	—	—
135	主要地方道三原東城線	三原市久井町江木1159番地1	B 2 無	3.0	67.0	1.2	5.10.20	66	—	○	—	33	—	30.3	—	—
136	一般国道432号	三原市大和町萩原652番地7	C 2 無	5.3	20.0	1.2	5.11.2	64	—	○	—	5	—	20.0	—	—
137	一般国道432号	三原市大和町下徳良324番地	C 2 有	2.6	39.0	1.2	5.11.2	57	—	○	—	7	—	14.3	—	—
138	一般国道432号	三原市大和町和木652番地3	C 2 無	3.8	10.0	1.2	5.11.2	61	—	○	—	16	—	25.0	—	—
139	一般国道432号	三原市大和町和木1531番地6	B 2 無	30.0	—	1.2	5.11.2	56	—	○	—	14	—	7.1	—	○
140	一般国道436号	三原市大和町和木1523番地5	B 2 無	2.5	14.0	1.2	5.11.2	59	—	○	—	9	—	11.1	—	—
141	県道下徳良本郷線	三原市大和町大草9121番地4	C 2 無	1.5	6.0	1.2	5.11.2	54	—	○	—	2	—	0.0	—	—
142	農道・下徳良1号線 (フルーツロード)	三原市大和町下徳良2587番地	— 2 無	5.6	19.8	1.2	5.11.2	41	—	○	—	17	—	17.6	—	—
143	主要地方道本郷大和線 (広島中央フライトロード)	三原市大和町平坂3番55 (山地番)	— 2 無	30.0	—	1.2	5.11.2	52	—	○	—	13	—	23.1	—	○
144	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町50	C 2 無	1.0	2.6	1.2	5.11.14~ 5.11.21	63	58	○	○	56	12	7.1	0.0	—
145	一般県道向島循環線	尾道市向島町5581-20	C 2 無	1.0	2.0	1.2	5.11.14~ 5.11.21	64	59	○	○	68	12	2.9	0.0	—
146	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町三成2554	A 2 無	1.0	10.0	1.2	5.11.29~ 5.12.1	67	61	○	○	82	21	19.5	4.8	—
147	一般国道2号	福山市東桜町	C 6 無	0.0	—	1.2	5.11.8~ 5.11.9	64	61	○	○	454	97	9.3	19.6	—
148	一般国道2号	福山市東桜町	C 6 無	—	—	1.2	5.11.8~ 5.11.9	55	52	○	○	454	97	9.3	19.6	○
149	一般国道2号	福山市引野町	C 4 無	0.0	—	1.2	5.11.8~ 5.11.9	72	69	×	×	301	112	21.9	25.0	—
150	一般国道2号	福山市引野町	C 4 無	—	—	1.2	5.11.8~ 5.11.9	59	52	○	○	301	112	21.9	25.0	○
151	一般国道182号	福山市南蔵王町	C 4 無	0.0	—	1.2	5.6.7~ 5.6.8	71	68	×	×	436	176	17.9	18.8	—
152	一般国道182号	福山市南蔵王町	C 4 無	—	—	1.2	5.6.7~ 5.6.8	51	50	○	○	436	176	17.9	18.8	○
153	県道福山鞆線	福山市水呑町	C 2 無	0.0	—	1.2	5.5.24~ 5.5.25	62	56	○	○	32	8	6.3	0.0	—
154	県道福山鞆線	福山市水呑町	C 2 無	—	—	1.2	5.5.24~ 5.5.25	43	40	○	○	32	8	6.3	0.0	○
155	県道坪生福山線	福山市春日町	C 2 無	0.0	—	1.2	5.6.7~ 5.6.8	67	61	○	○	162	69	7.4	0.0	—
156	県道坪生福山線	福山市春日町	C 2 無	—	—	1.2	5.6.7~ 5.6.8	53	45	○	○	162	69	7.4	0.0	○
157	三次インター線	三次市西酒屋町 1137-1	B 2 無	3.9	10.0	1.2	5.11.15	67	—	○	—	101	—	41.6	—	—
158	和知塩町線	三次市向江田町 3372-2	— 2 無	3.8	40.0	1.2	5.11.14	60	—	○	—	31	—	19.4	—	—
159	三次高野線	三次市君田町 泉吉田311-3	— 2 無	3.9	215.0	1.2	5.11.15	62	—	○	—	22	—	36.4	—	—
160	三次庄原線	三次市三良坂町 三良坂2859-1	A 2 無	2.5	17.0	1.2	5.11.14	67	—	○	—	43	—	23.3	—	—

番号	道路名	測定場所	環境基準 準型	車 線 数	防 音 壁 の 有 無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
						車道端 からの 距離	住宅等か らの距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
										Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
161	世羅甲田線	三次市三和町 上板木614-1	-	2	無	4.1	87.0	1.2	5.11.14	66	-	○	-	37	-	24.3	-	-
162	一般国道183号	庄原市新庄町	C	2	無	2.9	0.0	1.2	5.11.7~ 5.11.8	66	57	○	○	30	27	26.6	7.4	○
163	一般国道432号	庄原市是松町	C	2	無	2.9	0.0	1.2	5.11.7~ 5.11.8	67	58	○	○	22	23	4.5	21.7	○
164	国道186号線	元町4丁目上市公園前	B	2	無	2.0	15.0	1.2	6.3.8	66	42	○	○	7	0	57.1	0.0	-
165	市道玖波・青木線	黒川2丁目インター高架下	B	2	無	1.0	8.0	1.2	6.3.8	63	-	○	-	57	-	10.5	-	-
166	県道大竹・湯来線	玖波町大人原集会所前	B	2	無	2.0	50.0	1.2	6.3.8	63	-	○	-	20	-	20.0	-	-
167	吉舎豊栄線	東広島市豊栄町吉原 2118-3	-	2	無	1.8	20.0	1.2	5.4.14	58	-	○	-	13	-	23.1	-	-
168	一般国道375号	東広島市豊栄町飯田816	-	2	無	1.4	14.5	1.2	5.4.14	69	-	○	-	54	-	18.5	-	-
169	吉舎豊栄線	東広島市豊栄町清武1094	-	2	無	1.3	8.0	1.2	5.4.14	62	-	○	-	14	-	7.1	-	-
170	吉田豊栄線	東広島市豊栄町別府41-3	-	2	無	1.7	35.0	1.2	5.4.14	70	-	○	-	31	-	29.0	-	-
171	一般国道375号	東広島市豊栄町 鍛冶屋437-7	B	2	無	1.1	25.0	1.2	5.4.14	68	-	○	-	63	-	15.9	-	-
172	市道鍛冶屋線	東広島市豊栄町乃美 2817-1	-	2	無	5.5	12.5	1.2	5.4.14	50	-	○	-	3	-	0.0	-	-
173	一般国道486号	東広島市豊栄町安宿 4025-1	-	2	無	3.8	12.5	1.2	5.4.14	62	-	○	-	23	-	26.1	-	-
174	大和福富線	東広島市豊栄町能良390-5	-	2	無	2.3	62.0	1.2	5.4.14	65	-	○	-	26	-	15.4	-	-
175	一般国道375号	東広島市福富町久芳 2300-1	B	2	無	2.1	18.5	1.2	5.4.14	70	-	○	-	101	-	21.8	-	-
176	一般国道375号	東広島市福富町久芳 3860-1	C	2	無	3.5	45.0	1.2	5.4.17	66	-	○	-	65	-	16.9	-	-
177	下竹仁久芳線	東広島市福富町久芳 4402-1	-	2	無	1.7	4.5	1.2	5.4.17	65	-	○	-	34	-	8.8	-	-
178	瀬野川福富本郷線	東広島市福富町 上竹仁247-4	-	2	無	1.8	15.5	1.2	5.4.18	68	-	○	-	26	-	30.8	-	-
179	瀬野川福富本郷線	東広島市福富町 下竹仁470-1	-	2	無	3.3	10.0	1.2	5.4.18	70	-	○	-	37	-	40.5	-	-
180	瀬野川福富本郷線	東広島市福富町 下竹仁937-2	B	2	無	2.5	50.0	1.2	5.4.17	67	-	○	-	18	-	16.7	-	-
181	一般国道375号	東広島市福富町 上戸野2502-3	-	2	無	2.5	24.0	1.2	5.4.17	68	-	○	-	81	-	16.0	-	-
182	瀬野川福富本郷線	東広島市河内町戸野 719-1	-	2	無	2.1	14.0	1.2	5.4.17	63	-	○	-	20	-	20.0	-	-
183	瀬野川福富本郷線	東広島市河内町河戸 2080-1	-	2	無	2.8	29.0	1.2	5.4.18	67	-	○	-	22	-	22.7	-	-
184	瀬野川福富本郷線	東広島市河内町 上河内847-1	-	2	無	3.4	26.0	1.2	5.4.17	65	-	○	-	19	-	36.8	-	-
185	瀬野川福富本郷線	東広島市河内町 上河内280-1	-	2	無	0.9	14.0	1.2	5.4.17	62	-	○	-	16	-	6.3	-	-
186	一般国道432号	東広島市河内町 中河内1204-1	B	2	無	1.4	4.0	1.2	5.4.17	61	-	○	-	21	-	9.5	-	-
187	一般国道432号	東広島市河内町入野 2056-1	-	2	無	4.3	17.0	1.2	5.4.17	62	-	○	-	30	-	16.7	-	-
188	東広島本郷忠海線	東広島市河内町入野 2730	-	2	無	1.0	6.0	1.2	5.4.17	63	-	○	-	43	-	20.9	-	-
189	一般国道432号	東広島市河内町入野 4430	-	2	無	2.5	53.0	1.2	5.4.17	66	-	○	-	59	-	25.4	-	-
190	吉川大多田線	東広島市黒瀬町 大多田1131-2	-	2	無	4.5	19.0	1.2	5.4.19	64	-	○	-	35	-	22.9	-	-
191	一般国道375号	東広島市黒瀬町南方 849-8	C	2	無	3.6	15.0	1.2	5.4.18	65	-	○	-	138	-	12.3	-	-
192	一般国道375号	東広島市黒瀬町 乃美尾352-11	B	2	無	1.4	8.0	1.2	5.4.18	70	-	○	-	167	-	13.8	-	-
193	矢野安浦線	東広島市黒瀬町櫛原 934-6	B	2	無	1.7	10.8	1.2	5.4.19	70	-	○	-	153	-	13.7	-	-
194	一般国道375号	東広島市黒瀬町丸山1367	C	2	無	1.3	10.0	1.2	5.4.18	68	-	○	-	159	-	11.9	-	-
195	小多田安浦線	東広島市黒瀬町 宗近柳国735-102	-	2	無	0.3	15.0	1.2	5.4.18	66	-	○	-	38	-	26.3	-	-
196	矢野安浦線	東広島市黒瀬町菅田856-4	-	2	無	5.0	14.0	1.2	5.4.18	68	-	○	-	109	-	10.1	-	-
197	一般国道185号(安芸津バイパス)	東広島市安芸津町 三津4682	B	2	無	4.3	22.0	1.2	5.4.4	57	-	○	-	24	-	16.7	-	-
198	安芸津下三永線	東広島市安芸津町 三津4953-1	B	2	無	2.1	20.0	1.2	5.4.4	70	-	○	-	58	-	22.4	-	-
199	安芸津下三永線	東広島市安芸津町 三津4401-8	B	2	無	4.9	27.0	1.2	5.4.4	63	-	○	-	83	-	2.4	-	-
200	一般国道185号	東広島市安芸津町 三津4090-3	C	2	無	2.9	9.0	1.2	5.4.4	66	-	○	-	88	-	5.7	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
201	一般国道 185 号	東広島市安芸津町木谷350-18	C 2 無	1.2	6.0	1.2	5.4.4	67	—	○	—	91	—	7.7	—	—
202	内海三津線	東広島市安芸津町風早757-2	B 2 無	1.9	5.0	1.2	5.4.4	65	—	○	—	37	—	13.5	—	—
203	一般国道 185 号	東広島市安芸津町小松原391-1	B 2 無	1.2	12.0	1.2	5.4.4	65	—	○	—	48	—	8.3	—	—
204	西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1398-5	- 2 無	7.7	69.0	1.2	5.4.11	63	—	○	—	148	—	6.1	—	—
205	西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1349-2	- 2 無	45.1	39.0	1.2	5.4.11	51	—	○	—	148	—	6.1	—	○
206	一般国道 375 号	東広島市高屋町稲木304-1	C 2 無	3.7	18.0	1.2	5.4.11	69	—	○	—	139	—	12.2	—	—
207	一般国道 375 号	東広島市高屋町稲木304-1	C 2 無	51.8	55.0	1.2	5.4.11	54	—	○	—	139	—	12.2	—	○
208	東広島本郷忠海線	東広島市高屋町小谷3300	B 2 無	1.8	18.0	1.2	5.4.11	66	—	○	—	95	—	10.5	—	—
209	東広島本郷忠海線	東広島市高屋町小谷3300	B 2 無	19.8	16.0	1.2	5.4.11	56	—	○	—	95	—	10.5	—	○
210	東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	- 2 無	1.7	17.0	1.2	5.4.12	72	—	×	—	65	—	18.5	—	—
211	東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	- 2 無	26.3	12.0	1.2	5.4.12	56	—	○	—	65	—	18.5	—	○
212	瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B 2 無	2.7	60.0	1.2	5.4.12	67	—	○	—	67	—	16.4	—	—
213	瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B 2 無	35.9	31.0	1.2	5.4.12	51	—	○	—	67	—	16.4	—	○
214	一般国道 486 号	東広島市西条御条町6-4	C 2 無	4.2	34.0	1.2	5.4.11	67	—	○	—	149	—	7.4	—	—
215	一般国道 486 号	東広島市西条御条町6-4	C 2 無	14.0	32.0	1.2	5.4.11	59	—	○	—	149	—	7.4	—	○
216	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B 4 無	7.5	25.0	1.2	5.4.11	63	—	○	—	144	—	7.6	—	—
217	市道西条駅大学線	東広島市西条町御園宇309-1	B 4 無	22.6	22.0	1.2	5.4.11	55	—	○	—	144	—	7.6	—	○
218	一般国道 375 号	東広島市西条町吉行880-1	B 4 無	4.5	32.0	1.2	5.4.11	67	—	○	—	240	—	6.3	—	—
219	一般国道 375 号	東広島市西条町吉行894	B 4 無	55.0	33.0	1.2	5.4.11	52	—	○	—	240	—	6.3	—	○
220	一般国道 375 号	東広島市西条町御園宇6485-1	B 4 無	8.4	20.0	1.2	5.4.11	65	—	○	—	307	—	8.8	—	—
221	一般国道 375 号	東広島市西条町御園宇6479	B 4 無	32.1	5.5	1.2	5.4.11	55	—	○	—	307	—	8.8	—	○
222	一般国道 375 号	東広島市鏡山三丁目12-26	C 2 無	4.7	5.0	1.2	5.4.11	67	—	○	—	186	—	11.8	—	—
223	一般国道 375 号	東広島市鏡山三丁目12-26	C 2 無	30.2	5.0	1.2	5.4.11	53	—	○	—	186	—	11.8	—	○
224	一般国道 2 号 (西条バイパス)	東広島市西条町御園宇725-18	B 2 有	17.6	2.0	1.2	5.4.11	54	—	○	—	160	—	33.8	—	—
225	一般国道 2 号 (西条バイパス)	東広島市西条町御園宇725-20	B 2 有	33.6	9.0	1.2	5.4.11	53	—	○	—	160	—	33.8	—	○
226	安芸津下三永線	東広島市三永一丁目5-23	C 4 無	6.7	37.0	1.2	5.4.4	62	—	○	—	112	—	10.7	—	—
227	馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	- 2 無	1.8	12.0	1.2	5.4.12	70	—	○	—	72	—	16.7	—	—
228	馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	- 2 無	17.1	6.0	1.2	5.4.12	58	—	○	—	72	—	16.7	—	○
229	津江八本松線	東広島市八本松町吉川246-7	B 2 無	1.4	21.0	1.2	5.4.12	65	—	○	—	45	—	11.1	—	—
230	津江八本松線	東広島市八本松町吉川333	B 2 無	25.4	16.0	1.2	5.4.12	49	—	○	—	45	—	11.1	—	○
231	馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C 2 無	1.5	12.4	1.2	5.4.13	68	—	○	—	68	—	25.0	—	—
232	馬木八本松線	東広島市八本松町原9247-1	C 2 無	44.8	29.0	1.2	5.4.13	47	—	○	—	68	—	25.0	—	○
233	市道八本松寺家線	東広島市八本松南五丁目5-14	A 2 無	2.5	6.0	1.2	5.4.10	61	—	○	—	47	—	6.4	—	—
234	一般国道 486 号	東広島市八本松東七丁目4-19	B 2 無	1.4	15.0	1.2	5.4.12	71	—	×	—	124	—	6.5	—	—
235	一般国道 486 号	東広島市八本松東七丁目5-6	B 2 無	25.9	37.0	1.2	5.4.12	55	—	○	—	124	—	6.5	—	○
236	東広島向原線	東広島市八本松飯田一丁目6-9	C 2 無	8.6	106.0	1.2	5.4.10	64	—	○	—	142	—	18.3	—	—
237	飯田吉行線	東広島市西条町寺家6084-1	B 2 無	2.7	12.0	1.2	5.4.13	66	—	○	—	133	—	0.6	—	—
238	市道吉行飯田線	東広島市西条町寺家4634	B 4 無	4.0	22.0	1.2	5.4.13	61	—	○	—	111	—	2.7	—	—
239	市道前谷磯松線	東広島市八本松東三丁目31-26	B 2 無	4.8	12.0	1.2	5.4.10	66	—	○	—	133	—	14.3	—	—
240	一般国道 375 号 (東広島呉道路)	東広島市西条町森近1091	- 2 無	10.6	40.0	1.2	5.4.10	59	—	○	—	154	—	25.3	—	—

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
241	吉川大多田線	東広島市黒瀬町大多田2066-1	-	2	無	1.2	25.0	1.2	5.4.12	68	-	○	-	46	-	34.8	-	-
242	志和インター線	東広島市志和町七条栴坂1440	C	2	無	0.7	30.5	1.2	5.4.5	71	-	×	-	77	-	33.8	-	-
243	市道土与丸上三永線	東広島市西条町助美936	B	2	無	3.2	15.0	1.2	5.4.13	59	-	○	-	32	-	9.4	-	-
244	市道西条中央巡回線	東広島市西条町助美693-1	B	2	無	5.2	82.0	1.2	5.4.13	61	-	○	-	56	-	10.7	-	-
245	市道土与丸上三永線	東広島市西条町上三永1621-1	-	2	無	3.6	43.0	1.2	5.4.4	61	-	○	-	31	-	29.0	-	-
246	一般国道375号(福富バイパス)	東広島市福富町久芳1539-26	-	2	無	6.1	49.0	1.2	5.4.17	58	-	○	-	29	-	10.3	-	-
247	小田白市線	東広島市河内町小田2212-2	-	2	無	2.2	28.0	1.2	5.4.17	56	-	○	-	12	-	8.3	-	-
248	一般国道2号(安芸バイパス)	東広島市八本松西五丁目15-12	B	2	有	29.7	17.0	1.2	5.4.13	45	-	○	-	297	-	23.9	-	-
249	瀬野川福富本郷線	東広島市志和町別府187-2	-	2	無	2.1	40.0	1.2	5.4.10	64	-	○	-	15	-	26.7	-	-
250	瀬野川福富本郷線	東広島市志和町別府1340-2	-	2	無	1.7	35.0	1.2	5.4.5	71	-	×	-	64	-	32.8	-	-
251	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番16号	C	4	無	4.8	8.8	1.2	6.2.14	63	-	○	-	85	-	7.1	-	-
252	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番	C	4	無	46.4	24.3	1.2	6.2.14	53	-	○	-	85	-	7.1	-	○
253	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A	2	無	2.9	4.3	1.2	6.2.14	61	-	×	-	49	-	0.0	-	-
254	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A	2	無	36.3	8.5	1.2	6.2.14	48	-	○	-	49	-	0.0	-	○
255	主要地方道廿日市佐伯線	廿日市市友田407番地1	C	2	無	0.9	10.2	1.2	6.2.14	71	-	×	-	128	-	16.4	-	-
256	主要地方道廿日市佐伯線	廿日市市友田407番地1	C	2	無	35.1	3.0	1.2	6.2.14	48	-	○	-	128	-	16.4	-	○
257	一般国道2号	廿日市市上の浜二丁目1番19号	C	2	無	1.6	27.0	1.2	5.1.12~1.13	71	69	×	×	215	98	23.3	34.9	-
258	一般国道2号	廿日市市上の浜二丁目1番19号	C	2	無	27.0	1.0	1.2	5.1.12~1.13	60	58	○	○	215	98	23.3	34.9	○
259	一般国道2号	廿日市市梅原一丁目1番	C	2	無	1.8	3.3	1.2	5.1.12~1.13	72	69	×	×	249	54	16.9	45.4	-
260	一般国道2号	廿日市市梅原一丁目1番	C	2	無	38.0	2.7	1.2	5.1.12~1.13	56	52	○	○	249	54	16.9	45.4	○
261	吉田豊栄線	安芸高田市吉田町吉田3446-1	B	2	無	1.6	17.7	1.2	5.12.5	65	-	○	-	49	-	6.1	-	-
262	一般国道54号	安芸高田市八千代町勝田1486	B	2	無	1.8	13.9	1.2	5.12.4	72	-	×	-	212	-	22.2	-	-
263	浜田八重可部線	安芸高田市八千代町上根849-1	B	2	無	1.7	11.7	1.2	5.12.4	64	-	○	-	27	-	29.6	-	-
264	浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田505	C	2	無	2.0	53.4	1.2	5.12.4	66	-	○	-	59	-	15.3	-	-
265	吉田邑南線	安芸高田市美土里町生田1836-6	-	2	無	3.2	32.5	1.2	5.12.6	62	-	○	-	4	-	50.0	-	-
266	一般国道433号線	安芸高田市美土里町北2514	-	2	無	2.4	28.0	1.2	5.12.6	58	-	○	-	5	-	20.0	-	-
267	金屋壬生線	安芸高田市美土里町本郷1888	-	2	無	1.2	16.4	1.2	5.12.6	66	-	○	-	24	-	25.0	-	-
268	甲田作木線	安芸高田市高宮町佐々部983	-	2	無	4.0	57.0	1.2	5.12.6	61	-	○	-	31	-	22.6	-	-
269	北船木線	安芸高田市高宮町船木81-4	-	2	無	2.6	8.9	1.2	5.12.6	58	-	○	-	13	-	23.1	-	-
270	三次美土里線	安芸高田市高宮町原田3899	B	2	無	3.3	36.4	1.2	5.12.6	64	-	○	-	33	-	21.2	-	-
271	下北甲田線	安芸高田市高宮町原田3430	B	2	無	4.6	71.5	1.2	5.12.6	61	-	○	-	24	-	16.7	-	-
272	世羅甲田線	安芸高田市甲田町高原1440	B	2	無	1.1	8.0	1.2	5.12.6	66	-	○	-	44	-	25.0	-	-
273	東広島向原線	安芸高田市向原町長田2554-6	C	2	無	2.8	2.3	1.2	5.12.5	58	-	○	-	9	-	0.0	-	-
274	吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂1636	C	2	無	2.6	19.0	1.2	5.12.5	65	-	○	-	14	-	14.3	-	-
275	江田島大柿線	江田島市江田島町髙部2丁目13-1	B	2	無	1.3	11.7	1.2	5.5.9	65	-	○	-	81	-	9.9	-	-
276	江田島大柿線	江田島市江田島町髙部2丁目13-1	B	2	無	31.3	16.1	1.2	5.5.9	46	-	○	-	81	-	9.9	-	○
277	一般国道487号	江田島市能美町鹿川12758-1	B	2	無	6.4	41.9	1.2	5.5.9	60	-	○	-	65	-	6.2	-	-
278	一般国道487号	江田島市能美町鹿川1275-3	B	2	無	57.4	11.2	1.2	5.5.9	46	-	○	-	65	-	6.2	-	○
279	高田沖美江田島線	江田島市沖美町美能937-2	B	2	無	2.9	27.8	1.2	5.5.9	56	-	○	-	14	-	0.0	-	-
280	高田沖美江田島線	江田島市沖美町美能833	B	2	無	26.9	50.0	1.2	5.5.9	54	-	○	-	14	-	0.0	-	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時~ 22時)	Leq (22時~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過							
281	一般国道487号	江田島市大柿町大君1817-49	C	2	無	3.1	9.7	1.2	5.5.9	66	—	○	—	114	—	11.4	—	—
282	一般国道487号	江田島市大柿町大君1817-20	C	2	無	26.1	6.0	1.2	5.5.9	48	—	○	—	114	—	11.4	—	○
283	県道広島中島線	府中町大須4-1-41	C	4	無	0.3	12.0	1.2	5.12.14~ 5.12.14	71	—	×	—	232	—	6.0	—	—
284	県道東海田広島線	府中町浜田1-2-18	B	4	無	0.8	3.7	1.2	5.12.14~ 5.12.14	67	—	○	—	187	—	7.0	—	—
285	県道広島海田線	府中町千代9-12	C	2	無	2.0	1.0	1.2	5.12.14~ 5.12.14	71	—	×	—	226	—	12.0	—	—
286	町道大須上岡田線	府中町本町4-4-14	B	2	無	0.5	3.2	1.2	5.12.14~ 5.12.14	65	—	○	—	104	—	4.8	—	—
287	県道広島海田線	府中町青崎南2-15	C	2	無	—	—	1.2	5.11.27~ 5.11.28	68	65	○	○	—	—	—	—	—
288	県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路端)	C	2	無	8.6	16.7	1.2	5.10.4~ 5.10.5	63	60	○	○	197	42	6.6	40.5	—
289	県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路後背地)	C	2	無	23.7	5.0	1.2	5.10.4~ 5.10.5	58	54	○	○	197	42	6.6	40.5	○
290	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハ-ラ-サツクロ-ス横道路端)	C	4	無	3.0	2.0	1.2	5.10.4~ 5.10.5	71	70	×	×	418	168	1.4	2.4	—
291	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハ-ラ-サツクロ-ス横道路後背地)	C	4	無	23.5	1.4	1.2	5.10.4~ 5.10.5	65	63	○	○	418	168	1.4	2.4	○
292	矢野安浦線	安芸郡熊野町中溝三丁目21番7号	B	2	無	20.0	—	1.2	5.10.17~ 5.10.18	53	49	○	○	—	—	—	—	○
293	矢野安浦線	安芸郡熊野町中溝三丁目21番7号	B	2	無	2.0	—	1.2	5.10.17~ 5.10.18	68	64	×	×	205	23	15.0	25.0	—
294	瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原九丁目6441-1	B	2	無	0.0	—	1.2	5.10.17~ 5.10.18	68	61	×	×	111	11	8.0	15.0	—
295	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園前	C	2	無	1.0	—	1.2	5.11.7~ 5.11.8	74	70	×	×	305	57	9.7	19.1	—
296	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園内	C	2	無	20.0	—	1.2	5.11.7~ 5.11.8	65	63	○	○	305	57	9.7	19.1	○
297	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園前	C	4	無	0.8	40.7	1.2	5.11.7~ 5.11.8	72	68	×	×	256	48	12.6	24.3	—
298	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園内	C	4	無	30.0	—	1.2	5.11.7~ 5.11.8	62	58	○	○	256	48	12.6	24.3	○
299	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業業機前	B	2	無	1.0	55.0	1.2	5.11.7~ 5.11.8	65	62	○	○	211	48	9.0	23.1	—
300	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業業機前	B	2	無	20.0	—	1.2	5.11.7~ 5.11.8	54	50	○	○	211	48	9.0	23.1	○
301	一般国道31号 (広島県道)	安芸郡坂町横浜中央3丁目10	B	4	無	9.3	—	1.2	5.10.26~ 5.10.27	56	47	○	○	227	38	18.1	5.3	—
302	一般国道31号 (広島県道)	安芸郡坂町横浜中央3丁目10	B	4	無	40.0	—	1.2	5.10.26~ 5.10.27	48	41	○	○	227	38	18.1	5.3	○
303	坂小屋浦線	安芸郡坂町平成ヶ浜5丁目2	B	2	無	6.7	—	1.2	5.10.19~ 5.10.20	59	51	○	○	23	6	30.4	0.0	—
304	坂小屋浦線	安芸郡坂町平成ヶ浜5丁目2	B	2	無	45.0	—	1.2	5.10.19~ 5.10.20	48	42	○	○	23	6	30.4	0.0	○
305	一般国道191号	安芸太田町 戸河内小学校前	B	2	無	30.0	50.0	1.2	5.12.27	61	—	○	—	31	—	3.2	—	○
306	一般国道191号	安芸太田町 戸河内松信園前	C	2	無	20.0	10.0	1.2	5.12.27	54	—	○	—	49	—	6.1	—	○
307	一般国道191号	安芸太田町 ふらっとホームつなみ	C	2	無	10.0	20.0	1.2	5.12.27	58	—	○	—	43	—	13.9	—	—
308	一般国道191号	安芸太田町 太田川森林組合	C	2	無	5.0	30.0	1.2	5.12.27	61	—	○	—	48	—	4.1	—	—
309	国道261号線	山県郡北広島町春木 エトセ トラ横	C	2	無	3.0	12.0	1.2	5.10.26	72	65	×	○	142	18	4.2	5.6	—
310	主要地方道 千代田八千代線	山県郡北広島町南方 元千代 田工業倉庫前	—	2	無	2.0	8.0	1.2	5.10.26	65	—	○	—	25	—	16.0	—	—
311	国道261号線	山県郡北広島町本地 本地総 合センター	—	2	無	3.0	30.0	1.2	5.10.26	69	62	○	○	57	5	8.8	40.0	—
312	国道261号線	山県郡北広島町春木 新宅謙 次宅前	B	2	無	2.0	5.0	1.2	5.10.26	71	66	×	×	105	20	7.6	15.0	—
313	主要地方道 千代田八千代線	山県郡北広島町南方 額田部 会館前	—	2	無	1.0	5.0	1.2	5.10.26	68	—	○	—	34	—	2.9	—	—
314	県道都志見千代田線	山県郡北広島町今田 千代田 病院前	B	2	無	3.0	20.0	1.2	5.10.26	59	—	○	—	19	—	0.0	—	—
315	国道433号線	山県郡北広島町舞網 大田鑄 造所前	—	2	無	1.0	15.0	1.2	5.10.26	63	56	○	○	19	5	5.3	20.0	—
316	県道八幡雲耕線	山県郡北広島町東八幡原 八 幡郵便局・消防屯所前	—	2	無	1.5	1.5	1.2	5.10.17	56	—	○	—	7	—	0.0	—	—
317	国道186号線	山県郡北広島町大元 旧雄鹿 原小学校前	—	2	無	1.5	10.0	1.2	5.10.17	59	—	○	—	17	—	11.7	—	—
318	国道186号線	山県郡北広島町荒神原 荒神 センター前	—	2	無	1.5	10.0	1.2	5.10.17	64	—	○	—	20	—	0.1	—	—
319	国道186号線	山県郡北広島町川小田 芸北 郵便局前	—	2	無	1.5	20.0	1.2	5.10.17	63	—	○	—	38	—	0.1	—	—
320	国道186号線	山県郡北広島町川小田 近藤 商店前	—	2	無	1.5	10.0	1.2	5.10.17	63	—	○	—	34	—	0.1	—	—

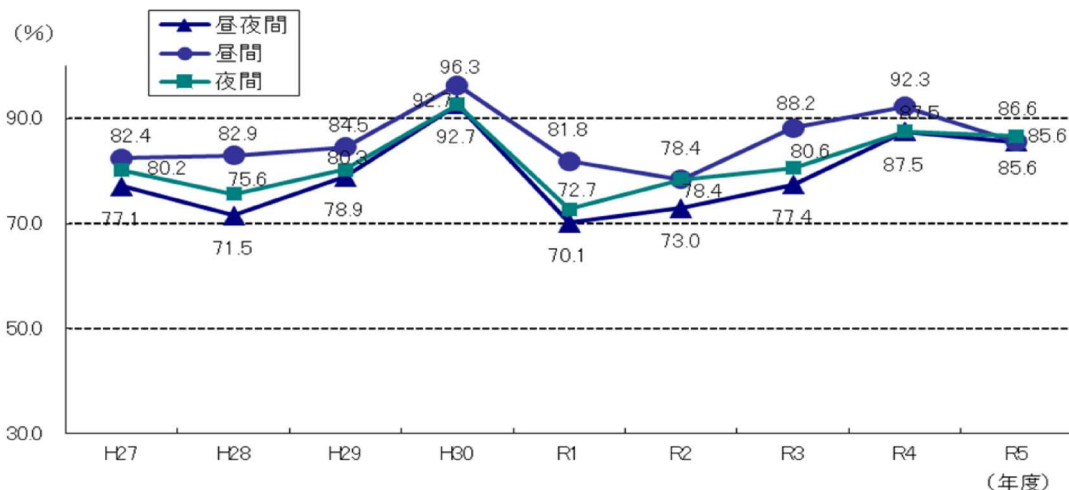
番号	道路名	測定場所	環境基準 類型	車線 数	防音壁の 有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		背後地
						車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
										Leq (6時~ 22時)	Leq (22時 ~ 6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過					
321	国道 186 号 線	山県郡北広島町細見 三叉路	—	2	無	1.5	7.0	1.2	5.10.17	61	—	○	—	37	—	0.1	—	—
322	主要地方道字豊平芸北線	山県郡北広島町移原 役場美 和出張所前	—	2	無	1.5	20.0	1.2	5.10.17	62	—	○	—	13	—	0.1	—	—
323	主要地方道 浜田八重可部線	山県郡北広島町大朝 松尾住 宅産業下	—	2	無	1.0	3.2	1.2	5.10.13	68	—	○	—	26	—	15.3	—	—
324	国道 261 号 線	山県郡北広島町大朝 鳴滝	—	2	無	1.0	5.5	1.2	5.10.13	64	—	○	—	59	—	6.7	—	—
325	国道 433 号 線	山県郡北広島町下石610-4	—	2	無	1.0	3.0	1.2	5.10.4	64	—	○	—	14	—	28.6	—	—
326	県道 烏帽子中原線	山県郡北広島町西宗1087-4	—	2	無	4.0	10.0	1.2	5.10.4	50	—	○	—	1	—	0.0	—	—
327	主要地方道字豊平芸北線	山県郡北広島町都志見4857-2	—	2	無	4.0	10.0	1.2	5.10.4	66	—	○	—	36	—	27.8	—	—
328	主要地方道字豊平芸北線	山県郡北広島町阿坂4435-5	—	2	無	2.0	10.0	1.2	5.10.4	70	—	○	—	48	—	12.5	—	—
329	県道 七曲千代田線	山県郡北広島町吉木1600	—	2	無	1.0	3.0	1.2	5.10.4	54	—	○	—	6	—	0.0	—	—
330	県道 澄合豊平線	山県郡北広島町長笹1562-2	—	2	無	1.0	3.0	1.2	5.10.4	62	—	○	—	3	—	33.3	—	—
331	県道 烏帽子中原線	山県郡北広島町阿坂1893-2	—	2	無	2.0	10.0	1.2	5.10.4	56	—	○	—	3	—	0.0	—	—

資料：県環境保全課、各市町

(注) 1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。

2 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

## 6 自動車騒音環境基準達成状況の経年変化



## 7 道路交通振動測定結果

(令和5年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
					車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
								(7時~19時)	(19~7時)	○要請限度以下 ×要請限度超過	○要請限度以下 ×要請限度超過		
1	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区己斐本町2丁目21番	第2種	5	5.8	0.0	5.9.25~5.9.28	40	38	○	○	197	45
2	一般国道31号	呉市天応南町5-28	第2種	2	1.4	0.5	5.9.25~5.9.26	53	43	○	○	212	-
3	一般国道375号	呉市郷原町7100	第2種	2	1.9	0.7	5.11.21~5.11.22	39	26	○	○	131	-
4	一般国道2号	尾道市久保三丁目2-8	第2種	2	1.0	17.0	5.11.21~5.11.24	39	31	○	○	162	26
5	一般国道2号(尾道バイパス)	尾道市栗原町3238-1	第1種	4	1.0	14.5	5.11.21~5.11.24	39	36	○	○	383	138
6	一般国道2号	福山市東桜町	第2種	6	0.0	-	5.11.8~5.11.9	47	46	○	○	454	97
7	一般国道2号	福山市引野町	第2種	4	0.0	-	5.11.8~5.11.9	54	51	○	○	301	112
8	県道広島海田線	府中町青崎南2-15	第2種	2	-	-	5.11.27~5.11.28	39	35	○	○	-	-
9	県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路端)	第2種	2	8.6	16.7	5.10.4~5.10.5	45	43	○	○	160	51
10	県道矢野海田線	安芸郡海田町曙町2番31号(曙公園道路後背地)	第2種	2	23.7	5.0	5.10.4~5.10.5	45	45	○	○	160	51
11	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハーレーサンタクロス横道路端)	第2種	4	3.0	2.0	5.10.4~5.10.5	44	38	○	○	370	162
12	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハーレーサンタクロス横道路後背地)	第2種	4	23.5	1.4	5.10.4~5.10.5	45	34	○	○	370	162
13	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園前	第2種	2	1.0	-	5.11.7~5.11.8	45	37	○	○	333	112
14	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園内	第2種	2	20.0	-	5.11.7~5.11.8	40	32	○	○	333	112
15	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園前	第2種	4	0.8	40.7	5.11.7~5.11.8	49	38	○	○	278	96
16	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園内	第2種	4	30.0	-	5.11.7~5.11.8	41	31	○	○	278	96
17	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業(株)前	第1種	2	1.0	55.0	5.11.7~5.11.8	44	36	○	○	219	94
18	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業(株)横	第1種	2	20.0	-	5.11.7~5.11.8	39	32	○	○	219	94

資料:各市町



8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(令和4年度)

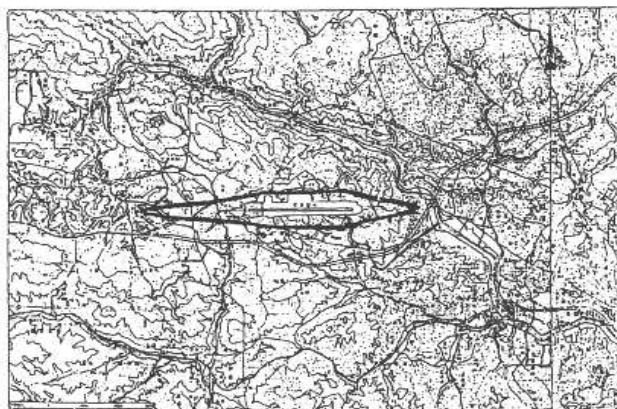
番号	市町	対象路線	区間延長 距離 (km)	評価対象 戸数	環境基準達成状況 (注)			
					昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
1	広島市	国道2号線、国道54号線他	651.6	176,759	170,553	2,675	768	2,763
					96.5%	1.5%	0.4%	1.6%
2	呉市	国道31号線、国道185号線他	72.2	15,507	15,356	16	133	2
					99.0%	0.1%	0.9%	0.0%
3	竹原市	国道2号線、国道432号線他	59.1	2,409	2,333	54	0	22
					96.8%	2.2%	0.0%	0.9%
4	三原市	国道2号線 主要地方道尾道三原線他	297.4	8,280	7,980	73	3	224
					96.4%	0.9%	0.0%	2.7%
5	尾道市	一般県道草深古市松永線 一般県道向島循環線他	172.4	9,411	9,251	0	157	3
					98.3%	0.0%	1.7%	0.0%
6	福山市	国道2号線、国道486号線他	97.6	13,744	13,285	104	45	310
					96.7%	0.8%	0.3%	2.3%
7	府中市	国道486号線他	106.6	2,716	2,593	55	0	68
					95.5%	2.0%	0.0%	2.5%
8	三次市	一般県道知塩町線 主要地方道三次高野線他	153.9	3,431	3,397	2	2	30
					99.0%	0.1%	0.1%	0.9%
9	庄原市	中国自動車道、国道183号線他	549.5	4,147	4,147	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	大竹市	一般国道2号他	56.4	1,952	1,770	94	1	87
					90.7%	4.8%	0.1%	4.5%
11	東広島市	国道2号線、185号線、375号線他	254.9	14,569	14,361	153	17	38
					98.6%	1.1%	0.1%	0.3%
12	廿日市市	国道2号線 一般県道廿日市港線他	25.2	2,975	2,547	247	6	175
					85.6%	8.3%	0.2%	5.9%
13	安芸高田市	国道54号線 下北甲田線他	105.4	2,015	1,990	7	0	18
					98.8%	0.3%	0.0%	0.9%
14	江田島市	国道487号線他	84.4	3,913	3,913	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	府中町	一般県道広島海田線、 一般県道府中祇園線他	6.4	2,706	2,592	23	76	15
					95.8%	0.8%	2.8%	0.6%
16	海田町	国道2号線、国道31号線、 一般県道矢野海田線	8.5	2,739	2,278	274	0	187
					83.2%	10.0%	0.0%	6.8%
17	熊野町	主要地方道矢野安浦線、 一般県道瀬野呉線	13.5	918	900	0	3	15
					98.0%	0.0%	0.3%	1.6%
18	坂町	国道31号線	14.7	875	833	20	1	21
					95.2%	2.3%	0.1%	2.4%
合計	14市4町	—	2,729.7	269,066	260,079	3,797	1,212	3,978
					96.7%	1.4%	0.5%	1.5%

資料：県環境保全課、各市

(注) 上段：基準達成戸数、下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島空港)



資料：県環境保全課

凡例  航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型Ⅱ)

## 10 航空機騒音短期測定結果

### (1) 広島空港

L<sub>den</sub> (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	R 5 年 度		
		9~10月調査	1月調査	平均値
1	東広島市河内町入野 元兼地区	45.4	49.1	47.3
2	" " " 杣木地区	50.2	51.3	50.8
3	" " " 有田峰団地	48.7	50.2	49.5
4	" " " 有田陰地区	46.6	47.4	47.0
5	" " " 徳広地区	46.0	48.8	47.4
6	" " " 栃木地区	44.8	47.4	46.1
7	" " " 中倉地区	43.0	45.1	44.1
8	" " " 木梨地区	41.0	44.9	43.0
9	" " " 大内原地区	43.3	47.7	45.5
10	" " " 大仙地区	45.0	48.8	46.9
11	三原市本郷町善入寺 本谷地区	40.1	43.2	41.7
12	" " 船木 平坂地区	50.8	49.3	50.1
13	" " " 菅地区	50.4	48.9	49.7
14	" " " 亀津地区	49.1	49.0	49.1
15	" " " 金売地区	49.2	49.6	49.4
16	" " " 川西下地区	48.2	48.9	48.6
17	" " " 片側東地区	50.8	50.3	50.6
18	" " " 兼広地区	48.4	48.5	48.5
19	" " " 下中筋下地区	47.6	47.1	47.4
20	" " " 中ノ谷地区	51.8	51.9	51.9

資料：県空港振興課

### (2) 広島ヘリポート ※令和5年度より、測定中止

## 11 航空機騒音常時測定結果

### (1) 広島空港

L<sub>den</sub> (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	R5年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	55.2
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	51.5
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	50.1
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	53.0
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	49.1

資料：県環境保全課

## 12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

## 13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

（令和5年度）

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ（m）	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル（dB）						振動レベル（dB）			列車速度（km/時）	測定列車本数	
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m			50m
							1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	R5.12.13	*75	*73			69
2	広島市西区横川新町	I	PC桁 バラスト	18.4	有	R5.12.18	62	62	60	59				47	47	160	28	
3	広島市中区西白島町	I	合成桁 バラスト	15.0	有	R5.12.14	*76	*73	68	62				41	40	122	22	
4	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	R5.12.12		75								281	20	
5	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	R5.12.12		73								279	20	
6	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	R5.12.13		75								255	20	
7	三原市長谷一丁目19番	II	高架	6.0	有	R5.12.13		72								258	20	
8	福山市山手町 （佐波町262-3の線路より北側付近）	I	高架	11.4	有	R5.10.25		*75	*74					58	53	255	20	
9	福山市東深津町三丁目2付近	II	高架	14.5	有	R5.11.2		68	66					51	47	222	20	
10	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	R5.12.23		66	61					45	41	193	20	

各市町調べ

- （注） 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。  
 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。  
 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。  
 4 騒音レベルの欄中\*印は、環境基準を超えているものを示す。  
 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

## 14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

### 15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

### 16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

### 17 騒音規制区域別の特定工場等数

(令和5年度)

総数	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
7450	107	2334	3477	1532
	(1.4%)	(31.3%)	(46.7%)	(20.6%)

## 18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

区分	特 定 施 設																			合 計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)	
	騒音規制法											生活環境保全条例											
	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	土 石 用 破 砕 機 等	織 造 機	建 設 用 資 材 製 造 機 械	穀 物 用 製 粉 機 械	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機	射 合 成 樹 形 脂 機 用	鑄 造 機	計	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	プ ロ ン ク ク マ リ シ ン ト	木 材 加 工 機 械	ダ イ カ ス ト マ シ ン	オ シ レ ー ト コ ン ベ ア	電 動 発 動 機				計
合計	7,800	22,403	1,096	936	138	427	3,708	11	1,086	1,679	211	39,495	17,317	8,226	118	5,515	242	158	490	32,066	71,561	7,450	100.0
西部	166	1,735	57	0	6	0	305	6	0	68	0	2,343	253	349	4	212	0	0	4	822	3,165	289	3.9
広島支所	710	801	17	0	4	26	95	0	12	188	109	1,962	1,202	402	3	130	74	21	11	1,843	3,805	311	4.2
呉支所	83	29	1	0	4	0	118	0	0	0	0	235	83	38	4	118	0	0	2	245	480	111	1.5
西部東	630	2,027	72	0	10	8	126	0	0	379	1	3,253	1,771	693	1	102	0	0	3	2,570	5,823	371	5.0
東部	987	2,634	157	71	29	5	401	0	0	165	13	4,462	1,608	1,100	25	471	44	0	17	3,265	7,727	1,039	13.9
福山支所	169	495	38	627	8	374	738	0	0	19	10	2,478	911	413	9	1,331	18	14	6	2,702	5,180	456	6.1
北部	368	364	108	0	10	0	223	0	59	89	15	1,236	537	170	6	234	45	0	8	1,000	2,236	289	3.9
政令市等	4,687	14,318	646	238	67	14	1,702	5	1,015	771	63	23,526	10,952	5,061	66	2,917	61	123	439	19,619	43,145	4,584	61.5

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。  
 2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。  
 3 政令市等とは、広島市、呉市、福山市を指す。

## 19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和5年度)

区 分	合 計	構成比(%)	るく い 作 業 打 機 等 を 使 用 す	るび よ う 打 機 を 使 用 す	作さ く 岩 機 を 使 用 す	る空 気 圧 縮 機 を 使 用 す	業ト コン ク リ ー ト プ ラ ン 等 を 設 け て 行 う 作	るパ ッ ク ホ ウ を 使 用 す	をトラ ク タ ー シ ョ ベ ル を 使 用 す る 作 業	する ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業
合計	1,545	100	154	2	1,015	190	1	173	3	7
西部	77	5.0	6	0	57	9	0	5	0	0
広島支所	81	5.2	12	0	35	20	0	14	0	0
呉支所	7	0.5	0	0	3	3	0	1	0	0
西部東	37	2.4	3	0	23	9	0	2	0	0
東部	144	9.3	7	0	95	15	0	25	1	1
福山支所	10	0.6	1	0	5	2	0	2	0	0
北部	18	1.2	1	0	12	2	0	3	0	0
政令市等	1,171	75.8	124	2	785	130	1	121	2	6

資料：県環境保全課

- (注) 政令市等とは、広島市、呉市、福山市を指す。

## 20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(令和5年度)

区 分	対象数	立入件数				計 画 変 更	改 善 勧 告	改 善 命 令
		件 数	騒音測定					
			件 数	基 準 適 合 数	基 準 不 適 合 数			
法	特定工場等	5,100	473	9	8	1	0	0
	特定建設作業	1,545	285	5	2	3	0	0
条例	特定工場等	4,885	39	4	4	0	0	0

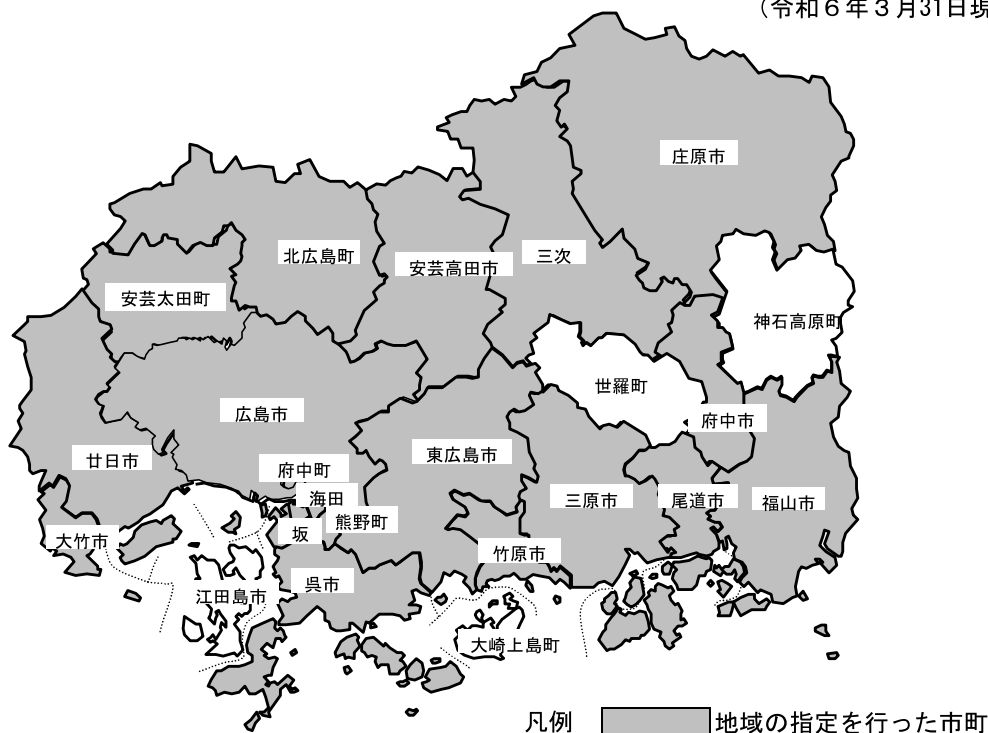
資料：県環境保全課

## 21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域

## 22 振動規制法に基づく地域の指定図

(令和6年3月31日現在)



資料：県環境保全課

## 23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間	夜間
		(午前7時～午後7時)	(午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

## 24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

## 25 振動規制区域別の特定工場等数

(令和6年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,701	784 (29.0%)	1,917 (71.0%)

資料：県環境保全課

## 26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和5年度)

区分	合計	構成比(%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	ロコックマリシント等ブ	木材加工機械	印刷機	ゴム練用ロール機等	合成樹脂用射出成形機	鑄造型機
合計	14,368	100.0	5,875	4,871	749	737	43	165	443	99	1,238	148
西部	504	3.5	119	288	25	0	2	28	0	0	42	0
広島支所	1,061	7.4	636	342	22	0	2	7	5	0	15	32
呉支所	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部東	1,247	8.7	391	544	83	0	1	5	0	6	217	0
東部	1,254	8.7	336	563	117	49	19	8	0	6	149	7
福山支所	871	6.1	119	192	29	441	2	6	0	17	31	34
北部	678	4.7	316	144	24	0	2	36	42	0	89	25
政令市等	8,753	60.9	3,958	2,798	449	247	15	75	396	70	695	50

資料: 県環境保全課

(注) 政令市等は、広島市、呉市、福山市を指す。

## 27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和5年度)

区分	合計	構成比(%)	作業用打撃機等	鋼球破壊機	舗装機	ブルドーザー
合計	867	100.0	145	0	8	714
西部	39	4.5	5	0	0	34
広島支所	51	5.9	13	0	0	38
呉支所	0	0.0	0	0	0	0
西部東	36	4.2	4	0	1	31
東部	66	7.6	7	0	1	58
福山支所	12	1.4	1	0	0	11
北部	10	1.2	1	0	0	9
政令市等	653	75.3	114	0	6	533

資料: 県環境保全課

(注) 政令市等は、広島市、呉市、福山市を指す。

## 28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(令和5年度)

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令
		件数	振動測定		計			
			件数	基準適合数				
特定工場等	2,701	198	6	6	0	0	0	
特定建設作業	867	22	2	2	0	0	0	

資料: 県環境保全課

## 29 悪臭防止法に基づく規制地域

(令和6年3月31日現在)

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	臭気指数規制
広島市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、北広島町、世羅町、神石高原町	全域	
安芸高田市	向原町の地域	

### 30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要			
		特定悪臭物質	規制基準設定の有無		
	敷地境界線		気体排出施設排出口	排水水	
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制	硫化水素	◎	◎	◎
		アンモニア、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	◎	◎	
		メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル	◎		◎
		アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	◎		
	臭気指数規制		規制基準設定の有無		
			敷地境界線	気体排出施設排出口	排水水
			◎	◎	◎
生活環境保全条例	指定施設について規制	施設の名称			
		動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設			

(注) ◎：規制基準あり

### 31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(令和6年3月31日現在)

区分	特定施設数									特定事業場数
	合計	構成比(%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料調理施設	鶏ふん乾燥施設	
合計	535	100.0	7	3	4	431	9	10	71	155
西部	2	0.4	1	0	1	0	0	0	0	1
広島支所	37	6.9	0	0	0	28	3	1	5	11
呉支所	2	0.4	0	0	0	2	0	0	0	2
西部東	26	4.9	0	0	0	24	0	0	2	4
東部	326	60.9	0	0	0	287	3	0	36	38
福山支所	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	66	12.3	2	0	0	48	1	1	14	50
政令市等	76	14.2	4	3	3	42	2	8	14	49

資料：県環境保全課

(注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。  
2 政令市等とは、広島市、呉市、福山市を指す。

### 32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(令和5年度)

悪臭測定			立入検査	改善勧告	改善命令
件数	基準適合数	基準不適合数			
180	147	33	74	1	0

資料：県環境保全課



## 第4 化学物質

### 1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

#### (1) 大気基準適用施設

(令和6年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	焼結鋳造用焼結炉	4	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	2	0	1
5	廃棄物焼却炉	184	2	0
	合 計	190	2	1

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

#### (2) 水質基準対象施設

(令和6年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	パルプ製造用漂白施設	2	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	1	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	50	0	0
16	PCBの処理施設	0	0	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	2	0	0
18	下水道終末処理施設	6	0	0
19	事業場の排水処理施設	1	0	0
	合 計	62	0	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

### 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

(令和5年度)

区 分	大気関係	水質関係	総 計
特定事業場数	139	37	176
特定施設数	190	62	252
立入検査実施施設数	118	5	123
行政検査件数	10	1	11
行政指導	10	0	10
改善命令	3	0	3
一時停止命令	3	0	3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

### 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

#### (1) 大気基準適用施設（排出ガス）

（令和6年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数※	自主測定報告施設数	基準適合施設数	未報告施設数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
焼結鈳製造用焼結炉	1	4	3	3	3	0
アルミニウム合金製造施設	1	2	2	2	2	0
廃棄物焼却炉	141	184	144	136	134	8
合計	143	190	149	141	139	8

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

#### (2) 水質基準対象施設（排水）

（令和6年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数※	自主測定報告事業場数	基準適合事業場数	未報告事業場数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
パルプ製造用漂白施設	1	2	2	2	2	0
カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	1	1	0	0	0	0
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	28	50	2	2	2	0
PCBの処理施設	0	0	0	0	0	0
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	2	1	1	1	0
下水道終末処理施設	5	6	5	5	5	0
事業場の排水処理施設	1	1	1	1	1	0
合計	37	62	11	11	11	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

### 4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

#### (1) 大気

（令和5年度）

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
			春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹油見公園	—	0.0072	—	0.0061	0.0067
		廿日市桂公園	—	0.0074	—	0.0094	0.0084
		海田高校	—	0.010	—	0.011	0.011
		東広島西条小学校	—	0.0070	—	0.014	0.011
		竹原高校	—	0.0075	—	0.0067	0.0071
		三原宮浦公園	—	0.014	—	0.0075	0.011
		尾道東高校	—	0.0081	—	0.0092	0.0087
		府中市教育センター	—	0.0080	—	0.015	0.012
		三次林業技術センター	—	0.0070	—	0.0067	0.0069
広島市	一般環境	国泰寺中学校	0.0076	0.0092	0.0061	0.015	0.0095
		井口小学校	0.0067	0.0052	0.0066	0.011	0.0074
		安佐南区役所	0.0085	0.0077	0.0061	0.015	0.0093
		可部小学校	0.0099	0.0082	0.0093	0.018	0.011
		安芸区スポーツセンター	0.0078	0.011	0.028	0.0086	0.014
呉市	発生源周辺	白岳小学校	—	0.013	—	0.012	0.013
	一般環境	明立小学校	—	0.0074	—	0.0062	0.0068
		昭和西小学校	—	0.0035	—	0.027	0.015
		呉高等学校	—	0.017	—	0.011	0.014
福山市	発生源周辺	曙小学校	0.010	0.014	0.014	0.023	0.015
	一般環境	松永小学校	0.033	0.015	0.079	0.013	0.035
		南小学校	0.011	0.0051	0.0078	0.014	0.009
		培遠中学校	0.015	0.017	0.025	0.025	0.021
		駅家北小学校	0.011	0.018	0.042	0.019	0.023
		神辺支所	0.016	0.014	0.019	0.027	0.019
		調査地点数		24			

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

## (2) 水質・底質

(令和5年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果	
		水域名・海域名 (海域の場合、測定地点番号)	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
国土交通省 中国地方 整備局	一般環境	芦田川下流	小水呑橋	0.47	0.25
		太田川上流 (2)	壬辰橋	0.082	0.22
		太田川下流	旭橋	0.070	0.39
		小瀬川 (2)	両国橋	0.11	0.22
		小瀬川 (3)	小瀬川河口	0.096	0.22
広島県	一般環境	御手洗川 (5-1)	金剛寺	0.042	—
		沼田川 (20-3-5)	入野川	0.068	—
		広島湾西部 (31-8)	大竹市小方沖	0.035	8.0
		燧灘北西部 (35-21)	三原市沖	0.031	3.6
広島市	一般環境	八幡川	泉橋	0.061	0.96
		太田川	安芸大橋	0.052	0.95
		鈴張川	宇津橋	0.066	0.97
		根谷川	根の谷橋	0.053	0.95
		三篠川	深川橋	0.075	0.96
		古川	大正橋	0.064	0.96
		猿猴川	東大橋	0.10	2.2
		府中大川	新大州橋	0.052	0.96
		瀬野川	貫道橋	0.056	0.95
		広島湾	江波沖	0.078	7.5
		広島湾	井口港沖	0.082	6.0
		広島湾	金輪島南	0.078	8.4
		海田湾	海田湾中央	0.084	18
		呉市	一般環境	二河川 (13-8)	松ヶ丘団地入口
二河川 (13-10)	山手橋			0.041	—
塚川 (51-3-35)	小春橋			0.041	—
仁方錦川 (52-4)	観音橋			0.11	—
呉地先海域 (三) (33-10)	昭和町沖			0.035	6.3
呉地先海域 (三) (33-37)	仁方錦川沖			0.036	4.2
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.32	0.28
		本郷川	吾妻橋	0.14	1.1
		瀬戸川	観音橋	0.47	0.42
		羽原川	本庄神社前	0.16	0.29
		山南川	矢川	0.15	0.39
		備讃瀬戸	備讃瀬戸 St. 36-3	0.034	4.9
調査地点数			34	28	

資料：国土交通省中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

## (3) 地下水

(令和5年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)
広島市	一般環境	広島市安佐南区沼田町	0.072
		広島市安佐南区緑井八丁目	0.066
		広島市安佐南区沼田町	0.073
		広島市安佐北区安佐町	0.065
		広島市佐伯区湯来町	0.070
調査地点数		5	

資料：広島市

## (4) 土壌

(令和5年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	安芸高田市立吉田中学校	0.065
		大崎上島町立東野小学校	0.020
		尾道東公園	0.15
広島市	一般環境	段原中学校	0.085
		翠町中学校	0.024
		楠那中学校	0.019
		似島中学校	0.11
		似島学園中学校	0.17
呉市	一般環境	発生源周辺 白岳小学校	0.79
		明立小学校	0.19
		昭和西小学校	0.10
		呉高等学校	1.2
福山市	一般環境	常金丸小学校	0.33
		神辺東中学校	0.099
		大成館中学校	0.14
		松永中学校	0.091
調査地点数		16	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

## 5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

水質

(令和5年度, 単位:  $\mu\text{g/L}$ )

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA
瀬野川	日浦橋	<0.05	<0.01	<0.01
黒瀬川(下流)	樋の詰橋	<0.05	<0.01	0.30
黒瀬川(深堂川)	磯松橋上流	<0.05	<0.01	<0.01
沼田川(下流)	潮止め堰上	<0.05	<0.01	<0.01
大田川	大田橋上流	<0.05	<0.01	<0.01
永慶寺川(下流)	下浜	<0.05	<0.01	<0.01
沼田川(上流)	入野川下流	<0.05	<0.01	<0.01
江の川(志路原川)	志路原川	<0.05	<0.01	<0.01

資料: 県環境保全課

(参考)

平成10~15年度全国調査結果の検出範囲( $\mu\text{g/L}$ )	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
	N. D. ~21	N. D. ~13	N. D. ~19	N. D. ~0.220	N. D. ~0.09	N. D. ~0.006

(参考)

予測無影響濃度 ノニルフェノール : 0.608 $\mu\text{g/L}$ 4-オクチルフェノール : 0.992 $\mu\text{g/L}$ ビスフェノールA : 24.7 $\mu\text{g/L}$	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。 なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
---	--

(注) 4-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。

環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。

但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-オクチルフェノールとして設定されている。

## 6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(令和5年度)

市場名	検体名	検体数	検出値 (ppm)
三次総合卸センター	内海内湾魚介類	1	0.02
地方卸売市場系崎水産市場	内海内湾魚介類	1	0.02
	内海内湾魚介類	1	<0.01

食品	鶏卵	検体数	検出値 (ppm)
	鶏肉	2	<0.01

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾魚介類	3ppm
食肉 (牛、豚、鶏)	0.5ppm
鶏卵	0.2ppm

## 7 水銀による魚介類の汚染調査結果

(令和5年度)

市場名	検体数	検出値 (ppm)
三次総合卸センター	1	0.08
地方卸売市場系崎水産市場	2	0.04, 0.05

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

総水銀	0.4ppm
(総水銀が0.4ppmを超える場合は、メチル水銀0.3ppm以下)	

## 8 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(令和5年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値(ppm)
TBT	天然	魚類	3	<0.02
	養殖	魚類	2	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
TPT	天然	魚類	3	<0.02
	養殖	魚類	2	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的1日許容摂取量

TBT : 1.6  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日 (80  $\mu\text{g}$ /体重 50kg 成人/日)

TPT : 0.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日 (25  $\mu\text{g}$ /体重 50kg 成人/日)

※魚介類の1人1日平均摂取量を96.8gとすると、

TBT : 0.826  $\mu\text{g}/\text{g}$

TPT : 0.258  $\mu\text{g}/\text{g}$

2 検出値の単位は、厚生労働省報告様式に基づきppmとした。

3 1ppmは1  $\mu\text{g}/\text{g}$ に相当する。

## 9 かきの重金属検査結果

(単位：ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	総クロム	亜硫酸	総水銀
1	R5.11.6	330	33	0.15	0.31	0.05	3.1	<0.01
2	R5.11.7	250	23	0.15	0.68	0.06	2.9	0.01
3	R5.11.7	440	28	0.14	0.35	0.03	2.3	0.01
4	R5.11.13	450	35	0.12	0.40	0.05	2.6	0.01
5	R5.11.13	290	22	0.09	0.59	0.04	2.8	<0.01
6	R5.11.14	120	11	0.28	0.24	0.04	2.0	0.01
7	R5.11.14	200	24	0.26	0.59	0.06	2.1	0.01
8	R5.11.14	170	23	0.17	0.45	0.05	2.0	0.01
9	R5.11.27	410	40	0.21	0.48	0.05	3.2	<0.01
10	R5.11.27	200	24	0.26	0.41	0.04	2.4	0.01
11	R5.11.27	240	40	0.32	0.39	0.09	2.5	<0.01
12	R5.11.27	250	27	0.28	0.35	0.04	2.7	0.01

資料：県食品生活衛生課

# 第5 自然環境

## 1 自然公園等位置図



## 2 自然公園の指定状況

(令和6年4月1日現在)

公園名	主要地域／市町村名	面積 (ha)			指定日	
		総面積	特別地域	普通地域		
瀬戸内海国立公園	宮島、仙酔島、野呂山、大久野島等	10,685 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,116	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1	
比婆道後帝釈国定公園	六の原、道後山、帝釈峡、吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25	
西中国山地国定公園	聖湖八幡原、牛小屋高原、三段峡、臥竜山、恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10	
県立自然公園	南原峡	広島市	925	925	0	S42. 9. 1
	山野峡	福山市、神石高原町	311	311	0	S42. 11. 14
	三倉岳	大竹市	499	499	0	S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市、三原市	614	614	0	S46. 11. 23
	仏通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0	S46. 11. 23
	神之瀬峡	三次市、庄原市	2,736	2,736	0	H10. 4. 30
自然公園計		37,857	34,741	3,116		

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の( )は、特別保護地区で内数である。

### 3 県自然環境保全地域一覧

(令和6年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普 通 地 区	区域指定	特別地区の指定
龍 頭 峡	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48.10.25	51.6.18
万 古 溪	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49.7.18	〃
当木島・釜戸岬	福山市	2.17	2.17	—	〃	51.12.24
魚 切 溪 谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53.3.24 (区域の拡張)	51.6.18
石 ケ 谷 峡	広島市	389.75	119.34	270.41	49.9.30	51.6.18
津田の明神山	世羅町	66.69	22.54	44.15	49.11.14	51.12.24
常 清 滝	三次市	54.13	23.23	30.90	50.3.14	〃
八 国 見 山	庄原市	80.59	43.06	37.53	〃	〃
柏 島	呉市	39.65	39.65	—	51.12.24	—
小 掛 峡	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	〃	—
指 谷 山	庄原市	88.25	77.74	10.51	〃	—
大 峯 山	廿日市市・広島市	39.89	39.89	—	〃	—
福 王 寺 山	広島市	136.98	66.11	70.87	〃	—
男 鹿 山	世羅町	43.71	11.63	32.08	〃	—
湯 の 山	広島市	85.11	85.11	—	52.1.19	—
滝 山 峡	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53.3.24	—
大 沢 湿 原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53.12.1	—
黒川の明神山	世羅町	19.89	19.89	—	〃	—
神 之 瀬 峡	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54.12.1	—
岳 山	府中市	44.72	37.02	7.70	〃	—
阿 下 川	神石高原町	54.27	54.27	—	〃	—
猫 山	庄原市	65.03	65.03 (29.26)	—	57.7.19	—
品 の 滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	〃	—
吾妻榎原谷	庄原市	87.52	87.52	—	〃	—
上田の明神山	三次市	10.19	—	10.19	58.3.31	—
八 幡 湿 原	北広島町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59.3.31	59.10.1
女 亀 山	三次市	5.75	5.75 (5.75)	—	62.3.31	62.7.27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注：1 特別地区欄の( )は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区の指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。



#### 4 自然海浜保全地区一覽

(令和6年4月1日現在)

名 称	所在地	面積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然／半自然	"
七浦	呉市	0.27	300	"	"
千汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3. 31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然／半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9. 22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3. 31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3. 31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中小島	呉市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3. 31
恋ヶ浜	呉市	0.84	300	自然	S62. 3. 31
大浦崎	呉市	0.04	720	"	H 2. 3. 31
須之浦	呉市	1.37	700	"	H 3. 3. 31
計	19 地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

#### 5 緑地環境保全地域一覽

(令和6年4月1日現在)

名 称	市 町 村	面積 (ha)	指定年月日
三永水源地	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺	尾道市	7.72	"
大坊	福山市	10.17	"
五品岳	庄原市	13.61	"
郡山	安芸高田市	95.34	S49. 4. 19
深山峡	安芸太田町	31.48	S49. 7. 18
大宮八幡宮	東広島市	2.59	"
蓮華寺	広島市	167.14	S49. 10. 1
風土記の丘	三次市	160.54	S50. 2. 12
古鷹鶴	江田島市	90.72	S50. 3. 14
立花山	神石高原町	12.48	"
龍山	尾道市	1.13	"
国貞山	北広島町	3.71	S51. 12. 24
東山溪谷	安芸高田市	1.50	S56. 9. 11
今高野	廿日市市・広島市	53.50	S58. 3. 31
榊山	世羅町	20.47	S60. 3. 30
日高嶽	東広島市	4.21	"
葦山八幡神社	呉市	3.13	S63. 3. 31
大富山城跡	庄原市	60.32	H元. 3. 31
天神鼻	呉市	1.50	"
	庄原市	3.71	"
	呉市	2.01	H3. 3. 31
計	22 地域	818.48	

資料：県自然環境課

## 6 自然公園内の許可等の処理状況

(令和5年度)

区 分	特別保護地区			特別地域											公園事業同意 (認可)		
	許 可			許 可									届 出		道路	野営場	その他
	工作物の新増築	土地の形状変更	動物の捕獲等	工作物の新増築	木竹の伐採・損傷	取 鉢物の掘採・土石の採	広告物の設置	土地の形状変更	指定植物の採取	指定動物の捕獲	指定区域内の立入	及ぼす行為 風致の維持に影響を	既着手行為	木竹の植栽等			
西中国山地国定公園	6	—	2	14	8	2	1	1	2	2	1	—	—	—	—	—	3
比婆道後帝釈峡国定公園	—	—	—	20	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
南原峡県立自然公園	—	—	—	2	1	—	2	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
山野峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：県自然環境課

## 7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長
		延長 k m	%	延長 k m	%	延長 k m	%	延長 k m	%	k m
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

資料：環境省 第2回～第5回自然環境保全基礎調査

## 8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全国	142,459	65,156	49,380	5,920

資料：環境省 第5回(平成7・8年度)自然環境保全基礎調査

## 9 保安林面積

(単位：千 ha)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
水源かん養保安林	162	162	163	163	163	163	163	163	164	164	164
災害防備保安林	81	81	82	82	82	82	82	82	82	82	85
その他保安林	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	4
計	250	250	252	252	252	252	252	252	253	253	253

資料：県森林保全課

## 10 鳥獣保護区等一覧

### (1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	令和15年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	令和15年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	令和15年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	310	令和15年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	令和14年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	令和14年10月31日	
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	令和13年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	令和13年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	令和12年10月31日	
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町, 向原町	673	令和12年10月31日	
石ヶ谷峡・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	389	令和11年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	令和10年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	令和10年10月31日	
岩子鳥獣保護区	尾道市向島町	245	令和10年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	令和10年10月31日	
比婆山鳥獣保護区(比婆山特別保護地区)	庄原市西城町ほか	3,233	令和8年10月31日	403
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	令和8年10月31日	
苅尾鳥獣保護区(苅尾特別保護地区)	山県郡北広島町	638	令和8年10月31日	114
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	95	令和8年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	令和7年10月31日	
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	令和7年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	令和7年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和, 山県郡安芸太田町	536	令和7年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	令和7年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	呉市川尻町	282	令和7年10月31日	
宮島鳥獣保護区(弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397	令和6年10月31日	203
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	令和6年10月31日	
龍頭峡鳥獣保護区	福山市山野町	271	令和6年10月31日	
南原峡鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	令和6年10月31日	
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	令和6年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	令和6年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	令和6年10月31日	
上野鳥獣保護区	庄原市	93	令和6年10月31日	
帝釈峡鳥獣保護区(帝釈峡特別保護地区)	庄原市東城町ほか	730	令和6年10月31日	159
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	令和6年10月31日	
三段峡鳥獣保護区(三段峡特別保護地区)	山県郡安芸太田町	1,350	令和6年10月31日	499
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	令和6年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	令和6年10月31日	
休山鳥獣保護区	呉市警固屋町	1,860	令和6年10月31日	
	計	30,837		1,378

### (2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	令和15年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	125	令和15年10月31日	
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町, 北広島町	134	令和13年10月31日	
樽床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	令和13年10月31日	
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	令和11年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市, 尾道市	1,582	令和10年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	令和10年10月31日	
津々木鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,255	令和6年10月31日	
斎島周辺鳥獣保護区(斎島周辺特別保護地区)	呉市蒲刈町ほか	9,340	令和6年10月31日	6,230
	計	14,431		6,230

## (3) 身近な鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	令和15年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	令和15年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	令和15年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	令和15年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	令和15年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	令和15年10月31日	
仙酔山鳥獣保護区	福山市鞆町	94	令和14年10月31日	
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区、安佐北区	433	令和14年10月31日	
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	令和13年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	令和13年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	令和13年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	令和13年10月31日	
万古溪鳥獣保護区	廿日市市	64	令和13年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	令和13年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	令和13年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	令和12年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	令和12年10月31日	
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	令和12年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	令和12年10月31日	
鶴学園学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	令和11年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	令和11年10月31日	
龍頭峡鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	令和11年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	令和11年10月31日	
八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	令和11年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	令和11年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	令和11年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	令和11年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	令和11年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	令和11年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	令和10年10月31日	
三育学院学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	令和10年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	令和10年10月31日	
柏島鳥獣保護区	呉市川尻町	40	令和10年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市、庄原市	438	令和9年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区(大浜崎特別保護地区)	因島市大浜町	35	令和9年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	令和8年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	令和8年10月31日	337
グリーンピアせとうち鳥獣保護区	呉市安浦町	344	令和8年10月31日	
槇原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	令和7年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	令和6年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄町ほか	477	令和6年10月31日	
大久野島鳥獣保護区	竹原市	70	令和6年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	令和6年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	令和6年10月31日	
	計	8,185		354

資料: 県自然環境課

## 11 有害鳥獣の捕獲(有害捕獲数)

(単位:頭,羽)

区分	年度								
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
イノシシ	19,296	17,917	19,412	20,567	25,064	21,721	24,862	21,555	
シカ	6,831	7,092	6,685	7,216	9,293	9,029	9,992	11,250	
サル	225	306	319	182	322	205	197	250	
カラス	1,471	2,059	3,270	3,348	2,797	3,331	3,376	2,595	

## 第6 温暖化対策関係

### 1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位: 万t-CO<sub>2</sub>)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	伸び率 (H25~R2)
産 業	4,094.2	4,082.4	4,098.5	4,040.1	4,074.5	3,863.8	3,706.2	3,190.9	-22.1%
うち工業プロセス	96.3	95.5	96.5	95.1	96.1	91.7	86.5	74.0	-23.2%
うちエネルギー転換	104.6	77.8	79.3	101.5	105.8	90.8	69.4	85.1	-18.6%
運 輸	613.1	638.1	596.9	583.5	588.0	584.4	574.6	514.6	-16.1%
民生(家庭)	578.6	513.8	501.0	516.6	456.1	453.5	384.8	413.9	-28.5%
民生(業務)	405.3	373.7	365.2	365.9	313.9	287.8	239.5	200.8	-50.5%
廃 棄 物	44.8	46.6	46.9	47.2	45.2	41.2	42.7	41.2	-8.1%
合 計	5,736.1	5,654.7	5,608.4	5,553.3	5,477.7	5,230.7	4,947.8	4,361.2	-24.0%

注1) 産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2) 数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

注3) 第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度であるH25年度からの伸び率としている。

資料: 県環境政策課

### 2 電力消費量(広島県)

(単位: TJ)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	伸び率 (H25~R2)
民生(家庭)	23,711	22,120	21,079	22,151	20,338	21,666	19,293	21,327	-10.1%
民生(業務)	17,076	15,864	15,673	15,792	13,434	12,910	11,147	9,259	-45.8%
計	40,787	37,984	36,752	37,943	33,772	34,576	30,440	30,586	-25.0%

資料: 県環境政策課

### 3 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位: 千kl)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
A重油	458	395	357	349	370	348	331	334	319	353	330
C重油	332	277	312	301	283	264	232	224	229	227	198
軽 油	833	831	821	790	768	787	758	737	765	741	751
灯 油	280	259	223	218	233	212	202	195	187	167	162
ナフサ・ジェット油	57	56	53	51	52	55	59	20	23	37	40
揮発油	1,248	1,174	1,170	1,154	1,142	1,112	1,101	1,005	1,012	1,029	1,016
計	3,208	2,992	2,936	2,863	2,848	2,778	2,683	2,515	2,535	2,554	2,496

資料: 県環境政策課

### 4 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位: 千台)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
乗用車	856	851	849	853	854	853	851	850	845	841
貨物自動車	121	121	121	120	120	121	123	123	124	125
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	817	834	841	844	849	855	858	863	868	875
その他	68	69	70	71	71	72	72	73	75	76
計	1,867	1,880	1,886	1,893	1,899	1,906	1,909	1,914	1,916	1,922

資料: 県環境政策課

### 5 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位: 件)

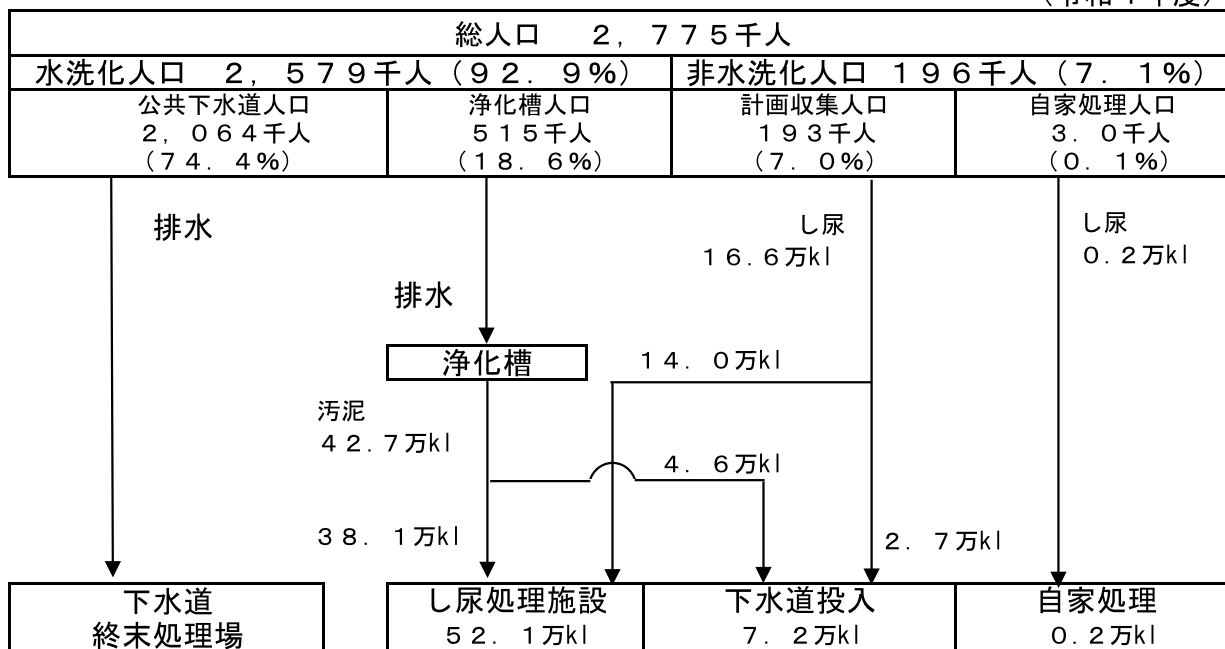
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
設置件数	15,882	3,357	6,884	7,773	7,879	7,775	4,210	4,433	4,169	3,615	4,222	4,239	3,395	3,649	5,196	86,618

資料: 県環境政策課

# 第7 廃棄物対策関係

## 1 し尿処理の概況

(令和4年度)



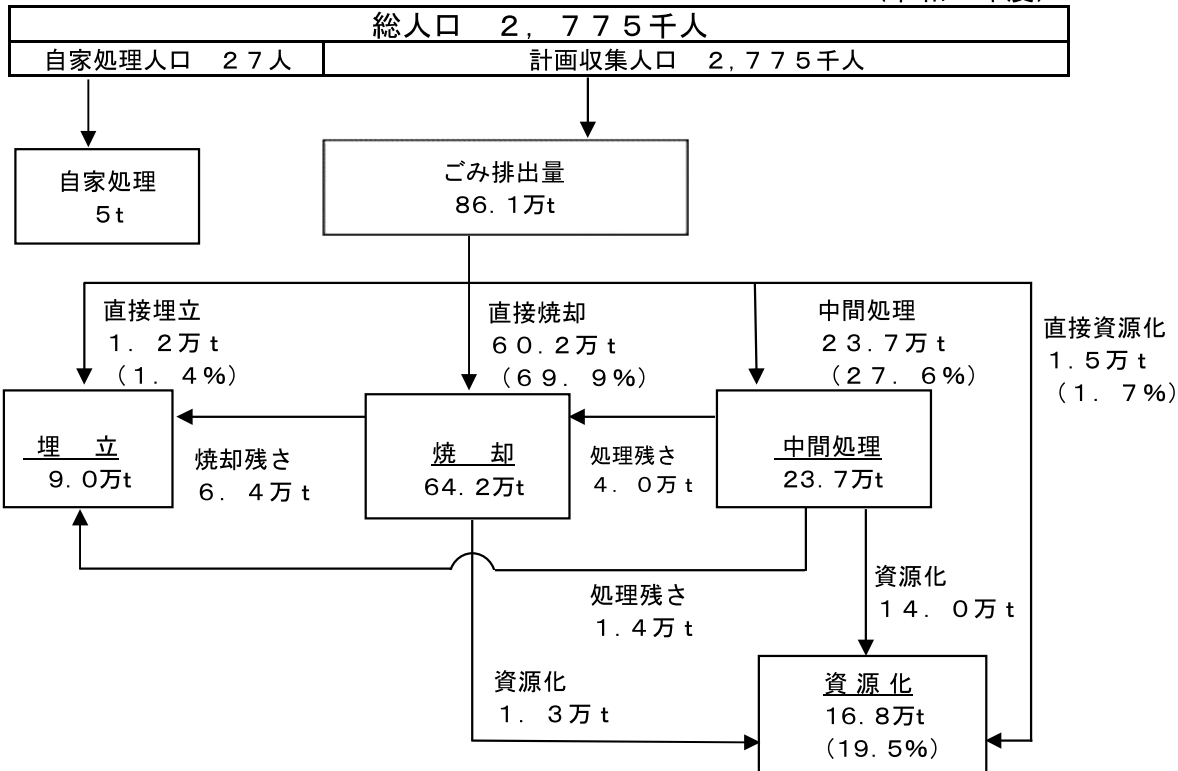
資料: 県循環型社会課

(注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽(集落排水処理施設等を含む。)を利用してし尿等を処理している人口をいう。

## 2 ごみ処理の概況

(令和4年度)



資料: 県循環型社会課

(注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。

### 3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位：t)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
無色ガラス	6,065	5,794	5,701	5,378	5,035	5,195	4,489	4,356	4,070
茶色ガラス	5,901	5,784	5,517	5,172	5,044	4,944	4,518	4,555	4,375
その他のガラス	2,531	2,372	2,332	2,317	2,266	2,215	2,212	2,167	2,191
その他の紙	0	0	0	0	0	20	0	0	0
ペットボトル	4,312	4,542	4,705	4,967	4,896	5,054	5,236	5,322	5,237
その他のプラスチック	24,272	23,929	23,349	22,437	22,183	22,700	22,458	22,508	21,644
うち白色トレイ	8	8	6	6	4	4	6	6	7
スチール	3,251	3,124	3,008	2,971	3,100	2,876	2,662	2,463	2,297
アルミ	2,726	2,861	2,817	2,897	2,952	3,281	3,234	2,923	2,729
段ボール	8,017	7,873	7,754	8,100	8,689	11,385	11,668	11,483	10,737
飲料用紙パック	77	66	66	56	55	52	53	58	52
計	57,152	56,345	55,249	54,295	54,220	57,722	56,530	55,835	53,332

資料：県循環型社会課

### 4 広島県分別収集促進計画(第10期)の概要

(単位：t)

対象品目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
特定分別基準適合物	無色のガラス	4,430	4,405	4,387	4,357	4,324
	茶色のガラス	4,432	4,379	4,347	4,299	4,251
	その他のガラス	2,128	2,118	2,113	2,099	2,087
	その他の紙	491	491	491	490	488
	ペットボトル	5,237	5,253	5,286	5,293	5,303
	その他のプラスチック	22,140	22,097	22,118	22,017	21,919
	うち白色トレイ	15	15	15	15	15
	小計	38,859	38,742	38,742	38,554	38,371
法第2条第6項物	スチール	2,662	2,636	2,616	2,589	2,564
	アルミ	3,303	3,304	3,314	3,311	3,309
	段ボール	12,435	12,417	12,412	12,370	12,333
	紙パック	113	111	111	110	110
	小計	18,513	18,469	18,453	18,380	18,316
合計	57,371	57,211	57,195	56,934	56,687	

資料：県循環型社会課

### 5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(令和6年3月31日)

区分	登録業者数			許可業者数	
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破砕業	
				(破砕前)	(破砕)
広島県	180	83	32	19	0
広島市	135	55	10	4	0
呉市	45	15	2	2	0
福山市	154	61	19	8	0
計	514	214	63	33	0

資料：県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

### 6 産業廃棄物処理業者許可状況

(令和6年3月31日)

区分	広島県	広島市	呉市	福山市	
産業廃棄物	収集運搬	4,644	167	36	60
	処分	233	114	29	73
	小計	4,877	281	65	133
特別管理産業廃棄物	収集運搬	628	28	5	10
	処分	20	6	3	4
	小計	648	34	8	14
合計	5,525	315	73	147	

資料：県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1つの業者が複数の区分、複数の自治体の許可を有する場合、それぞれ計上している。

## 第8 その他

### 1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(令和5年度)

区分	合計	西部	広島支所	呉支所	西部東	東部	福山支所	北部	政令市等	
		取扱件数 (原因者数)	合計 (構成比%)	1,316 100.0	114 8.7	70 5.3	15 1.1	151 11.5	271 20.6	33 2.5
取扱件数内訳	大気汚染	315	46	7	0	60	36	12	5	149
	水質汚濁	212	10	14	0	24	20	9	5	130
	騒音	322	24	16	0	20	12	8	3	239
	振動	29	1	2	0	0	3	0	0	23
	悪臭	153	17	12	0	12	16	3	6	87
	土壌汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	地盤沈下	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	その他	283	16	19	15	34	184	1	9	5

資料：県環境保全課

(注)政令市等は、広島市、呉市、福山市を指す。

### 2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(令和5年度)

発生源	種類別	合計	会社・事業所																			分類不能の産業	その他	不明	
			農業、林業	漁業	砂鉱業、採探石業、採業	建設業	製造業	熱電供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業	学術研究・専門・技術	飲食サービス業	宿泊業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)				公務(他に分類されるものを除く)
(原因者数)	合計	1,316	25	6	5	226	141	13	0	25	25	0	9	3	36	21	3	14	4	34	9	25	399	61	232
	(構成比%)	100.0	1.9	0.5	0.4	17.2	10.7	1.0	0.0	1.9	1.9	0.0	0.7	0.2	2.7	1.6	0.2	1.1	0.3	2.6	0.7	1.9	30.3	4.6	17.6
取扱件数内訳	大気汚染	315	3	1	2	57	32	2	0	4	7	0	0	0	4	0	0	5	0	3	0	4	157	6	28
	水質汚濁	212	6	2	1	9	21	6	0	7	4	0	2	0	6	4	0	3	0	7	0	4	38	14	78
	騒音	322	1	1	1	115	47	2	0	12	11	0	2	1	18	9	3	4	3	16	1	8	23	18	26
	振動	29	0	0	0	22	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	悪臭	153	12	0	1	10	30	0	0	1	1	0	1	1	8	3	0	0	1	5	1	5	33	7	33
	土壌汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	その他	283	3	2	0	13	8	2	0	1	2	0	4	1	0	5	0	1	0	3	7	4	148	12	67

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数



### 3 公害苦情事案の処理状況

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	総 数	解 決 件 数	解 決 率 (%)	
取扱件数	1,332	1,241	93.2	1,284	1,195	93.1	1,233	1,132	91.8	1,316	1,173	89.1	
公害の 種類	大気汚染	302	294	97.4	302	290	96.0	283	268	94.7	315	289	91.8
	水質汚濁	211	204	96.7	225	216	96.0	204	194	95.1	212	193	91.0
	騒音	365	324	88.8	321	281	87.5	295	257	87.1	322	292	90.7
	振動	26	24	92.3	23	22	95.7	18	16	88.9	29	29	100.0
	悪臭	170	145	85.3	166	147	88.6	159	133	83.6	153	115	75.2
	土壌汚染	4	4	100.0	0	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	地盤沈下	0	0	0.0	1	1	100.0	0	0	—	1	1	100.0
	その他	254	246	96.9	246	238	96.7	273	263	96.3	283	253	89.4

### 4 環境保全協定締結状況

(令和6年3月31日現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大竹市	日本製紙株式会社	昭和46年8月26日 " 50年9月23日 平成9年10月1日 平成15年4月1日 平成20年4月1日 平成24年10月1日 平成25年3月4日	日本紙業株式会社と協定締結 全部改訂 日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継 日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継 日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙株式会社に承継 日本大昭和板紙株式会社に承継 全部改訂
	三菱ケミカル株式会社	昭和46年10月5日 " 50年9月2日	三菱レイヨン株式会社と協定締結 全部改訂
	株式会社ダイセル	昭和46年11月25日	協定締結
	三井化学株式会社	" 50年9月23日	全部改訂
	三井・ダウ ポリケミカル株式会社	昭和46年11月25日 " 50年9月23日 平成4年6月15日	協定締結 全部改訂 一部改訂
県 福山市	JFEスチール株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成15年4月1日	日本鋼管株式会社と協定締結 一部改訂 日本鋼管株式会社から承継
	瀬戸内共同火力株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成18年7月1日	福山共同火力株式会社と協定締結 一部改訂 福山共同火力株式会社から承継
	日本化薬株式会社	昭和51年9月14日 " 57年3月31日	日本化薬株式会社と協定締結 一部改訂
県 呉市	日本製鉄株式会社	昭和47年12月13日 " 59年3月31日 令和6年3月22日	日新製鋼株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂
	王子マテリア株式会社	昭和59年3月31日 平成元年4月1日 " 24年10月1日	東洋パルプ株式会社と協定締結 王子製紙株式会社と協定締結 王子製紙株式会社から承継
県 尾道市	横浜ゴム株式会社	昭和48年9月25日 平成9年11月6日 " 11年3月17日 " 20年6月3日 " 23年8月23日 " 25年3月27日	横浜ゴム株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂
県 竹原市	電源開発株式会社	昭和49年1月22日 " 55年4月19日 平成26年11月27日 令和5年9月28日	電源開発株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂 一部改訂
県 大崎上島町	中国電力株式会社	平成7年11月20日 " 15年6月23日	中国電力株式会社と協定締結 一部改訂
	大崎クールジェン株式会社	平成25年1月15日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

## 5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業

(令和6年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	意見送付日
(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業	北広島町	風力発電所	約 58,000kw	準備書 R5. 8. 22
(仮称) 益田匹見風力発電事業	北広島町、安芸太田町	風力発電所	約 54,000kw	準備書 R4. 9. 22
(仮称) 広島西ウインドファーム事業	広島市、廿日市市、安芸太田町	風力発電所	約 154,800kw	方法書 R3. 7. 15

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業

(令和6年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4.7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16.7万kw	H24. 12. 4
竹原火力発電所新1号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60万kw	H25. 12. 20
福山共同発電所更新計画	福山市	火力発電所	23万kw	H30. 2. 27
(仮称) 大佐山風力発電事業	北広島町	風力発電所	約 58,000kw	H30. 7. 3 事業廃止

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業

(令和6年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	意見送付日
(仮称) 平良丘陵開発土地地区画整理事業	廿日市市	土地地区画整理事業	70.2ha	準備書 R4. 5. 13
呉市次期ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	254t/日	方法書 R6. 3. 18

(4) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業

(令和6年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kl/日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kl/日	H22. 12. 13
広島中央エコパーク整備事業	東広島市、竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kl/日	H27. 4. 20
海田バイオマス混焼発電所設置計画	海田町	火力発電所	11.2万kw	H28. 12. 5
福山市次期ごみ処理施設整備事業	福山市	廃棄物処理施設	600t/日	R2. 6. 5

(5) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業

(令和6年3月31日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2,500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲斐郡総持町、双三郡三良町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J&P36Hひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島エアポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11



7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表

(令和5年度)

県計画記載事項				R5年度関係課等の事業等の実施・進捗状況				
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容		
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出	(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止	現存する藻場・干潟等の保全	水産課	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止について周知を図った。	
		水産基盤整備事業	藻場及び干潟の造成の推進	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、藻礁等を含む)造成面積(H23～R2年度までの累計)17.0ha	水産課	水産基盤整備事業	藻場及び干潟の造成の推進	
		海域環境創造事業	八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	人工による干潟機能の回復、知見の集積	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	
		生物多様性保全推進事業	ミヤジマンボ生息地の保全管理	ミヤジマンボの絶滅回避	自然環境課	生物多様性保全推進事業	ミヤジマンボ生息地の保全管理	
	(2) 自然海浜の保全等	漁場環境・生態系保全向上対策事業	漁場環境保全のための基礎調査の実施 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	保全活動箇所数8か所(R2年度)	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	漁場環境保全のための基礎調査の実施 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	
		自然海浜の保全	自然海浜保全地区における開発等の規制	指定海浜の保全	自然環境課	自然海浜の保全	自然海浜保全地区における開発等の規制	
	(3) 底質改善対策・窪地対策の推進	海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	燧灘の県エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な漁場環境の修復方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。	
		水産基盤整備事業	漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業	海底堆積物除去の実施	
		海域環境創造事業	福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	
	(4) 埋立に当たっての環境保全に対する配慮	美しい川づくり事業	広島駅周辺地区の猿猴川において浚渫及び石灰炭造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業	平成30年7月豪雨、令和3年豪雨に伴う災害対応のため、事業実施なし。	
		公用水面埋立法施行業務	工事の場所や規模に応じた、環境への影響の回避・低減を条件とした埋立の承認	環境への影響の回避・低減	港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施	
	(5) 環境配慮型構造物の採用	海岸保全事業	生物の生息環境の創出に資する海岸整備の推進	採用件数の増加	港湾漁港整備課	該当無し	該当無し	
	2 水質の保全及び管理	(1) 水質総量削減制度等の実施	水質汚濁防止法等施行業務	発生負荷量(H26年度目標値) COD 53t/日以下 窒素42t/日以下 りん2.4t/日以下 次期目標はH28年度策定予定 環境基準達成率 COD 達成率の向上 窒素 100% りん 100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施 令和4年10月に策定した第9次総量削減計画の推進 発生負荷量(R4年度) COD 37t/日 窒素 40t/日 りん 2.3t/日	
			農畜水産業の指導業務	耕畜連携支援モデル事業の推進 養殖漁場の環境管理の適正化指導	発生負荷量(農畜水産関係等)(H26年度目標値) COD 6t/日以下 窒素17t/日以下 りん0.8t/日以下 次期目標はH28年度策定予定	環境保全課 畜産課	水質汚濁防止法施行業務 資源循環型畜産推進指導事業	工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施 発生負荷量(農畜水産関係)(R4年度) COD 6t/日 窒素 16t/日 りん 0.7t/日 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき畜産環境問題発生時に畜産農家等へ重点指導を行うとともに、定期的な巡回指導を行う。また、家畜排せつ物の適正な処理及び利用促進のため、啓発及び情報提供を行う。
			湾灘協議会	流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	瀬戸内(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備讃瀬戸)の湾灘協議会を運営
赤潮対策			「広島県赤潮対策マニュアル」に基づき、風、海流等の情報交換による監視通報の体制強化、赤潮対策に関する調査研究の推進	赤潮被害の低減	水産課	赤潮貝毒漁場環境監視事業	漁場環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施	
(2) 下水道等の整備の促進		生活排水処理対策	広島県汚水適正処理構想に基づいた各種生活排水処理施設の効率的な整備 ・公共下水道及び流域下水道の整備 ・個別浄化槽の設置の推進 ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備	各処理人口普及率92.5% 下水道人口普及率77.9% (R7年度まで)※ 8か所(R2年度)	循環型社会課 都市環境整備課 流域下水道課 農業基盤課 港湾漁港整備課	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 公共下水道整備事業 流域下水道整備事業 農業集落排水事業 漁業集落環境整備事業	浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助 公共下水道及び流域下水道の整備 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善を図る。 漁業集落における排水処理施設の整備	
		海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	燧灘の県エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な漁場環境の修復方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。	
(3) 水質及び底質環境の改善		水産基盤整備事業	漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業	海底堆積物除去の実施	
		海域環境創造事業	福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	
		美しい川づくり事業	広島駅周辺地区の猿猴川において浚渫及び石灰炭造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業	平成30年7月豪雨、令和3年豪雨に伴う災害対応のため、事業実施なし。	
(4) 有害物質等の低減のための対策		水質汚濁防止法等施行業務	排水基準の遵守の徹底、特定施設の設定等の許可・届出制度を適切に運用し、水質環境基準の達成維持	排水基準の達成率100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	工場・事業場に立入検査を行うとともに、排水検査を実施するなどして、排水基準の遵守状況を確認	
	ダイオキシン類等対策事業	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場等への排水基準の遵守の徹底	環境基準達成率100%の維持	環境保全課	ダイオキシン類等対策事業	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施した。		

県計画記載事項				R5年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
2 水質の保全及び管理	(4) 有害物質等の低減のための対策	PRTR法施行業務	○ 特定化学物質の排出量の把握及び排出削減に向けた適正管理の推進	排出量の削減	環境保全課	PRTR推進事業	○ 特定化学物質の排出削減に向けた適正管理を推進するため、排出量の把握及び届出情報の提供等を行った。
		PCB廃棄物の適正処理等	○ PCB廃棄物(トランス、コンデンサ等)の適正な保管の指導、「ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく適正な処理の推進	処理率 100%(R元年度)	産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進事業	○ 「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処理を推進
	(5) 油等による汚染の防止	油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 事故時の迅速な対応のための油処理機材等の備蓄 ○ 流出した油の処理及び原因者への防除作業の指導 ○ 海上保安部が行う規制や監視取締り等に対する情報提供による海洋汚染の未然防止	現状より減少	危機管理課	石油コンビナート等災害防止法に基づく、油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び排出油等の流出拡大対策
					消防保安課	水質事故対策	○ 関係機関と連携し、事故時の迅速な対応のための連絡体制の整備・対応
					環境保全課	水質事故対策	○ 関係機関と連携し、事故時の迅速な対応のための連絡体制の整備・対応
	(6) 海水浴場等の保全	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査の実施、公表	情報提供の徹底	環境保全課	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査を実施するとともに、関係市町実施分もとりまとめて公表する。
	(7) 廃棄物の処理施設の整備	廃棄物の排出抑制等の推進	○ リデュース・リユースの推進 ○ リサイクル製品の使用促進	(一般廃棄物) 排出量 87.4万t以下 再生利用量 排出量に占める割合 19%以上 最終処分量 10.3万t以下 (R2年度まで※)	循環型社会課	一般廃棄物対策事業	○ 一般廃棄物処理計画(市町)の策定指導及び一般廃棄物の排出量等の実態調査の実施。
(産業廃棄物) 排出量 1,480万t以下 再生利用量 排出量に占める割合 73.1%以上 最終処分量 排出量に占める割合 2.4%以下 (R2年度まで※)				産業廃棄物対策課	産業廃棄物処理実態調査事業	○ 県内の産業廃棄物の排出量等を調査・把握することにより、県廃棄物処理計画の進行管理に必要な基礎資料を得る。	
(8) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	河川改良事業	○ 芦田川支流の瀬戸川の浄化施設の維持管理	BOD除去率 30%を下回らない	河川課	単独河川維持修繕事業	○ 芦田川水環境改善アクションプランの取組みの一環として、瀬戸川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。	
	湾灘協議会	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会を設置し、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備前瀬戸)の湾灘協議会を運営	
	広島湾再生推進会議	○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進(各事業主体の事業を一元的に取りまとめ進行管理)	中間評価を踏まえた計画の推進 (H28年度まで※)	技術企画課	広島湾再生推進会議	○ 森・川・海の健やかなつながりを活かし、豊かな広島湾を保全・再生する。	
3 自然景観及び文化的景観の保全	(1) 自然公園等の保全	瀬戸内海国立公園内での自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設整備	優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進	自然環境課	国立公園等整備事業 自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設の改修 歩道回収(榎乗寺)、トイレ改修(火山、野呂山)など
		自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金の支給	自然環境の適正な保全	自然環境課	自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金を支給
		開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導	自然公園の保護	自然環境課	開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導
	(2) 緑地等の保全	採石条例施行業務	○ 林地等の保全に配慮した採取計画の認可、採石条例の適切な運用 ○ 森林法に基づく保安林の指定による立木伐採・開発行為等の制限	採石場における緑地の確保	技術企画課	採石条例施行業務	○ 林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行確保を図る
		保安林制度及び林地開発許可制度	○ 林地開発許可制度の適正な運用による乱開発防止	土砂流出防止、風致等森林の公益的機能の保全、森林の乱開発防止	森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度	○ 保安林制度は、森林の有する公益的機能に着目し、安全かつ快適な国民生活を保持することに資する制度。 ○ 林地開発許可制度は保安林以外の森林であっても、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とした制度。
		漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	○ 快適にして潤いのある漁業集落の形成、その他住民の健康増進及び防災安全の確保(市町実施事業)	漁業集落の生活環境等の改善	港湾漁港整備課	該当なし	○ 該当なし
		ひろしまの森づくり事業	○ 間伐等による人工林の健全化、放置された里山林の整備 ○ 住民団体やNPO法人等の森林保全活動等の支援	森林の持つ公益的機能の維持発揮 ※R3まで	森林保全課	ひろしまの森づくり事業	○ 土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体やNPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動等を支援
		森林病害虫駆除事業	○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害など原因となる森林病害虫の蔓延防止	松くい虫、ナラ枯れ防除対策の推進による森林の健全な状態での文化財を保存	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 森林病害虫駆除事業	○ 保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松くい虫、その他森林病害虫等の的確な防除を実施し、森林の保全を実施
	(3) 史跡・名勝、天然記念物等の保全	文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理事業等への補助	良好な状態で文化財を保存	教育委員会文化財課	文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理等
	(4) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進	瀬戸内海海ごみ対策関連事業	○ 海岸漂着物等対策推進計画の策定による、計画的な海ごみの回収及び発生抑制対策の取組	海岸をきれいな状態に維持 自主的な清掃活動の継続	環境保全課	海ごみ対策推進事業	○ 海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、市町の海岸漂着物処理を推進
海岸一斉清掃		○ 住民等の参加による河川、海岸等の清掃活動の推進	海岸清掃活動参加者 20,000人/年 (R2年度)	環境保全課	海岸一斉清掃	○ 江田島市において海岸一斉清掃を実施	
放置艇対策事業		○ 放置艇の撤去指導、代執行等 ○ 廃船の処理等	放置艇の解消	港湾振興課	○ 法令に基づき海域利用の規制(占用許可)等を行った。 ○ 新たに尾道系崎港等の一部を放置等禁止区域として指定した。 ○ 小型船舶用泊地(係留可能場所)を数箇所確保し、プレジャーボート所有者に対して使用許可手続を行った。		
(5) エコツーリズム等の推進	エコツーリズム等の推進	○ 自然景観とそれに調和した文化的景観を活用したエコツーリズムの推進	エコツーリズム実施エリアの増加	環境保全課	エコツーリズム等の推進	○ 瀬戸内ツーリズム推進協議会、宮島エコツーリズム推進協議会に参加した。	
(6) 島しょ部の環境の保全	島しょ部における環境保全活動の促進	○ 環境保全活動を行う団体に対する活動支援	各島1団体以上	環境保全課	島しょ部における環境保全活動の促進	○ 島しょ部で活動するせとうち海環隊に対して関係市町と協力して団体の活動を支援	

県計画記載事項				R5年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
4 水産資源の持続的な利用の確保	水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした藻場・干潟の造成等、漁場生産基盤の整備	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、魚礁等を含む)造成面積(H23～32年度までの累計)※17.0ha 海底耕うん・海底ごみ除去の継続	水産課	水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進 ○ 海底堆積物除去の実施	
	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援	海砂利採取跡地における魚礁等整備箇所数1か所/年	水産課	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援	
	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	保全活動箇所数8か所(R2年度)	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	
	栽培漁業センター運営事業 瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 広島県栽培漁業センターにおける放流用種苗の大量生産及び供給 ○ 地域の核となる重点魚種を集中放流するための種苗の供給体制の整備	重点魚種(ガザミ、キジハタ、オニオコゼ、カサゴ)の種苗生産数量増加	水産課	瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 県東部海域において、ガザミ、カサゴ、県中西部海域において、オニオコゼ、キジハタの種苗放流を実施	
	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 漁業者等が実施する資源管理型漁業の推進 ○ 漁業関係法令の適切な運用による水産資源の保護及び漁業秩序の維持	漁業資源の持続的利用の確保 漁業生産額(海面漁業)42億円(R2年度) (イワシ類、アサリ類を除く)	水産課	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 集中放流実施地区における体長制限等の自主的な資源管理の実施 ○ 対象魚種について、漁業者による漁獲状況の定期報告等を受理した。 漁業関係法令の運用により、水産資源の保護及び漁業秩序の維持に努めた。	
	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止を目的とした、その原因となる鳥獣の生息数及び生息範囲の適正な管理	被害を与えるカワウの個体数の減少(H28年度に数値目標の設定を検討)	自然環境課	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 生息状況調査の実施 ○ 被害対策の実施	
5 推進基盤の整備	(1) 水質等の監視測定	水質常時監視	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、測定調査を実施	水質測定計画に基づく調査の継続	環境保全課	水質常時監視	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、測定調査を実施
		発生源水質連続測定データの監視	○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視	水質の継続的な監視	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を、週報対象工場9社に対し実施した。
	(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等	漁場環境総合監視事業 赤潮貝毒漁場監視事業	○ 漁場環境を把握するための水質・プランクトン等の基礎調査 ○ 貝毒・ノロウイルス実態調査	漁場環境の監視継続 毒化した貝類の流出防止 赤潮被害の低減	総合技術研究所	・漁場環境監視事業 ・資源評価調査事業 ・漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止)	○ 貝毒行政検査件数(R5年度) 167検体
		調査研究	○ 海域の底層環境と底生生物の関連性について	岸域の環境の保全、再生及び創出に必要に対応策への反映	総合技術研究所	令和元年度基礎研究課題	○ 広島湾海域の酸素消費に関連する有機物の挙動について解析
	(3) 広域的な連携の強化等	瀬戸内海環境保全知事市長会議	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等と連携した取組を実施	広域的な施策の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (公社)瀬戸内海環境保全協会	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等と連携した取組を実施
		クリーン太田川	○ 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃	同規模の活動の継続	道路河川管理課	クリーン太田川	○ 参加者(R5年度) 203団体、11,890人
		広島湾再生推進会議	○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進 (各事業主体の事業を一元的に取りまとめる進行管理)	中間評価を踏まえた計画の推進 (H28年度まで※)	技術企画課	広島湾再生推進会議	○ 第2期計画に取り組みとともに、「さとうみ創生コミュニティ」を発展的に解消し、官民連携組織「広島湾さとうみネットワーク」の設立の準備を推進
	(4) 情報提供、広報の充実	湾灘協議会	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備前瀬戸)の湾灘協議会を運営
		情報提供	○ 県HP「エコひろしま」等による情報提供	情報発信の継続	環境保全課	県HP「エコひろしま」等による情報提供	○ 県HP「エコひろしま」にて、県内の公共用水域・海水浴場の水質の調査結果等の瀬戸内海の保全に関する情報を掲載し情報発信を行っている。
	(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進	広島県アダプト制度(マイロードシステム)	○ 県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動を行っている地域住民団体等をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援	同規模の活動の継続	道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロードシステム)	○ 県管理の道路や河川の清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、現にボランティア活動を行っている住民団体、企業や個人をアダプト活動認定団体(マイロード認定団体・ラブリバー認定団体)に認定し、表示板を設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
		せとうち海援隊支援事業	○ 海域の自然環境への関心の向上を図り、環境を良好に維持していくため、生物観察活動や海岸清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動支援(傷害保険の加入、活動資材の提供、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)	新規認定年1団体以上	環境保全課	せとうち海援隊支援事業	○ 県内の海岸で生物調査や清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、活動資材の提供等)
		環境活動リーダー養成	○ 地域において自主的な環境活動を担うリーダー人材の育成	100人(R2年度までの累計)	環境政策課	環境学習講師専門研修	○ 地域における自主的な環境活動を講師として支援できる者を育成
子どもエコクラブ活動促進		○ 幼児から高校生までが地域で自主的な環境活動を進めるための支援や会員募集	同規模の活動の継続	環境政策課	子どもエコクラブの支援	○ 幼児から高校生までが地域で自主的な環境活動を進めるための情報提供や会員募集を実施	
湾灘協議会		○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備前瀬戸)の湾灘協議会を運営	
環境保全アドバイザー制度		○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援	同規模の活動の継続	環境政策課	環境保全アドバイザー制度	○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を登録し、県民の環境保全活動を支援	
(6) 環境教育・環境学習の推進	環境学習講師派遣事業	○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣	派遣者数の増加	環境政策課	環境学習講師派遣事業	○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣	
	教員研修の推進	○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上	同規模の活動の継続	教育委員会個別最適な学び担当	教員研修の推進	地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上	
	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 海岸生物調査マニュアルを使用した住民による生物調査の推進 ○ 活動団体による観察会の結果などの公表、情報共有	自主的な生物調査の拡大	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 調査マニュアルを活用した生物調査や観察会を行う団体等に対して活動資材の提供等の支援を行った。	

## 8 せとうち海援隊認定団体

(令和6年3月31日現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	NTTドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジこどもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川、海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜、大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地、猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市)、宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦、包ヶ浦(廿日市市)
	TEAM NARU	鳴川海岸(廿日市市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野、白湯(呉市)
	S S F C海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川、鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市民公益活動団体 Team JIN「仁」	大浦崎海岸(呉市)ほか
	F B J広島フィッシング倶楽部	上蒲刈島等の海岸(呉市)
	沖の手陸援隊	沖の手、七浦海岸、小島、塩谷
	一般社団法人広島湾地域資源ネットワーク	長瀬海岸、入鹿海岸
	学校法人進徳学園 進徳女子高等学校	元宇品海岸
株式会社フィッシュフレンズ	旧みなと公園及び周辺海岸、東部浄化センター護岸	
一般社団法人 江田島カヌークラブ	ヒューマンビーチ長瀬、江田島市内の海浜	
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸、忠海高校前海岸(竹原市)
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	大串海岸、野賀海岸(大崎上島町)
尾三	くる <sup>2</sup> (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上、佐木、向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸、下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸、百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	特定非営利活動法人しまなみの心	備後灘、燧灘海域の海岸(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜、しやごしの浜、家廻の浜(福山市)

資料：県環境保全課

### 9 こどもエコクラブ数、メンバー数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
メンバー数	2,457	3,118	2,249	1,924	1,057	1,094	961	718	753	557	419
サポーター数	537	666	543	310	183	169	182	127	122	120	112
クラブ数	49	53	47	52	41	38	45	38	45	49	49

資料：県環境政策課

### 10 緑の少年団、団員数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
団員数	2,843	2,795	2,949	2,975	2,956	2,974	3,129	3,033	2,867	2,971	2,740
団 数	35	36	34	33	32	32	30	29	27	28	27

資料：県森林保全課

### 11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(令和6年8月27日現在)

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)	件数		種 別 (種 類)	件数		
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	16				16
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1				1
	小 計	26				26
重 要 文 化 財	建 造 物	59	重 要 文 化 財	建 造 物	45	104
	絵 画	11		絵 画	51	62
	彫 刻	44		彫 刻	94	138
	工 芸 品	61		工 芸 品	55	116
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	20		書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	71
	考 古 資 料	5		考 古 資 料	18	23
	歴 史 資 料	5		歴 史 資 料	4	9
	小 計	205		小 計	318	523
重 要 無 形 文 化 財	0		無 形 文 化 財	2	2	
重 要 有 形 民 俗 文 化 財	7		有 形 民 俗 文 化 財	5	12	
重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4		無 形 民 俗 文 化 財	67	71	
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	1				1
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	2				2
	史 跡	29		史 跡	125	154
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	115	130
	小 計	56		名 勝 天 然 記 念 物	1	1
		小 計	247	303		
重 要 伝 統 的 建 造 物 群	4				4	
合 計	302		合 計	639	941	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						2
登 録 文 化 財	登録有形文化財					299
	登録有形民俗文化財					1
	登録記念物					3

資料：県文化財課



## 12 都市公園整備現況

(令和5年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,893	412.0
	近隣公園	115	228.6
	地区公園	27	145.3
	計	3,035	785.9
都市基幹公園	総合公園	28	430.7
	運動公園	20	296.2
	計	48	726.9
特殊公園		30	669.5
広域公園		5	291.2
都市緑地・緑道		173	202.4
国営公園		1	338.8
計		209	1,501.9
合計		3,292	3,014.7

資料：県都市環境整備課

(注1)特殊公園には、風致公園、歴史公園、動・植物公園、墓園を含む。

(注2)都市緑地・緑道には、緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークを含む。

(注3)表示数値以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 13 県・市町の環境保全関係規程等

#### (1) 県

区 分		名 称
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	そ の 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに磷及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準	

国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画、広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画、広島県災害廃棄物処理計画 生物多様性広島戦略 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画	

(2) 市町(条例)

市町名	条例の名称
広島市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ばい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例 呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
竹原市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例 竹原市景観条例 竹原市屋外広告物条例
三原市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例 三原市水源保全条例
尾道市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福山市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例
府中市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三次市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例 三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例
庄原市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例 庄原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
大竹市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東広島市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例
廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 廿日市市景観条例
安芸高田市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続に関する条例 安芸高田市環境基本条例 安芸高田市不法投棄防止条例

江田島市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海田町	海田町美しいまちづくり条例 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世羅町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

### (3) 市町（計画）

市町名	計画の名称
広島市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策実行計画 広島市景観計画 広島市災害廃棄物処理計画
呉市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画 呉市地域気候変動適応計画 呉市災害廃棄物処理計画
竹原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化防止実行計画 竹原市地域防災計画
三原市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画 三原市地域防災計画
尾道市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画 尾道市災害廃棄物処理計画
福山市	第二次福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 福山市災害廃棄物処理計画
府中市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画 府中市災害廃棄物処理計画
三次市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画 三次市災害廃棄物処理計画
庄原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化防止実行計画 竹原市景観計画 竹原市災害廃棄物処理計画
大竹市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画 大竹市災害廃棄物処理計画
東広島市	第2次東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策実行計画 東広島市災害廃棄物処理計画
廿日市市	廿日市市環境基本計画 廿日市市景観計画 廿日市市災害廃棄物処理計画
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン 安芸高田市災害廃棄物処理計画
江田島市	江田島市環境基本計画 江田島市地球温暖化対策実行計画 江田島市地域防災計画
府中町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

	府中町災害廃棄物処理計画
海田町	海田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 海田町地域防災計画
熊野町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン 熊野町災害廃棄物処理計画
坂町	坂町環境基本計画 坂町地球温暖化対策実行計画 坂町災害廃棄物処理計画
安芸太田町	安芸太田町環境基本計画（骨子） 安芸太田町地域新エネルギービジョン 安芸太田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 安芸太田町災害廃棄物処理計画
北広島町	北広島町環境基本計画 北広島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編） 北広島町地域防災計画
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン 大崎上島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 大崎上島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 大崎上島町地域防災計画
世羅町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町災害廃棄物処理計画
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン 神石高原町災害廃棄物処理計画

※1 災害廃棄物処理計画が各市町地域防災計画に包括されている場合は、地域防災計画名を記載しています。

※2 この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。

## 第9 環境基準

### 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### 2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

1 mg = 1000 分の 1 g = 1000 μg

### 3 水質汚濁に係る環境基準

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格65.2(65.2.2及び65.2.7を除く)(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65、の備考11のb)による場合に限り。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170 - 7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境省告示第59号)(以下において「告示」という。)の付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試験溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準において同じ。</p> <p>3 海域においては、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の 性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	素 濃 度 (BOD)	生物化 酸 求 (S S)	浮 遊 物 質 量 (D O)	溶 存 酸 素 量 (D O)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/ 100mL以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	300 CFU/ 100mL以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/ 100mL以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit）/100mLとし、大腸菌数を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。



(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の 性	基準値					該当水域
		水 イ 濃 ( P H )	化 学 的 要 求 ( C O D )	浮 遊 物 質 ( S S )	溶 酸 素 ( D O )	存 量 大 腸 菌 数	
A A	水道1級、水産1級、自然環境 保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/ 100mL以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級、水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/ 100mL以下	
B	水産3級、工業用水1級、 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置により これと同程度の計測結果の 得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極若しくは光 学式センサを用いる水質 自動監視測定装置により これと同程度の計測結果の 得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit）/100mLとし、大腸菌数を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1 種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格 45の備考3を除く。海域において同 じ。）に定める方法	規格46.3（規格46の備考9を除く。海 域において同じ。）に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の 性	基準値					該当水域	
		水イ濃 (pH)	素オ 濃 (CO <sub>2</sub> )	化学的 要求 量 (COD)	溶酸 素 量 (DO)	存 量 大腸菌数		n-ヘキ サン 抽出物 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下		2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/ 100mL以下	検出され ないこと。	別に国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下		3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下		8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法		

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。  
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mLとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$3 \text{ COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [ (b) - (a) ] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

- (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）
- (b) : 蒸留水について行った空試験値（mL）
- f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌数を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種、水浴、及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種、及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種、水産工業、水生生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 水生生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

#### 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格65.2(65.2.2及び65.2.7を除く)(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試験溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。		
4 1、2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

## 5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

### (1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき 都道府県知事が地域の区分ごとに指定する 地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。  
 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

### (2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

### (3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。  
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

## 6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。